

「青森県沖日本海（南側）」、
「山形県遊佐町沖」
海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域
公募占用指針

令和 6 年 1 月 策定

令和 7 年 ● 月 改訂

経済産業省

国土交通省

目 次

第 1 章 総論	1
(1) 趣旨	1
(2) 定義	2
第 2 章 公募対象とする事業の要件	4
(1) 公募対象とする発電設備について	4
1) 対象発電設備区分等（法第 13 条第 2 項第 1 号）	4
2) 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の出力の量の基準（法第 13 条第 2 項第 4 号）	4
(2) 当該海洋再生可能エネルギー発電設備のための促進区域内海域の占用の区域（法第 13 条第 2 項第 2 号）	5
(3) 供給価格等に関する事項について	5
1) 供給価格上限額（法第 13 条第 2 項第 7 号）	5
2) 公募に基づく再エネ特措法第 2 条の 3 第 1 項に規定する基準価格又は同法第 3 条第 2 項に規定する調達価格の額の決定の方法（法第 13 条第 2 項第 8 号）	5
3) 公募の対象とする交付対象区分等又は特定調達対象区分に係る再エネ特措法第 2 条の 3 第 1 項に規定する交付期間又は同法第 3 条第 2 項に規定する調達期間（法第 13 条第 2 項第 9 号）	5
(4) 事業の実施期間に係る事項について	6
1) 当該海洋再生可能エネルギー発電設備のための促進区域内海域の占用の開始の時期（法第 13 条第 2 項第 3 号）	6
2) 公募占用計画の認定の有効期間（法第 13 条第 2 項第 13 号）	6
3) 占用の期間	6
(5) その他留意すべき事項	6
1) 海洋再生可能エネルギー発電事業を行う者と関係行政機関の長、関係都道府県知事及び関係市町村長との調整に関する事項（法第 13 条第 2 項第 14 号）	6
2) 本促進区域に係る漁業・地域との協調の在り方等について	6
3) 促進区域内海域の占用の期間が満了した場合その他の事由により促進区域内海域の占有をしないこととなった場合における当該海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去に関する事項（法第 13 条第 2 項第 12 号）	7
第 3 章 事業実施に必要な情報の提供	10
(1) 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し法第 13 条第 2 項第 2 号に掲げる区域と一体的に利用される港湾に関する事項（法第 13 条第 2 項第 11 号）	10
(2) 国が行った調査結果等に係る情報の提供について	10

1) 情報提供の手続	10
2) 提供する情報の内容	10
第4章 公募の実施スケジュール	12
(1) スケジュール	12
(2) 説明会の開催	12
(3) 協議会構成員による説明会	13
(4) 公募占用指針に関する質問の受付	13
第5章 公募参加のための手続	14
(1) 公募の参加者の資格に関する基準（法第13条第2項第5号）	14
1) 公募参加資格	14
2) 公募参加及び事業の実施に当たって遵守すべき事項等	14
(2) 公募占用計画の提出	17
1) 公募占用計画の提出期間及び提出方法	17
2) 提出書類	18
3) 応募の無効、公募の延期	20
i) 応募の無効について	20
ii) 公募の延期等	20
(3) 保証金に関する事項（法第13条第2項第6号）	20
1) 保証金の額及び提供方法	21
2) 保証金の返還	26
3) 保証金の没収に関する事項	26
4) 第2次保証金及び第3次保証金の没収免除	28
5) 没収通知等に関する事項	30
第6章 公募占用計画に記載すべき事項	32
(1) 概要	32
(2) 公募占用計画に記載すべき事項	32
1) 公募に応じて選定事業者になろうとする者の氏名、生年月日その他必要な事項（施行規則第4条第2項第1号及び第2号）【様式3-1-2 1）】	32
2) 占用の区域及び占用の期間	33
3) 海洋再生可能エネルギー発電事業の内容及び実施時期等	35
4) その他必要な事項	38
5) 公募占用計画の要旨	39
第7章 選定事業者の選定の流れ	40
(1) 事業者選定のプロセス	40
(2) 公募占用計画の審査	40
1) 公募占用指針との適合性の審査（法第15条第1項第1号）	40
2) 法第10条第2項に該当しない計画であることの審査（法第15条第1項第2号）	40
3) 法第15条第1項第3号の経済産業省令・国土交通省令への適合性の審査（法第15条第1項第3号）	40

4) 公募占用計画の提出者の審査（法第 15 条第 1 項第 4 号）	40
(3) 公募占用計画の評価、選定事業者の選定	41
1) 評価プロセス	41
2) 選定及び学識経験者等の意見の聴取	41
3) 通知	42
4) 選定又は非選定理由に関する説明	42
(4) 選定の取消し等	43
① 選定事業者の選定の取消し事由	43
② 選定事業者の選定の取消し通知	43
③ 選定事業者の選定の取消しがあった場合の事業者選定等	44
第 8 章 選定事業者を選定するための評価の基準（法第 13 条第 2 項 15 号）	45
(1) 供給価格の評価方法	45
(2) 事業実現性に関する評価項目及び確認方法	45
(3) 評価の配点及び採点方法	46
(4) 評価に関する補足事項	57
第 9 章 選定事業者の選定後に行う手続	60
(1) 基準価格等の決定	60
(2) 公募占用計画の認定	60
(3) 公募占用計画等の公示	60
(4) 系統に係る契約等の承継と承継条件等について	61
1) 系統に係る接続契約等について	61
2) 本件契約上の地位等以外の資産について	62
3) 本件契約上の地位等の承継に関する条件の詳細について	62
(5) 公募占用計画の変更に係る事項	62
1) 変更を認める場合の基準	63
2) 認定公募占用計画の変更内容の公示	64
3) 軽微な変更についての変更の届出	65
4) SPC の構成員の変更について	65
(6) FIP 認定の申請期限（法第 13 条第 2 項第 10 号）	66
(7) 占用許可に係る事項について	66
1) 選定事業者の責務	66
2) 占用許可及び占用料	66
i) 占用許可	66
ii) 占用料	67
iii) 選定事業者以外の占用の禁止	67
iv) 占用許可の条件	68
v) 占用料の支払方法	69
(8) 公募占用計画の履行状況の報告について	69
(9) 地位の承継	70
1) 選定事業者の一般承継人	70

2) 海洋再生可能エネルギー発電設備の所有権等を取得したもの	70
第10章 その他	71
(1) 公募占用計画の認定の取消し	71
(2) 公募占用計画に係る接続検討申込みについて	71
(3) 公募占用計画に係る防衛省への確認について【青森県沖日本海（南側）のみ適用】	72
(4) その他の留意事項	73
(5) 担当部局	74
第11章 選定事業者の希望に基づく制度変更	75
(1) 選定事業者の希望に基づく制度変更の適用の趣旨	75
(2) 新たな保証金制度及び価格調整スキームを適用する変更	75
1) 制度変更に係る公募占用計画の変更	75
2) 保証金制度の変更内容	75
3) 価格調整スキームの適用の内容	84
(別添1) 本公募対象区域	87
(別添2-1) 青森県沖日本海（南側）における協議会意見とりまとめ	93
(別添2-2) 山形県遊佐町沖における協議会意見とりまとめ	106
(別添3) 促進区域と一体的に利用できる港湾	124
(別添4) 公募参加資格	131
(別添5) 系統に係る契約上の地位の承継条件等	134
(別添6) 関係都道府県知事の評価の考え方	136

第 1 章 総論

(1) 趣旨

経済産業大臣及び国土交通大臣は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成 30 年法律第 89 号。以下「法」という。）第 7 条及び第 8 条に規定する基本方針に基づき、我が国の領海及び内水の海域のうち一定の区域であって、同法第 8 条第 1 項各号に掲げる基準に適合するものとして、令和 5 年 10 月 3 日付けで、「青森県沖日本海（南側）」、「山形県遊佐町沖」を海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（以下「促進区域」という。）に指定した。

本公募占用指針は、法第 13 条第 1 項に基づき、上記の 2 促進区域内の海域（その上空及び海底の区域を含む。以下「本促進区域内海域」という。）において、海洋再生可能エネルギー発電設備を用いて海洋再生可能エネルギー発電事業を行うべき者を公募によりそれぞれ選定するため、調達価格等算定委員会、関係都道府県知事及び学識経験者の意見を聴いた上で、公募の実施及び本促進区域内海域の占用に関する事項を定めるものである。

具体的には、法第 13 条第 2 項各号に基づき、以下①～⑩に掲げる事項及び一般海域における占用公募制度の運用指針（令和 4 年 10 月）においてその他公募占用指針に定めるべき事項として追加した以下のア～クに掲げる事項を定めるとともに、その他公募に当たって必要な事項を定める。

（法第 13 条第 2 項各号に基づき本公募占用指針において定められた事項）

- ① 公募の対象とする海洋再生可能エネルギー発電設備に係る再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下、「再エネ特措法」という。）第 2 条の 2 第 1 項に規定する交付対象区分等（以下、「交付対象区分等」という。）又は再エネ特措法第 3 条第 1 項に規定する特定調達対象区分等（以下「特定調達対象区分等」という。）
- ② 当該海洋再生可能エネルギー発電設備のための促進区域内海域の占用の区域
- ③ 当該海洋再生可能エネルギー発電設備のための促進区域内海域の占用の開始の時期
- ④ 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の出力の量の基準
- ⑤ 公募の参加者の資格に関する基準
- ⑥ 公募の参加者が提供すべき保証金の額並びにその提供の方法及び期限その他保証金に関する事項
- ⑦ 供給価格（当該海洋再生可能エネルギー発電設備を用いて供給することができる海洋再生可能エネルギー電気の一キロワット時当たりの価格をいう。）の上限額（以下、「供給価格上限額」という。）
- ⑧ 公募に基づく再エネ特措法第 2 条の 3 第 1 項に規定する基準価格又は同法第 3 条第 2 項に規定する調達価格の額の決定の方法

- ⑨ 公募の対象とする交付対象区分等又は特定調達対象区分等に係る再エネ特措法第2条の3第1項に規定する交付期間又は同法第3条第2項に規定する調達期間
- ⑩ 選定事業者における再エネ特措法第9条第1項の規定による認定の申請の期限
- ⑪ 当該再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し法第13条第2項第2号に掲げる区域と一体的に利用される港湾に関する事項
- ⑫ 促進区域内海域の占用の期間が満了した場合その他の事由により促進区域内海域の占有をしないこととなった場合における当該海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去に関する事項
- ⑬ 法第17条第1項の認定（以下「公募占用計画の認定」という。）の有効期間
- ⑭ 海洋再生可能エネルギー発電事業を行う者と関係行政機関の長、関係都道府県知事及び関係市町村長との調整に関する事項
- ⑮ 選定事業者を選定するための評価の基準
- ⑯ ①から⑮に掲げるもののほか、その他必要な事項

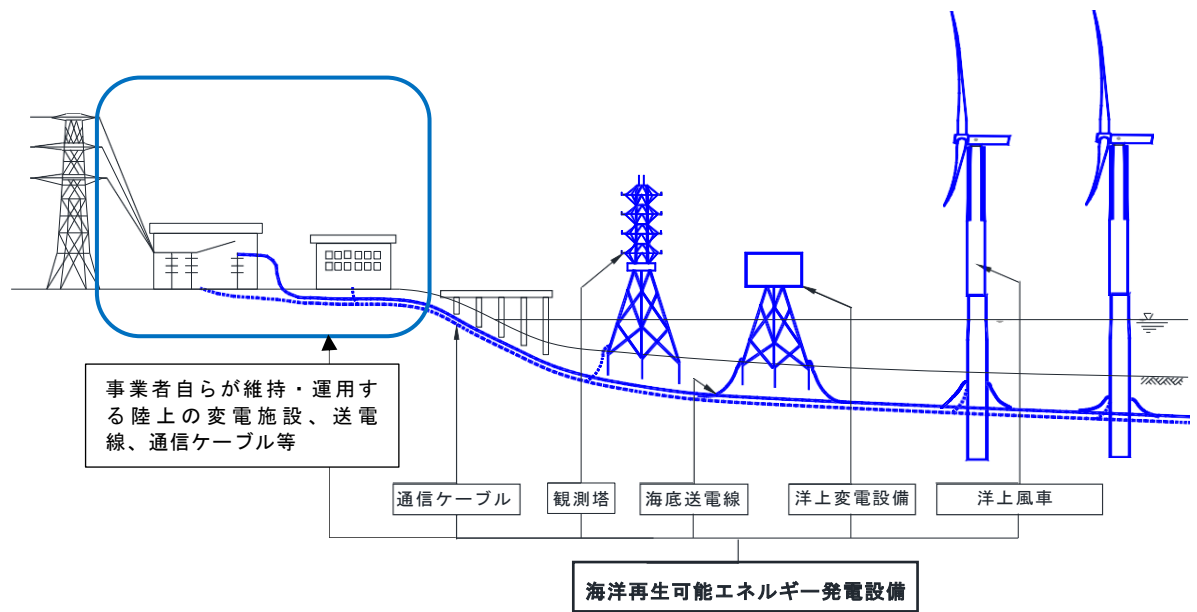
（一般海域における占用公募制度の運用指針に基づき公募占用指針に記載すべき事項）

- ア．公募占用計画に記載すべき事項
- イ．占有の許可条件
- ウ．提供情報
- エ．公募参加者一者当たりの落札制限に関する事項
- オ．承継される系統の容量とその価格
- カ．漁業・地域との協調の在り方について
- キ．公募占用計画の履行状況の報告について
- ク．遵守すべき事項について

（２）定義

1) 海洋再生可能エネルギー発電設備

本公募占用指針において、海洋再生可能エネルギー発電設備とは、洋上風車、洋上変電施設、観測塔のほか、洋上風力発電に係る海底送電線・通信ケーブル（陸上にある変電施設、送電線、通信ケーブル等を含め、事業者が維持し、及び運用するものに限る。）を含めるものとする。



2) その他

前項で定めるもののほか、本公募占用指針において用いる用語は、法、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行規則（平成 31 年経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下「施行規則」という。）、再エネ特措法及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成 24 年経済産業省令第 46 号。以下「再エネ特措法施行規則」という。）において使用する用語の例による。

第2章 公募対象とする事業の要件

本公募により募集する発電事業は、下記（１）から（５）までを満たす事業とする。

（１）公募対象とする発電設備について

1) 対象発電設備区分等（法第13条第2項第1号）

本公募の対象とする対象発電設備の区分等は、風力発電設備（着床式洋上風力）（再エネ特措法施行規則第3条第6号に該当する風力発電設備をいう。以下同じ。）とする。

2) 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の出力の量の基準（法第13条第2項第4号）

本公募における海洋再生可能エネルギー発電設備の出力の量の基準は、最大受電電力は、当該区域で活用することを希望するとして情報提供のあった系統（以下「確保されている系統」という。）の範囲で事業を実施することとし、海洋再生可能エネルギー発電設備の出力（※）については、公募参加者が一般送配電事業者との調整を行うことを前提に、上限を設定せず、下限は確保されている系統の容量から20%を減じた値（2者以上から、自らが確保している系統を当該区域で活用することを希望するとして情報提供があった場合は、事業者毎の系統容量の小さい方から20%を減じた値）とする。

（※）海洋再生可能エネルギー発電設備の出力とは、本促進区域内海域における海洋再生可能エネルギー発電設備が発電できる能力（kW）の合計をいう。

本公募の対象とする区域における確保されている系統及び出力下限値は、以下のとおり。

促進区域名	確保されている系統	出力下限値
青森県沖日本海（南側）	48 万 kW	9.6 万 kW
	12 万 kW	
山形県遊佐町沖	45 万 kW	36 万 kW

（留意事項）

本公募は、系統を確保し、これを本公募へ活用することを希望した事業者（以下「系統提供事業者」という。）の系統（詳細は第3章（2）2）により提供する情報のとおり）を活用することを前提に実施する。このため、本公募に参加する事業者（以下「公募参加者」という。）は、系統提供事業者が一般送配電事業者に対して接続検討申込みを行った内容について、出力等の変更が可能か検討する必要がある、上記の出力の量の基準の範囲内においても、系統状況や連系する風車の仕様等（出力等）によっては、出力等の変更が不可となる場合があるため個別に判断が必要なことに留意すること。

なお、公募参加者は、公募期間中に一般送配電事業者に対して、承継後の出力の

変更可否を判断するための接続検討申込みを行うことが可能であり、詳細は第10章
(2)「公募占用計画に係る接続検討申込みについて」を参照すること。

(2) 当該海洋再生可能エネルギー発電設備のための促進区域内海域の占用の区域（法第13条第2項第2号）

本公募の対象とする海洋再生可能エネルギー発電設備のための促進区域内海域の
占用の区域は以下とする。

- ① 所在地 ・青森県沖日本海（南側）
 ・山形県遊佐町沖
- ② 対象区域 別添1 参照

(3) 供給価格等に関する事項について

1) 供給価格上限額（法第13条第2項第7号）

各促進区域における本公募において公募参加者が提案する供給価格上限額は、以
下のとおりとする。

促進区域名	供給価格上限額
青森県沖日本海（南側） 山形県遊佐町沖	18 円/kWh

**2) 公募に基づく再エネ特措法第2条の3第1項に規定する基準価格又は同法第3
条第2項に規定する調達価格の額の決定の方法（法第13条第2項第8号）**

本公募はFIP制度を適用することとし、基準価格の額は、選定事業者が公募占用
計画に記載した供給価格の額とする。

**3) 公募の対象とする交付対象区分等又は特定調達対象区分に係る再エネ特措法第
2条の3第1項に規定する交付期間又は同法第3条第2項に規定する調達期間
（法第13条第2項第9号）**

本公募はFIP制度を適用することとし、交付期間は20年間とする。

ただし、選定事業者が初めて公募占用計画の認定を受けた時点で公募占用計画に
記載されている海洋再生可能エネルギー発電設備による運転開始予定日（市場取引
等により再生可能エネルギー電気の供給を開始する予定日をいう。公募占用計画に
は「事業の実施時期（運転開始予定日）」として記載し、再エネ特措法第9条第4
項の認定を受けた日から起算して8年が経過した日以前の日とすること。）を運転
開始期限日とし、この日より後に再生可能エネルギー電気の供給を開始した場合に
は、20年間から運転開始期限日を超過した期間に相当する期間を減じて得た期間を
交付期間とする。なお、他の促進区域の選定事業者や港湾区域内に海洋再生可能エ

エネルギー発電設備を設置するために港湾法第 37 条第 1 項に基づく許可を受けた者との間で、促進区域と一体的に利用する港湾を使用する時期に重複があり、経済産業省及び国土交通省が調整せざるを得ないとして公募占用計画に記載された運転開始予定日を遅らせた場合に限り、運転開始期限日の延長を認める。

また、法第 21 条第 1 項に基づき、公募占用計画の認定が取り消された場合には、当該取消しの日をもって交付期間は終了することとする。

(4) 事業の実施期間に係る事項について

1) 当該海洋再生可能エネルギー発電設備のための促進区域内海域の占用の開始の時期（法第 13 条第 2 項第 3 号）

法第 13 条第 2 項第 3 号に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備のための促進区域内海域の占用開始の時期は、再エネ特措法第 9 条第 4 項の認定を受けた日から起算して原則 6 年以内とする。

2) 公募占用計画の認定の有効期間（法第 13 条第 2 項第 13 号）

公募占用計画の認定の有効期間は 30 年とする。

3) 占用の期間

本公募に係る海洋再生可能エネルギー発電設備の本促進区域内海域の占用の期間は、占用の許可を受けた日から 30 年とする。ただし、公募占用計画の認定の有効期間内に限る。

なお、公募占用計画の認定の有効期間の終了後の占用については、占用許可期間内に事業者が洋上風力発電設備を撤去した後、事業者を改めて公募することを原則とする。ただし、①引き続き促進区域として指定することが妥当であること、②再度公募する必要性が認められないこと、かつ、③占用許可審査基準に適合していることの全てに該当した場合、法第 10 条第 1 項に基づく占用許可の更新が認められることがあり得る。

(5) その他留意すべき事項

1) 海洋再生可能エネルギー発電事業を行う者と関係行政機関の長、関係都道府県知事及び関係市町村長との調整に関する事項（法第 13 条第 2 項第 14 号）

洋上風力発電事業の実施のためには、地元関係者等の理解を得る必要がある。その基本となるのは、関係行政機関の長、関係都道府県知事及び関係市町村長との調整であり、事業の実施に当たっては、選定事業者は関係法令を遵守するとともに、関係行政機関の長、関係都道府県知事及び関係市町村長と十分に調整し、十分な理解がなされるように努めること。

2) 本促進区域に係る漁業・地域との協調の在り方等について

本促進区域の指定に当たっては、本促進区域における発電事業と漁業・地域との協調を図る観点から、法第9条第1項の規定に基づき、令和2年12月25日に青森県沖日本海（南側）における協議会、令和4年1月24日に山形県遊佐町沖における協議会が設置され、促進区域の指定及び促進区域における海洋再生可能エネルギー発電事業の実施に関し必要な協議が行われた。

当該協議会においては、（別添2-1）青森県沖日本海（南側）における協議会意見とりまとめ、（別添2-2）山形県遊佐町沖における協議会意見とりまとめのとおり、促進区域として指定することに異存はないものの、指定に当たっては、公募から発電事業終了までの全過程において、同協議会が示す事項に留意することを求める旨の意見が取りまとめられた。

（別添2-1）～（別添2-2）の協議会意見とりまとめ「3. 留意事項」及び「4. 将来像」を尊重して事業を実施すること。

3) 促進区域内海域の占用の期間が満了した場合その他の事由により促進区域内海域の占有をしないこととなった場合における当該海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去に関する事項（法第13条第2項第12号）

選定事業者は促進区域内海域の占有をしないこととなった場合、海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去を行う義務を負う。なお、法第20条に基づき、選定事業者の地位を承継した者がいる場合は当該承継者が同義務を負う。海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去に当たっては、下記事項に留意し、撤去の考え方を含めた公募占用計画を策定すること。

i) 撤去に当たっては海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号。以下「海防法」という。）等の関係法令を遵守すること。

ii) 本促進区域内海域において設置する施設の撤去に関しては、原則、原状回復すること。ただし、海防法対象施設の一部を残置又は海洋に捨てる（以下「残置等」という。）ことを前提とした公募占用計画を作成する場合には、関係法令を遵守することとし、特に下記の事項に留意すること。

① 海防法との関係

環境大臣の廃棄の許可を受ける等海防法を遵守することを条件に、撤去の際にその一部を残置等することを前提とした公募占用計画の作成を認める。

ただし、撤去時に上記の環境大臣の許可が認められなかった場合及び残置等した後に問題が明らかになった場合の責任は事業者にするものとする。

なお、一部残置等することを前提とした公募占用計画を作成する場合は、「着床式洋上風力発電施設の残置に係る検討会」（環境省）において示されている「着床式洋上風力発電施設の廃棄許可に係る考え方」（※）に留意し、

海洋環境の保全に十分配慮した撤去方法を検討すること。

(※) 「着床式洋上風力発電施設の廃棄許可に係る考え方」の公表について
(環境省)

<https://www.env.go.jp/press/110046.html>

② 法との関係

上記①に基づき、環境大臣の許可を得て施設の一部を残置等する行為は、法第 12 条における禁止行為には該当しない。また、当該行為は、法第 10 条第 1 項における国土交通大臣の許可を要しない（施設として残置する場合は除く）。

iii) 撤去に当たっては、占用許可期間の終了後又は公募占用計画の提出者が経営破綻した場合に備え、次の①②を踏まえた撤去費用の確保等に関する方法を公募占用計画に示すこと。

① 撤去費用の金額

撤去費用のうち、公募段階における海洋に設置した設備の撤去費用は、一律に、海洋における施工費（海洋における基礎、風車、ケーブル、洋上変電所の施工費及びその他施工費。なお、基礎・風車・ケーブル、洋上変電所等の資材購入費は含まない。また、陸上に設置する変電施設や送電線の施工費や施工に要する資材購入費は含まない。）の 70%とする。（撤去費用の金額及び算出根拠については事業者選定における評価の対象とはしない。）

ただし、事業者選定後、選定事業者は撤去方法及び撤去費用の詳細な検討を行い、経済産業省、国土交通省及び環境省に相談の上、海洋における建設工事着手日までに撤去費用の額を精査の上、原則として公募占用計画を変更すること。

なお、今後、長期的には撤去に関しても技術開発等が進むことも想定されることから、技術の進展に伴い撤去方法及び撤去費用を見直すことは可能である。

② 撤去費用の確保方法

選定事業者は、発電事業の開始から撤去の完了までの全期間において、①で算出した撤去費用の金額の全額について、以下のア) 又はイ) の方法により撤去費用を確保するための措置を講じること。

ア) 及びイ) の方法を併用することも可能であり、この場合はア) 及びイ) の方法により確保される金額の合計額が①の撤去費用の金額となるようにすること。なお、ア) 及びイ) の金額の配分を事業年度ごとに変更すること及びア) については事業年度ごとの保証状の更新が可能である。但し、保証状の更新が

行えない等、①の撤去費用の金額の確保ができない場合には、占用許可の取り消しを行うことがある。

ア) 撤去費用を担保するための保証状の提出

海洋再生可能エネルギー発電設備により市場取引等により再生可能エネルギー電気の供給を開始する日（以下「運転開始日」という。）までに政府宛の金融機関保証状（デコミッショニング LC に限らず、保証状の形式でも可）を国土交通省の担当部局に差し入れること。なお、当該保証状の条件として、不可抗力等の事由の如何を問わず当該撤去費用に関する保証履行を担保する旨が記載されていること。

※ 公募占用計画提出時に金融機関による Letter of Intent（金融機関等が公募段階で公募参加者に対し融資等の検討を実施することを約する文書をいう。以下「LOI」という。）を提出すること。なお、プロジェクトファイナンスを利用する場合の金融機関の LOI にデコミッショニング LC を含むことで、プロジェクトファイナンスに関する LOI を以て当該 LOI を代替出来るものとする。なお、金融機関が保証状を発行する時点の金融庁長官に登録された格付業者による長期信用格付が、A－又はA 3 以上であることを要する。

なお、保証状は、選定事業者による公募占用計画に記載された海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去が完全に実施されたことが確認された後に返還する。

イ) 撤去費用の積立てを証する書類の提出

倒産時にも隔離可能であり、また、撤去以外の目的での預金の利用を制限する口座を開設し（例えば、信託銀行の国内支店に、国土交通大臣を受益者、選定事業者を委託者兼受益者とするエスクロー口座等を開設するなど）、運転開始日までに必要な金額を当該口座に入金すること。当該口座に信託等した金銭は、経済産業大臣及び国土交通大臣の承認なく引き出してはならない。また、選定事業者は、当該口座への信託等を開始した時点から、毎年、国の会計年度の終了の日（当該日が土曜日、日曜日、祝日に当たるときは、その直前の平日（土曜日を除く。））までに当該口座の残高証明書を国土交通省に提出することとする。

iv) 撤去完了時の状況をカメラによる撮影その他の方法で確認し、遅滞なく国土交通大臣に対して報告すること。

第3章 事業実施に必要な情報の提供

- (1) 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し法第13条第2項第2号に掲げる区域と一体的に利用される港湾に関する事項（法第13条第2項第11号）

海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し、各促進区域内海域と一体的に利用できる港湾は、それぞれ下表のとおりであり、その諸元や利用条件、留意事項等は別添3に記載するとおりとする。

促進区域	促進区域と一体的に利用できる港湾（注）
青森県沖日本海（南側）	青森港
山形県遊佐町沖	酒田港

（注）青森港及び酒田港の利用については、事業評価に係る所定の手続きを経た後、予算措置されることが前提となる。予算措置がされない場合には、「青森県沖日本海（南側）」及び「山形県遊佐町沖」の促進区域と一体的に利用できる港湾について変更する場合がある。

- (2) 国が行った調査結果等に係る情報の提供について

1) 情報提供の手続

促進区域の指定に当たって経済産業大臣及び国土交通大臣が行った調査等によって得られた情報については、事業者が本公募への参加及び公募占用計画における提案内容を検討する際に参考になると考えられることから、令和5年11月24日付け「「青森県沖日本海（南側）」、「山形県遊佐町沖」に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域に関する情報の提供について」に基づき情報提供を行っている。

情報の提供を受けることを希望する事業者は、上記「「青森県沖日本海（南側）」、「山形県遊佐町沖」に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域に関する情報の提供について」の定めるところに従い本情報の提供申請を行うこと。

2) 提供する情報の内容

上記「「青森県沖日本海（南側）」、「山形県遊佐町沖」に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域に関する情報の提供について」に基づき提供している情報の概要は以下のとおりである。

i) 風況・海象等の調査の結果

項目	内容	
気象	風況	年平均風速、風速分布・風向分布、乱流強度、極値風速等
	潮汐	潮汐変化、最高／最低静水位等
海象	波浪	有義波高・波のピーク周期等
	海底形状、海底人工物、海底面下の土層構造等（音波探査・土質調査）	

ii) 系統に係る契約等の情報

項目	内容
系統に係る契約等の情報	系統提供事業者から提供を受けた系統連系に関する契約書や接続検討回答書等の情報
承継が義務付けられる資産等の承継価格を算出するために必要な情報	系統提供事業者が一般送配電事業者に対して支出した実費（工事費負担金等）及びその支払日、未払の工事費負担金の額等
承継する系統容量に付随する事業資産等の情報	発電事業者が自己の責任で敷設する自営線や、海底送電線・通信ケーブルの敷設状況等に関する情報等（各事業者により容易に異なる選択肢を選択し得ると考えられるもの等を除いたもの）

iii) 防衛省への確認に当たり風車の設置位置等の検討に参考となる情報【青森県沖日本海（南側）のみ提供】

第 10 章（3）に基づく防衛省への確認に当たり、促進区域内における、自衛隊・在日米軍の活動に支障を及ぼさない洋上風車の高さ等について示した情報等、洋上風車の設置位置等の検討に参考となる情報。

第4章 公募の実施スケジュール

(1) スケジュール

【公募実施関係】

- | | |
|----------------|---------------------|
| 1) 公募占用指針の配布開始 | 令和6年1月19日(金) |
| 2) 公募占用計画の受付期限 | 令和6年7月19日(金) 17時00分 |
| 3) 審査・評価 | 令和6年7月22日(月)～ |
| 4) 選定結果公表 | 令和6年12月 |

【情報提供関係】

- | | |
|--|--|
| 1) 「青森県沖日本海(南側)」、「山形県遊佐町沖」海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域に関する情報提供の受付 | 令和5年11月24日(金)～令和6年4月19日(金)
(ただし、第二次被提供者の追加の申請期限は令和6年6月19日(水)とする。) |
| ※ 令和5年11月24日付け「「青森県沖日本海(南側)」、「山形県遊佐町沖」に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域に関する情報の提供について」参照 | |
| 2) 説明会申込受付 | 令和6年1月19日(金)
～令和6年1月30日(火) |
| 3) 説明会 | 令和6年2月2日(金) 14時～16時 |
| 4) 公募占用指針の質問受付 | 令和6年1月19日(金)
～令和6年2月19日(月) |
| 5) 協議会構成員による説明会 | 令和6年2月～3月頃(促進区域毎に実施) |
| 6) 質問への回答 | 令和6年3月末頃 |

(2) 説明会の開催

希望者を対象に提出資料の記載要領等の公募に関する説明会を次のとおり開催するので、参加希望者は事前申込みを行うこと。なお、説明会当日は、事務局から公募占用指針の概要等について説明することとし、参加者からの本公募に関する質問に対する回答は、後日、後記(4)の質問に対する回答と合わせて公表する予定である。

- | | |
|---------|--|
| 1) 日 時 | 令和6年2月2日(金) 14時～16時 |
| 2) 実施方法 | オンラインの方式による。
詳細については、希望者に電子メールにて連絡する予定
回線の都合により、1社につき3回線での接続に制限する予定。 |
| 3) 申込様式 | 「青森県沖日本海(南側)」、「山形県遊佐町沖」洋上風力発電事業の公募に関する説明会参加申込書【様式1】 |
| 4) 申込期間 | 令和6年1月19日(金)～令和6年1月30日(火) |
| 5) 申込方法 | |

下記申込先に、公募に関する説明会参加申込書【様式1】を電子メールにより送付すること

6) 申込先

宛先 : 第 10 章 (5) 「担当部局」記載の国土交通省の担当部局

アドレス : hqt-2023koubo@gxb.mlit.go.jp

件名 : 「公募に関する説明会参加申込について」と記載すること

(3) 協議会構成員による説明会

事業者において協議会の構成員等の意見を的確に把握する機会を設けるため、協議会構成員による説明会を実施する。

開催日程及び開催方法等の実施の詳細については、追って、経済産業省・国土交通省ホームページ等で公表する予定である。

(4) 公募占用指針に関する質問の受付

本公募占用指針に基づいて公募占用計画を提出するに当たっての質問がある場合には、次のとおり受け付ける。

- 1) 提出様式 「青森県沖日本海（南側）」、「山形県遊佐町沖」洋上風力発電事業の公募に関する質問書【様式 2】
- 2) 受付期間 令和 6 年 1 月 19 日（金）～令和 6 年 2 月 19 日（月）
- 3) 提出方法 様式 2 を Word 形式にて電子メールに添付し提出すること。
（メール件名：「公募に関する質問書（事業者名・提出日）」）
- 4) 提出先 第 10 章 (5) 「担当部局」記載の経済産業省及び国土交通省の担当部局
- 5) 回答

提出された質問及びその回答は、令和 6 年 3 月頃にホームページで公表する。

※ なお、今後、情勢の変化が生じて上記の取扱いの変更を行うこととなった場合には、別途公表する。

第5章 公募参加のための手続

(1) 公募の参加者の資格に関する基準（法第13条第2項第5号）

1) 公募参加資格

公募に参加できる者は、（別添4）公募参加資格に記載する要件をいずれも満たす企業、又は複数の企業で構成する連合体（以下「コンソーシアム」という。）とする。

コンソーシアムにより公募に参加する場合には、選定事業者として選定された後、公募占用計画の認定を受けるまでに、公募占用計画に記載した議決権保有割合の構成員により構成されるSPC（本公募に係る事業の実施のみを目的とする会社をいう。以下同じ。）を設立して、コンソーシアムを解消することを条件とし（ただし、公募占用計画の提出前に、SPCを設立していた場合は、当該SPCを活用することは差し支えない。）、SPCとして公募占用計画の認定を受けるものとする。なお、コンソーシアムの全ての構成員が、SPCの構成員になるものとする。

コンソーシアムにより公募に参加する場合には、コンソーシアムの構成員が公募参加資格に記載する要件をいずれも満たす必要がある。また、SPCにより公募に参加する場合（以下「SPC参加の場合」という。）には、SPCの議決権を有する企業の実績等についても公募占用計画の評価の対象となるが、この場合には、SPCの議決権を有する構成員についても公募参加資格に記載する各要件（別添4の2(1)の要件を除く。）を満たす必要がある。

2) 公募参加及び事業の実施に当たって遵守すべき事項等

本公募への参加及び事業の実施に当たっては、下記の事項を遵守すること。また、コンソーシアムにより公募に参加する場合にはコンソーシアムの構成員、SPC参加の場合にはSPCの議決権を有する企業（以下「SPCの構成員」といい、コンソーシアムの構成員及びSPCの構成員を併せて「コンソーシアム又はSPCの構成員」という。）においても下記事項を遵守すること。

なお、下記の遵守事項に違反した場合、その応募が無効と扱われ、又は選定事業者としての選定が取り消されることがある。また、（別添4）で定めるところにより、他の促進区域での公募への参加を一定期間認めないことがある。

i) 公募参加者がコンソーシアムである場合又はSPC参加の場合は、コンソーシアム又はSPCの構成員の中から公募参加者を代表する企業（以下「代表企業」という。）を定め、当該代表企業が公募手続を行うこと。

ii) コンソーシアムにより公募に参加する場合には、選定事業者として選定された後、公募占用計画の認定を受けるまでに、公募占用計画に記載した議決権保有割合の構成員により構成されるSPCを設立し、コンソーシアムを解消すること（ただし、公募占用計画の提出前に、SPCを設立していた場合は、当該SPCを活用することは差し支えない。）。

iii) 関係法令、基準及び本公募占用指針を遵守し、公募占用計画を作成すること。

iv) 関係法令、基準及び本公募占用指針に記載された事項並びに認定を受けた公募占用計画に従って事業を実施すること。また、本公募占用指針（別添４）公募参加資格３に掲げる事項については、公募占用計画を提出した日から事業者選定の通知がされる日までの期間、遵守すること。なお、選定事業者においては、同公募参加資格３のうち(3)イ、ウ、オを除く事項について、選定後、公募占用計画の認定の有効期間中にわたってこれを継続すること。

v) 協力企業についても（別添４）公募参加資格３（(3)イ、ウ、オを除く。）に該当することがないように、適切に管理すること。

vi) 本公募占用指針が公示された日（令和６年１月１９日）から事業者選定の通知がされる日までの間は、公募による事業者選定手続の公平性、透明性及び競争性を阻害する態様（※１）による地元関係者並びに学識経験者及び専門家等により構成される第三者委員会の委員（以下「地元関係者等」という。）（※２）への接触は行わないこと。

※１ 具体例として、例えば、以下のような行為については、公平性、透明性及び競争性を阻害するような地元関係者等との接触に該当する。

- ・ 地元関係者等から他社の情報を聞き出す行為
- ・ 自らに有利となるような都道府県への陳情を地元関係者等に依頼する行為
- ・ 事業者が地元関係者等に公募に関する助言を求めるといった行為
- ・ 地元関係者等の費用を負担して飲食する行為など地元関係者等に便宜を供与する行為

なお、公平性・公正性・透明性を確保しながら海域調査を行うための接触や地元のイベントに参加すること、協議会等において公平性・公正性・透明性を確保しながら接触を行うことについては、これだけをもって、公募による事業者選定手続の公平性、透明性及び競争性を阻害するものではないと考えられるため、参加資格を失うことにはならない（ただし、上記の便宜供与等を伴う場合は除く。）。

※２ 地元関係者の範囲は、協議会の構成員（関係省庁、自治体及び有識者を除く。以下同じ。）及び協議会の構成員となっている団体の構成員等とする。

関係省庁及び自治体については、国家公務員倫理法等の規程に基づく範囲において接触することは可能であるが、当該規程等に違反する行為を伴う接触があった場合には、公募参加資格を失うこととする。

なお、上記に該当しない者との接触であったとしても、例えば接触相手を通じて都道府県に対して自ら有利になるような働きかけを行った場合など、明らかに

公募による事業者選定手続の公平性・透明性及び競争性を阻害する行為があった場合は、参加資格を失うこととする。

vii) 公募に参加しようとする他の者（自らが公募に参加しない他の促進区域の公募に参加しようとする者を含む。）に係る当該公募に関する情報（※１）を収集する活動及び当該公募に関する自社の情報（※１）を公募に参加しようとする他の者に提供する活動を行わないこと。ただし、FIP 制度の適用に伴い、相対取引等の検討のために小売電気事業者等（※２）との間で協議が必要になることに鑑み、相対取引等の検討のために必要な範囲で当該小売電気事業者等との間で情報の収集・提供を行う場合は除く。

※１ 公開情報及び事業者間での地盤や風況の共同調査で共有される調査データ（公募による事業者選定手続の公平性・透明性及び競争性が阻害されない場合に限る）を除く。

※２ 公募に参加する者が同一法人内に小売電気事業部門や特定卸供給事業（アグリゲーター）部門を有している場合、相対取引等の協議において入手した他の公募参加者の情報について、公募占用計画の作成に当たって活用しないこと。具体的には、他の公募参加者との間で守秘義務契約を締結する等して、公募による事業者選定手続の公平性・透明性及び競争性を阻害しないよう情報管理を徹底すること。これらを確認するため、必要に応じて国から小売電気事業者等に対して直接ヒアリング等を実施する。

viii) 公募占用指針の公示後、選定結果の公表前において、公募参加者は、公募参加意思の表明や公募占用計画提出に関する事実に係るプレスリリース等により、公募参加の事実や公募占用計画の内容等を意図的に開示しないこと（なお、他法令に基づく手続きによる資料公表や、守秘義務を結んだ上での調整（コンソーシアム又は SPC の組成、協力企業との調整等）は意図的な開示には含まない。また、資金調達への支障など特段の事情があり国が必要と認めた場合を除く。）。

ix) 系統提供事業者とは別の事業者が選定事業者として選定された場合、系統提供事業者は、選定の通知を発した日の翌日から３か月以内に遅滞なく系統提供事業者が有している系統に係る契約上の地位を選定事業者に承継し、選定事業者は同期間内に譲渡対価を支払いの上、系統提供事業者から当該契約上の地位の承継を受けること。（詳細は第９章（４）「系統に係る契約等の承継と承継条件等について」参照。）

x) 公募占用計画に記載した事項に偽り等がないこと。

- xi) 当該公募占用計画に係る海洋再生可能エネルギー発電設備と電氣的に接続する電線路を維持し、及び運用する電気事業者から、当該電気事業者がその供給する電気の電圧及び周波数の値を電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 26 条第 1 項（同法第 27 条の 26 第 1 項の規定により準用される同法第 26 条第 1 項の規定を含む。）に規定する経済産業省令で定める値に維持するために必要な範囲で、当該海洋再生可能エネルギー発電設備の出力の抑制その他の協力を求められたときは、これに協力すること。
- xii) 当該公募占用計画に係る海洋再生可能エネルギー発電設備には、その外部から見やすいように、当該認定の申請に係る海洋再生可能エネルギー発電事業を行おうとする者の氏名又は名称その他の事項について記載した標識を掲げること。
- xiii) 当該公募占用計画に係る海洋再生可能エネルギー発電設備を用いて発電を開始したときは、当該海洋再生可能エネルギー発電設備の設置に要した費用に関する情報その他の当該認定の申請に係る海洋再生可能エネルギー発電事業の開始に係る情報について、経済産業大臣に提供すること。
- xiv) 当該公募占用計画に係る海洋再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気の量に関する情報及び当該海洋再生可能エネルギー発電設備の運転に要する費用に関する情報その他の当該認定の申請に係る海洋再生可能エネルギー発電事業の実施に関する情報について、経済産業大臣に対して提供すること。
- xv) 令和 5 年 11 月 24 日付け「「青森県沖日本海（南側）」、「山形県遊佐町沖」に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域に関する情報の提供について」に基づき提供を受けた情報の取扱いについては、当該情報の利用条件として定められている条件を遵守すること。

（２）公募占用計画の提出

1) 公募占用計画の提出期間及び提出方法

公募参加者は、本公募占用指針を熟覧の上、下記及び別紙「記載要領及び様式集」に従って作成した「公募占用計画」及び添付書類を提出するものとする。なお、期限を経過後の提出は受理しない。また、本公募の対象となる促進区域のうち、複数の促進区域の公募に参加する場合においては、促進区域ごとに公募占用計画を作成・提出するものとする。

公募占用計画の記載事項の詳細については、第 6 章「公募占用計画に記載すべき事項」参照のこと。

i) 提出期限 持参の場合：令和6年7月19日（金）17時00分

※ 土日祝を除く平日の10時00分～17時00分に持参すること

送付の場合：令和6年7月19日（金）17時00分（必着）

ii) 提出先

第10章（5）「担当部局」記載の国土交通省の担当部局

iii) 提出方法

① 正本と副本の電子データ（CD-R 又は DVD-R：PDF、様式指定があるものは PDF と指定の様式）をそれぞれ正本は1枚、副本は2枚、持参又は送付（書留郵便又は信書便に限る。）すること。

※ただし、法人登記事項証明書、宣誓書等の印鑑証明書の添付が必要な書類について、「電子署名＋タイムスタンプ＋電子証明書」を使用しない場合は、上記の正本・副本とともに、原本や印鑑証明書を1部紙媒体で提出すること。

② 代理人が公募占用計画の電子媒体を持参して提出する場合においては、併せて委任状を提出すること。

iv) 提出に当たっての注意事項

① 公募占用計画に記載する提出者の住所、事業者名及び代表者欄は、代表者若しくは委任を受けている場合はその代理人に記載、押印又は署名（電子署名を含む）すること。

② 公募参加者又は代理人は、本件公募について他の公募参加者（当該「公募参加者又は代理人」が公募に参加しない他の促進区域の公募参加者を含む。）の代理人を兼ねることはできない。

③ 公募参加者による提出書類に不備がある場合や、公募に関する不正行為を行った場合などについては、当該公募参加者による公募への参加は無効とすることがある（下記3）参照）。

④ 供給価格【様式3-1-2 3）7.】については正本にのみ記載すること。

⑤ その他、提出書類の作成に当たっては、「記載要領及び様式集」の「第1提出書類及び各様式の記載要領」に従うこと。

2) 提出書類

提出書類は次のとおりとする。

i) 公募占用計画【様式3-1-1～3-1-20】

ii) 添付書類

- ・表紙（公募参加申込書及び資格審査書類）【様式 3-2-1】
- ・公募参加申込書【様式 3-2-2】
- ・委任状（代表企業以外のコンソーシアム構成員用）【様式 3-2-3】
※コンソーシアムの場合のみ、全てのコンソーシアム構成員のもの
- ・関心表明書（協力企業用）【様式 3-2-4】
※協力企業がある場合のみ、全ての協力企業のもの
- ・第一次保証金について【様式 3-2-5】
- ・実績を証する書類【様式 3-2-6】
- ・（プロジェクトファイナンスを利用する場合）金融機関の関心表明（LOI）
及び実績を証する書類【様式 3-2-7】
（自己資本による調達を予定する場合）事業者名義の誓約書（様式自由）
※一部でも自己資本による調達を予定する場合は、事業者名義の誓約書を提出すること。全額についてプロジェクトファイナンスを利用する場合は事業者名義の誓約書の提出は不要。
- ・定款及び役員名簿 最新のもの（写し）
- ・法人登記事項証明書 提出日前 3 か月以内に発行されたもの（原本）
- ・事業報告書等 事業報告書、貸借対照表及び損益計算書、付属明細書 過去 3 年分（写し）
※設立 3 年未満の事業者においては提出可能な年数分
- ・納税証明書 法人税、消費税及び地方消費税についての提出日前 3 か月以内に発行されたもの（写し）
- ・宣誓書 【様式 3-2-8】
※下記①及び②の事項を宣誓する旨の宣誓書を添付すること。
 - ① （別添 4）公募参加資格の 3 に記載されている事項のいずれにも該当しないこと。
 - ② 第 5 章（1）2）「公募参加及び事業の実施に当たって遵守すべき事項等」記載の事項をいずれも遵守すること。

（留意事項）

- ・定款及び役員名簿、法人登記事項証明書、事業報告書等、納税証明書、宣誓書については、コンソーシアム又は SPC の全ての構成員分のものを提出すること。
- ・公募占用計画の提出後においても株主総会等により役員名簿の変更があった場合は、その旨を事務局まで連絡し、事務局から要請を受けた必要な資料を追加提出すること。ただし、変更する可能性がある役員個人の実績を公募占用計画に記載する等、公募の評価に影響が出る記載は避けること。

3) 応募の無効、公募の延期

i) 応募の無効について

次のいずれかに該当する応募は無効とすることがある。

- ① 公募参加資格のない者がした応募
- ② 遵守事項（第5章（1）2））に違反する者がした応募（なお、応募後、選定事業者の選定までに遵守事項に違反した者の応募も同様とする。）
- ③ 指定の時刻までに提出しなかった、又は、全ての必要書類が提出されなかった応募
- ④ 所定の様式によらない応募
- ⑤ 記名、押印又は署名（電子署名を含む）を欠く応募
- ⑥ 公募参加者又はその代理人が、同一の促進区域に対して1人で2件以上の応募をした場合、その全ての応募
- ⑦ 公募参加者及びその代理人が、同一の促進区域に対してそれぞれ応募した場合、その双方の応募
- ⑧ 委任状の提出がない代理人がした応募
- ⑨ 供給価格、公募参加者の氏名その他主要部分が識別し難い応募
- ⑩ 供給価格を訂正した応募
- ⑪ 公募に関し、不正な行為を行った者がした応募

ii) 公募の延期等

公募参加者（代理人が公募占用計画を提出する場合にあっては代理人。以下同じ。）が連合し又は不穏の挙動をするなどの場合であって、公募を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該公募を延期し又はこれを取り止めることがある。

（3）保証金に関する事項（法第13条第2項第6号）

恣意的に供給価格を低く設定して複数の応募を行うこと等による公募の不正操作や過当な価格競争を防ぎ、適正な公募の実施を担保するため、入札参加者に対する保証金（以下「第1次保証金」という。）の提供を求める。また、本区域においては、選定事業者のみが認定を取得し事業実施することが可能となるため、選定事業者の確実な事業実施を担保する必要がある。このため、選定事業者に対し、選定時に保証金（以下「第2次保証金」という。）の提供を求めるとともに、更に選定から24か月以内に追加の保証金（以下「第3次保証金」という。）の提供を求める。

保証金の提供については、現金納付による方法のほか、保証金に相当する額を国土交通省の担当部局に提供することを担保する書面（当該保証金に相当する額の提供を担保する者（以下「保証人」という。）が経済産業大臣及び国土交通大臣が定めるも

のに該当する場合に限る。以下「保証状」という。)を国土交通省の担当部局に提出する方法によることができる。現金納付と保証状を併用することも可能であり、この場合はそれぞれにより確保される金額の合計額が保証金相当額となるようにすること。なお、現金納付及び保証状の金額の配分を事業年度ごとに変更すること及び保証状については事業年度ごとの保証状の更新が可能である。この方法による場合において国土交通省担当部局は、当該保証状を返還することにより、保証金の返還に代える。

1) 保証金の額及び提供方法

i) 第1次保証金

① 第1次保証金の額

第1次保証金の単価は、500 円/kW とする。したがって、公募参加者が提供すべき第1次保証金の額は、当該公募参加者の当該公募に係る海洋再生可能エネルギー発電設備の出力（本海域内の海洋再生可能エネルギー発電設備が発電できる出力か、最大受電電力かのいずれか小さいものをいう。第2次保証金及び第3次保証金の額についても同様とする。）に当該単価を乗じて得た額とする。

② 第1次保証金の提供期限

第1次保証金は、公募占用計画の提出時まで提供すること。

第1次保証金が期限までに提供されなかった場合、当該応募は無効とする。

③ 第1次保証金の提供方法

ア) 現金納付による場合

公募占用計画の提出時まで第1次保証金の払込みを行った上、公募占用計画の提出時に保管金提出書【様式 4-1】及び保管金領収証書を国土交通省の担当部局に提出すること。

(留意点)

- ・ 事業者においては、国土交通省から交付される保管金振込書及び保管金領収証書をもって日本銀行代理店（みずほ銀行虎ノ門支店）に第1次保証金に相当する保管金を払い込むこととなる。このため、現金納付に係る事務手続について余裕をもって国土交通省の担当部局に相談すること。

イ) 金融機関の発行する保証状を提出する場合

第1次保証金の納付を保証状の提出に代える場合は、下記の条件を満たす保証状及び添付書類の原本を公募占用計画の提出時に国土交通省の担当部局へ提出すること。

(保証状の条件)

- ・ 【様式 4-2】で定めた保証状様式を使用していること
- ・ 保証人が保証状を発行する時点の金融庁長官に登録された格付業者による信用格付が、A－又はA 3以上の金融機関であること
- ・ 保証状は日本国内の支店で発行されており、代表者及び押印が代表取締役等の代表者となっていること
- ・ 保証期間の終了日が令和7年2月末日よりも長いこと（第7章（4）①iv）に留意すること）
- ・ 保証債務履行請求期限が保証期間の終了日の翌日から6か月間以上あること
- ・ 被保証人は公募参加者（本事業実施のために設立されたSPCを含む。）であること
- ・ 下記3）i）「第1次保証金の没収事由」で定めた場合に国土交通大臣が請求書を発行することで10営業日以内に保証人からの保証金の支払が実行されること
- ・ 保証は取消不能かつ無条件であること
- ・ 支払通貨は日本円となっていること
- ・ コンソーシアムの形態で公募に参加する場合、各構成員を被保証人とする保証状の合計額が、上記①の額であれば足りる。また、その際には、各保証が連帯保証である必要はない。
- ・ 準拠法は日本法とし、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすること

（添付書類）

- ・ 保証人の登記事項証明書（代表者事項証明書）（※）
- ・ 保証人の代表者の印鑑証明書（※）
- ・ 保証状提出時に使用する連絡票【様式 4-4】

※ 提出日より3か月以内に発行された原本を提出すること。

（保証状の提出先）

- ・ 公募占用指針第10章（5）に記載の国土交通省の担当部局
- ・ 公募占用計画の提出に当たっては、「記載要領及び様式集」に従い第1次保証金について【3-2-5】に金融機関の保証状概要（銀行名、支店名、発行日、保証状の番号等）を記入し、提出すること。

ii) 第2次保証金

① 第2次保証金の額

第2次保証金の単価は、5,000 円/kW とする。したがって、選定事業者が提供すべき第2次保証金の額は、選定事業者の当該公募に係る海洋再生可能エネ

ルギー発電設備の出力に当該単価を乗じて得た額とする。

ただし、選定事業者が第1次保証金として提供した額が第2次保証金に充当される（選定事業者が第1次保証金の提供のために保証状を提出した場合には、当該保証状が第2次保証金の一部に係る保証状とみなされる）ため、選定事業者が第2次保証金の提供のために追加的に納付すべき額は、選定事業者が第1次保証金として提供した額を減じて得た額とする。

なお、本公募に係る系統工事の実施の為の保証金等を一般送配電事業者に提供している場合には、以下を条件に、上記の額から当該系統工事の実施の為の保証金等の額を減じて得た額を第2次保証金の額とする。

ア) 当該保証金等の提供を証する資料を提供すること

イ) 本公募に係る事業を中断等した場合には当該系統を本促進区域の再公募に活用することとし、当該系統の承継等により回収した費用のうち保証金に相当する額を国に納付すること

② 第2次保証金の提供期限

第2次保証金の提供期限は、当該選定について選定事業者に選定された旨の通知を発した日の翌日から起算して8週間以内とする。

第2次保証金が期限までに提供されなかった場合、選定事業者の選定は無効とする。

③ 第2次保証金の提供方法

ア) 現金納付による場合

第2次保証金に係る保管金提出書【様式 4-1】及び保管金領収証書を選定事業者に選定された旨の通知を発した日の翌日から8週間以内に国土交通省の担当部局に提出すること。

（留意事項）

- ・ 事業者においては、国土交通省から交付される保管金振込書及び保管金領収証書をもって日本銀行代理店（みずほ銀行虎ノ門支店）に第2次保証金に相当する保管金を払い込むこととなる。このため、現金納付に係る事務手続について余裕をもって国土交通省の担当部局に相談すること。

イ) 金融機関の発行する保証状を提出する方法による場合

選定事業者に選定された旨の通知を発した日の翌日から8週間以内に保証状及び添付書類の原本を国土交通省の担当部局に提出すること（必着）。なお、下記の条件を満たしていることが確認できない場合、第2次保証金を期限内に提出したものと認められない。

（保証状の条件）

- ・ 【様式 4-3】で定めた保証状様式を使用していること
- ・ 保証人が保証状を発行する時点の金融庁長官に登録された格付業者による長期信用格付が、A－又はA 3以上の金融機関であること
- ・ 保証状は日本国内の支店で発行されており、代表者氏名及び押印が代表取締役等の代表者となっていること
- ・ 保証期間の終了日が少なくとも提出日から1年が経過した日より長いこと（第7章（4）①iv）に留意すること）
- ・ 保証債務履行請求期限が保証期間の終了日の翌日から6か月間以上あること
- ・ 被保証人は選定事業者（本事業実施のために設立されたSPCを含む。）であること
- ・ 下記3) ii)「第2次保証金及び第3次保証金の没収事由」に該当する場合に国土交通大臣が請求書を発行することで10営業日以内に保証人からの保証金の支払が実行されること
- ・ 保証は取消不能かつ無条件であること
- ・ 支払通貨は日本円となっていること
- ・ コンソーシアムの形態で公募に参加した場合、各構成員を被保証人とする保証状の合計額が、上記①の額であれば足りる。また、その際には、各保証が連帯保証である必要はない。
- ・ 準拠法は日本法とし、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすること

（添付書類）

- ・ 保証人の登記事項証明書（代表者事項証明書）（※）
 - ・ 保証人の代表者の印鑑証明書（※）
 - ・ 保証状提出時に使用する連絡票【様式 4-4】
- ※提出日より3か月以内に発行された原本を提出すること。

（保証状の提出先）

公募占用指針第10章（5）に記載の国土交通省の担当部局

（留意事項）

運転開始前に国土交通省担当部局に提出された保証状の保証期間が終了する場合は、保証期間終了までに、①新たな保証状の提出、又は②第2次保証金相当額の現金納付を行うこと。

なお、現金納付による場合は上記ア）現金納付による場合に準ずる方法で、保証状による場合は上記イ）金融機関の発行する保証状を提出する方法による場合に準ずる方法で、増額期日までに増額相当分の保証金納付又

は保証状を追加で提供すること。

ウ) 納付形式の変更

保証金納付後の納付形式の変更は、金融機関の発行する保証状を提出する方法から現金納付による方法へ変更する場合のみ認められる。したがって、一度現金納付による方法で保証金を納付した場合は、保証状を提出する方法へ変更することはできない。現金納付形式へ変更する場合は、金融機関発行の保証状の保証期間内に上記で記載されている振込先へ第2次保証金相当額の振込を行うとともに、保証状の返却手続を行うこと。

iii) 第3次保証金

① 第3次保証金の額

第3次保証金の単価は、13,000 円/kW とする。したがって、選定事業者が提供すべき第3次保証金の額は、当該公募参加者の当該公募に係る海洋再生可能エネルギー発電設備の出力に当該単価を乗じて得た額とする。

ただし、選定事業者が第1次保証金及び第2次保証金として提供した額が第3次保証金に充当する（選定事業者が第1次保証金及び第2次保証金の提供のために保証状を提出した場合には、当該保証状が第3次保証金の一部に係る保証状とみなす。）ため、選定事業者が第3次保証金の提供のために追加的に納付すべき額は、当該選定事業者が第1次保証金及び第2次保証金として提供した額を減じて得た額とする。

なお、本公募に係る系統工事の実施の為の保証金等を一般送配電事業者に提供している場合には、以下を条件に、上記の額から当該系統工事の実施の為の保証金等の額を減じて得た額を第3次保証金の額とする。

ア) 当該保証金等の提供を証する資料を提供すること

イ) 本公募に係る事業を中断等した場合には当該系統を本促進区域の再公募に活用することとし、当該系統の承継等により回収した費用のうち保証金に相当する額を国に納付すること

② 第3次保証金の提供期限

第3次保証金の提供期限は、当該選定について選定事業者を選定された旨の通知を発した日の翌日から起算して24か月以内とする。

第3次保証金が期限までに提供されなかった場合、当該選定事業者の選定は無効とする。

③ 第3次保証金の提供方法

上記 ii) ③「第2次保証金の提供方法」に準じるものとする。

2) 保証金の返還

i) 第1次保証金

公募参加者のうち、選定事業者として決定した者及び（3）保証金の没収に規定する事由に該当した者のいずれにも該当しない者に対して、選定事業者を選定された旨の通知を発した日の翌日以降、当該公募参加者が提出する保管金払渡請求書【様式 4-5】（又は保証状の返却依頼書【様式 4-6】）の受付日から起算して2週間以内に、当該公募参加者が提供した第1次保証金（又は保証状）を返還（返却）する。

選定事業者が提供した第1次保証金は、当該選定事業者に返還せず、当該選定事業者が提供すべき第2次保証金に充当する（選定事業者が第1次保証金の提供のために保証状を提出した場合には、当該保証状を第2次保証金の一部に係る保証状とみなす。）。

ii) 第2次保証金及び第3次保証金

選定事業者が公募占用計画に係る海洋再生可能エネルギー発電設備による再生可能エネルギー電気の供給を開始した場合には、原則として、当該供給を開始した日の翌日以降、当該公募参加者が提出する保管金払渡請求書【様式 4-5】（又は保証状の返却依頼書【様式 4-6】）の受付日から起算して2週間以内に、当該選定事業者が提供した第2次保証金及び第3次保証金（又は保証状）を返還（返却）する。

選定事業者は、再生可能エネルギー電気の供給開始報告【様式 4-7】及び供給開始したことを証明する書類（買取実績を記載した検針票等）を国土交通省の担当部局へ提出し、供給開始した旨を申し出るとともに、保管金払渡請求書【様式 4-5】（又は保証状の返却依頼書【様式 4-6】）をもって保証金（又は保証状）の返還（返却）を行うこと。

3) 保証金の没収に関する事項

i) 第1次保証金の没収事由

以下の事由が生じた場合には、第1次保証金の全額を没収し、国庫に納付する。

	第1次保証金の没収事由	没収額
1	公募の参加資格の審査のための書類に虚偽を記載した者による公募の参加、その他の不正により公募への参加が無効とされたこと	全額
2	公募参加者が公募占用計画を提出したときから公募の結果が公表されるまでの間に公募参加資格のいずれかに適合しなくなったこと	全額
3	当該公募参加者が選定事業者として選定されたにもかかわらず、第2次保証金の提出期限までに必要な第2次保証金を提供していることが確認できなかったこと	全額

ii) 第2次保証金及び第3次保証金の没収事由

以下の事由が生じた場合には、第2次保証金及び第3次保証金の全額を没収し、国庫に納付する。

	第2次保証金及び第3次保証金の没収事由	没収額
1	当該公募に係る再生可能エネルギー発電事業を中止したこと	全額
2	選定事業者が本公募占用指針に定める取得期限までに、再エネ特措法第9条第4項の規定によるFIP認定を取得しなかったこと。	全額
3	選定事業者が保証金の提供に代えて提出した保証状の効力が消滅したこと（当該保証状の効力が消滅するまでに現金で当該保証金相当額を国土交通省に納付した場合を除く。）。	全額
4	第3次保証金の提出期限までに第3次保証金を提供していることが確認できなかったこと。	全額
5	選定事業者が公募の参加に当たり談合等の不正行為を行ったこと。	全額
6	選定事業者たる法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）が次のいずれかに該当すること。 ア 当該法人等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であること、又は当該法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。））、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）であること イ 当該法人等の役員等が、自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていること ウ 当該法人の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していること エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していること	全額
7	当該区域の迅速性評価の評価基準に照らして、迅速性の評価点が下がってしまう日までに海洋再生可能エネルギー発電設備が運転開始（※）をしなかったこと（ただし、激甚災害による直接の被害、武力行使による直接の被害その他当事者のコントロール又は回避が可能ではない事象が生じた場合は除く。） ※運転開始：市場取引等により再生可能エネルギー電気の供給を開始すること	全額

iii) 保証状に係る保証債務の履行

公募参加者又は選定事業者が保証金の提供に代えて保証状を提出した場合において、没収事由に該当したことにより国土交通大臣が当該保証状に係る保証人に当該保証状に係る保証債務の履行の請求を行ったときは、当該保証人は、国土交通大臣が定める日までに当該没収事由に係る没収額に相当する額を国土交通大臣に提供しなければならないこととする。

4) 第2次保証金及び第3次保証金の没収免除

選定事業者は、上記 3) で定める第2次保証金及び第3次保証金の没収事由に該当する場合であっても、以下 i) から iii) に該当する事由があったときは、第2次保証金及び第3次保証金の没収の免除を受けることができる。

i) 第2次保証金及び第3次保証金の没収免除の対象となる事由の範囲

第2次保証金及び第3次保証金の没収免除の対象となる事由の範囲は、法第23条に基づく非常災害時における緊急措置等による収用等、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項に規定する災害（以下「激甚災害」という。）による直接の被害及び戦争等の武力行使による直接の損害とする。没収事由7の同範囲については、上記に加え、その他当事者のコントロールができず回避が可能ではない事象が生じた場合とする。

ii) 第2次保証金及び第3次保証金の没収免除を受けるための要件

選定事業者が第2次保証金及び第3次保証金没収の免除を受けるには、上記 i) 事由に該当した上で、以下の①、②の要件のいずれかを満たすものとし、没収事由7については、以下の①、②の要件のいずれかを満たすもの又は③、④の要件をどちらも満たすものとする。また、当該要件を満たしていることについて、国土交通大臣又は経済産業大臣が行う現地調査による確認を受ける必要がある。

- ① 法第23条に基づく非常災害時における緊急措置等による収用等が、本事業につき、第2次保証金及び第3次保証金没収事由に該当せざるを得ない程度のものであること
- ② 激甚災害又は戦争等の武力行使により、本事業を行う事業者の本社、本事業に係る海洋再生可能エネルギー発電設備を運営する支社若しくは事務所又は当該海洋再生可能エネルギー発電設備若しくはその設置予定地若しくは本事業の実施に密接に関わるその他設備に、本事業について第2次保証金及び第3次保証金没収事由に該当せざるを得ない程度の直接かつ物理的な損害が生じていること
- ③ 選定事業者の自己の過失によらないものであること
- ④ 当該事象による障害が取り除かれ次第、選定事業者が遅滞なく事業を進める意思と経済的・技術的能力を有すると判断ができること

iii) 第2次保証金及び第3次保証金の没収免除の可否

第2次保証金及び第3次保証金の没収免除の可否については、それぞれの事由の性質を踏まえ、下記の表のとおりとする。

不可抗力事由 第2次保証金及び第3次保証金没収事由	法第23条に基づく 非常災害時における 緊急措置等による 収用等	激甚災害による直接の被災 ／ 武力行使による直接の被害			左記以外のその他当事者のコントロール ができず回避が可能ではない事象
		発電事業 を行う事 業者の本 社	海洋再生 可能エネ ルギー発 電設備を 運営する 支社・事 業所	海洋再生 可能エネ ルギー発 電設備又 は当該海 洋再生可 能エネ ルギー発 電設備設 置予定地	
当該公募に係る再生可能エネルギー発電事業を中止したこと。	<u>可</u>	<u>可</u>	<u>可</u>	<u>可</u>	不可
選定事業者が、第9章(6)に定める取得期限までに再エネ特措法第9条第4項の規定による認定を取得しなかったこと。	<u>可</u> (FIP認定の取得期限～当該海域で再度実施される初めての公募の締め切り日までの間に事由が生じた場合に限り)	<u>可</u> (FIP認定の取得期限～当該海域で再度実施される初めての公募の締め切り日までの間に事由が生じた場合に限り)	<u>可</u> (FIP認定の取得期限～当該海域で再度実施される初めての公募の締め切り日までの間に事由が生じた場合に限り)	<u>可</u> (FIP認定の取得期限～当該海域で再度実施される初めての公募の締め切り日までの間に事由が生じた場合に限り)	不可
選定事業者が保証金の提供に代えて提出した保証状の効力が消滅したこと(当該保証状の効力が消滅するまでに現金で当該保証金相当額を国土交通省に納付した場合を除く。)	不可	<u>可</u>	<u>可</u>	不可	不可
第3次保証金の提出期限までに第3次保証金を提供していることが確認できなかったこと。	不可	<u>可</u>	<u>可</u>	不可	不可

選定事業者が公募の参加に当たり談合等の不正行為を行ったこと。	不可	不可	不可	不可	不可
選定事業者たる法人等が暴力団あるいはこれと関係があること。	不可	不可	不可	不可	不可
法第 24 条の監督処分により公募占用計画の認定の取消又は効力の停止の処分を受けたこと。	不可	不可	不可	不可	不可
当該区域の迅速性評価の評価基準に照らして、迅速性の評価点が下がってしまう日までに海洋再生可能エネルギー発電設備が運転開始しなかったこと	可	可	可	可	可

iv) 保証金没収の免除を受けようとする場合の手続

第 2 次保証金及び第 3 次保証金没収の免除を受けようとする場合、当該事由が発生次第速やかに、国土交通省の担当部局宛てに、下記の書類により申請すること。

書類の提出後の現地調査の詳細については、別途担当部局から連絡するところによる。

(必要書類)

- ・ 第 2 次保証金及び第 3 次保証金没収の免除申請書【様式 4-8】
- ・ 被災証明書（激甚災害による直接の被害があった場合）

5) 没収通知等に関する事項

経済産業大臣及び国土交通大臣は、3) 保証金の没収の規定に基づき第 1 次保証金、第 2 次保証金又は第 3 次保証金を没収した場合は、その旨を当該第 1 次保証金に係る公募参加者又は第 2 次保証金若しくは第 3 次保証金に係る選定事業者に対し通知（以下「没収通知」という。）する。

経済産業大臣及び国土交通大臣は、没収通知に当たってその没収の理由を付すとともに、通知を行った日から起算して 5 日以内（土曜日、日曜日、祝日を含まな

い。)に当該理由について書面により説明を求めることができる旨を明記する。

経済産業大臣及び国土交通大臣は、上記の規定により説明を求められたときは、原則として、没収の理由について説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内（土曜日、日曜日、祝日を含まない。）に、説明を求めた者に対し回答する。3）保証金の没収に規定する事由に該当しないと認められた場合においては、没収通知を取り消し、その旨を合わせて回答する。

第6章 公募占用計画に記載すべき事項

(1) 概要

公募占用計画には、法第14条第2項に基づき、(2)に掲げる事項の記載を求める。

なお、これらの記載は、本公募占用指針及び別紙「記載要領及び様式集」に従い、公募占用計画【様式 3-1-2】及び事業実現性に係る各評価の考え方への対応【様式 3-1-3】、その別紙1～17【様式 3-1-4～3-1-20】へ記載すること。

提出された公募占用計画に形式上の不備や要件の不足等がある場合には、無効とすることがある。また、本公募占用指針において示した事項以外の内容を含む公募占用計画については、無効とすることがある。

なお、海洋再生可能エネルギー発電事業の特性上、事項によっては詳細な内容を示すことは容易ではないものがあると考えられるため、公募段階においては概略を示した資料とすることも可能とするが、公募占用計画が認定された場合にあっては、必要な調査等を実施の上、遅くとも占用許可の申請前には、詳細な内容を示す資料を当該計画の変更申請をもって提出すること。

※なお、公募占用計画の審査・評価では公募占用計画の様式每ではなく様式全体及び添付資料を含めて審査・評価するため、別の様式に記載した内容や添付資料を引用して説明記載を簡略することは可とする。

(2) 公募占用計画に記載すべき事項

1) 公募に応じて選定事業者になろうとする者の氏名、生年月日その他の必要な事項 (施行規則第4条第2項第1号及び第2号)【様式 3-1-2 1)】

i) 公募参加者の実施体制の概要

応募企業（1社で公募に参加する者をいい、SPCを含む。以下同じ。）の名称、住所、担当者及び連絡先を記載する。また、コンソーシアムの場合はコンソーシアムの名称を記載するとともに、コンソーシアム又はSPC参加の場合は代表企業、コンソーシアム又はSPCの構成員の名称、住所、担当者、連絡先、役割の概要並びに議決権の保有割合を記載すること。

記載に当たっては下記に留意すること。

- ：コンソーシアムとして参加する場合又はSPC参加の場合は、コンソーシアム又はSPCの構成員の名称及び本事業の遂行上果たす役割を明らかにするものとする。
- ：コンソーシアムとして参加する場合又はSPC参加の場合は、コンソーシアム又はSPCの構成員から代表企業を定め、当該代表企業が応募手続を行うこと。コンソーシアムによる場合には、コンソーシアム構成員は委任状を提出すること。
- ：応募企業又はコンソーシアム若しくはSPCの構成員のいずれかが、同一の促進区域の公募への参加において、同時に他の応募企業又はコンソーシアム若

しくは SPC の構成員となることは認められない。なお、後記協力企業が、重複して複数の応募企業又はコンソーシアムの協力企業となることは可能である。

- : 公募参加者は、事業を実施・管理する予定の応募企業又はコンソーシアム若しくは SPC の構成員の他に、海洋再生可能エネルギー発電設備の製造、設置、維持管理に関する設計（E）・調達（P）・建設（C）や保守点検等（以下「EPC 等」という。）に関して協力を求める企業（以下「協力企業」という。）がある場合は、その名称及び役割を明らかにするものとする。この場合において、公募占用計画に必ず記載する協力企業の範囲は元請契約を予定している者とし、それ以外の協力企業については、評価対象とすることを希望する者など、必要に応じて記載することとする。
- : 公募占用計画の認定を受けた日以降に選定事業者の議決権を取得する者がある場合は、法第 18 条に基づき公募占用計画の変更を行う必要がある。
- : 法第 14 条第 2 項第 15 号、施行規則第 4 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定により、公募に応じて選定事業者となろうとする者が法人又は団体である場合においては、その役員の氏名、生年月日その他必要な事項、個人である場合にはその者の氏名、生年月日その他必要な事項を記載すること。

2) 占用の区域及び占用の期間

- i) 促進区域内海域の占用の区域（法第 14 条第 2 項第 1 号）【様式 3-1-2 2) 1.】及び別紙 4【様式 3-1-7】

公募占用指針に示された占用の区域の全域を対象とすることを基本とし、現時点で想定される海洋再生可能エネルギー発電設備の配置場所を記載する。一方、公募占用指針に示された占用の区域以外の海域に海底送電線及び通信ケーブル（以下「海底送電線等」という。）の配置場所を記載することも可能とし、この場合、当該配置が真に必要な理由を公募占用計画に記載することとする。また、公募占用指針に示された占用の区域以外の各海域に海底送電線等を配置する場合の取扱いとは以下のとおりとする。

＜促進区域の指定がされていない一般海域に海底送電線等を配置する場合＞

事業者選定後に、選定事業者が責任をもって、一般海域に係る関係漁業者の団体その他の利害関係者を含む協議会構成員（既存の協議会構成員を含む）から協議会の開催に対して同意を得るとともに、協議会において促進区域の追加を行うことの合意を得た後、国は当該追加の対応を行う。当該追加面積は利害関係者等への支障等を考慮し、必要最小限の面積とすることとする。また、事業の具体化に伴い促進区域の追加を行う場合には、促進区域の追加に先立って協議会の同意や公告・縦覧等の法定手続きが必要であることに留意すること。

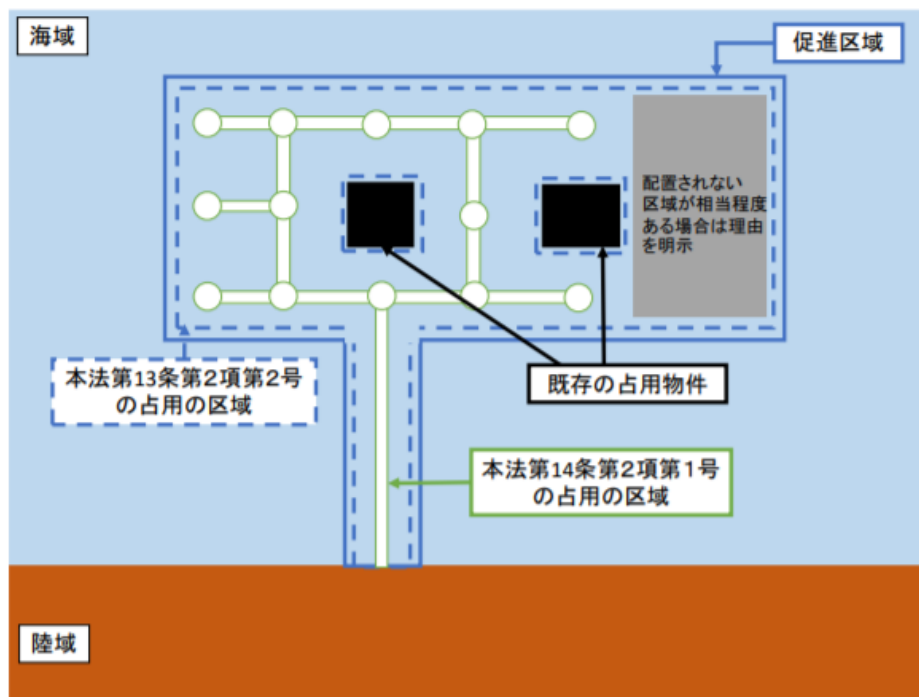
＜港湾区域に海底送電線等を配置する場合＞

法第 15 条第 5 項において、公募占用計画に港湾区域内の占用許可等に関する

事項が記載されているときは、国土交通大臣は港湾管理者に同意を得ることとされている。そのため、港湾管理者からの占用許可等が必要な場合は、別紙4【様式 3-1-7】に必要事項を記載の上、提出すること。なお、占用許可以外に法第15条第5項に基づく港湾管理者からの同意を受けたい場合は、公募占用計画にその旨明記した上で、通常、当該行為の許可をうける場合の様式を当該港湾管理者より入手し、必要事項の記載、関連資料の添付をして、公募占用計画の一部として提出すること。

なお、公募占用指針で示した占用の区域は、あくまで対象区域であり、占用の許可の申請が必要となる区域は、対象区域のうち、海洋再生可能エネルギー発電設備とロータの旋回により占用することとなる区域のみになることに留意すること。また、発電量予測を含む当該配置場所とする理由を添えることとし、特に提示する海洋再生可能エネルギー発電設備の配置される区域が公募占用指針で示した占用の区域（対象区域）を大きく下回る場合は、その理由について明示すること。なお、「大きく下回る」とは、各区域で確保されている系統の最大受電電力に比して、計画されている海洋再生可能エネルギー発電設備の出力が小さく、かつ一見して対象区域（発電設備等の設置に制約が生じる範囲は別途考慮）に比して事業者計画の占用区域が小さく、占用区域を拡大することで風車の増設が可能と思われる場合を指す。

【占用の区域等のイメージ】



- ii) 促進区域内海域の占用の期間（法第14条第2項第2号）【様式 3-1-2 2.】

占用の開始時期及び占用の期間を記載する。なお、占用の期間は公募占用計画の認定の有効期間内で記載すること。

3) 海洋再生可能エネルギー発電事業の内容及び実施時期等

i) 海洋再生可能エネルギー発電事業の内容及び実施時期（法第14条第2項第3号）【様式3-1-2 3) 1.】

－発電事業の内容、運転開始日及び事業の実施期間等が把握できる資料とする。

※ 法第13条第3項により、公募占用計画の有効期間は最大30年間とされているが、これは、環境アセスメント（4～5年程度）と建設作業（2～3年程度）、事業実施（20年程度）、撤去（2年程度）の期間を合わせて、余裕をもたせて設定しているものである。本公募に係る発電事業における交付期間は20年であるため、発電事業の実施期間は基本的には20年間を想定しているものの、選定事業者が、環境アセスメントや建設作業等を速やかに実施すれば、交付期間外の事業として20年後も事業を継続することは可能であり、公募の際に、事業実施期間を20年以上（例えば25年）に設定して公募占用計画を作成することも可能である。ただし、一度定めた事業開始時期を安易に変更することは望ましいものではないため、運転開始期限日を公募占用計画の事業実施時期とし、これを超えた場合は、交付期間を短縮する。事業者はこれに留意し、事業の開始時期を定める必要がある。

※ なお、公募占用計画の認定の有効期間の終了後の占用の取扱いについては、第2章（4）3）「占用の期間」に記載のとおりである。

※ 公募占用計画の認定の有効期間の終了後における促進区域内海域の占用許可の更新を前提とした公募占用計画の作成・提出は認められない。

ii) 設置しようとする海洋再生可能エネルギー発電設備に係る再エネ特措法第2条の2第1項に規定する再生可能エネルギー発電設備の区分等（法第14条第2項第4号）【様式3-1-2 3) 2.】

－風力発電設備（着床式洋上風力）とする。

iii) 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の構造（法第14条第2項第5号）【様式3-1-2 3) 3.】及び別紙6【様式3-1-9】

－構造（標準的な平面図、立面図、断面図、諸元、数量）及び地震、波浪等に関する設計条件の設定方法が把握できる資料とする。

※ 公募段階においては概略を示した資料とすることも可能とするが、構造解析を行った結果については記載すること。その際、国の調査結果を参考とすることができる。

なお、公募段階における構造解析は、静的解析までで良いこととし、これを評価等する。既に動的解析を行っている場合は動的解析を公募占用計画に記載することも可能であるが、評価等で加点されるものでないことに留意すること。

iv) 工事实施の方法（法第 14 条第 2 項第 6 号）【様式 3-1-2 3) 4.】及び別紙 7【様式 3-1-10】

－工事の施工計画が把握できる資料とする。なお、現場における感染症対策についても記載すること。

v) 工事の時期（法第 14 条第 2 項第 7 号）【様式 3-1-2 3) 5.】及び別紙 8【様式 3-1-11】

－工事の工程が把握できる資料とする。

vi) 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の出力（法第 14 条第 2 項第 8 号）【様式 3-1-2 3) 6.】

－海洋再生可能エネルギー発電設備の出力が把握できる資料とする。

vii) 供給価格（法第 14 条第 2 項第 9 号）【様式 3-1-2 3) 7.】

－本公募に係る区域において発電事業を実施する際の供給価格を記載する。

なお、供給価格等に基づいた収支計画を作成することになるが、事業の確実な実施の観点から、適切にリスクを特定し分析がなされているか、それらのリスクを踏まえた適切な収支計画となっているかという観点等から評価されることにも留意すること。

viii) 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の維持管理の方法（法第 14 条第 2 項第 10 号）【様式 3-1-2 3) 8.】及び別紙 10【様式 3-1-13】

－保守点検及び維持管理の方法及び体制が把握できる資料とする。なお、現場における感染症対策についても記載すること。

ix) 当該海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し第 1 号に掲げる区域と一体的に利用する港湾に関する事項（法第 14 条第 2 項第 11 号）【様式 3-1-2 3) 9.】

－海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な人員及び物資の輸送に関し、当該促進区域内海域と一体的に利用する港湾の名前、利用スケジュール並びに利用するふ頭の名前及び諸元を記載するとともに、ふ頭の位置図を添付する。

（別添 3）に記載の「促進区域と一体的に利用できる港湾」における埠頭を活用する場合は、活用する港湾に応じて、下表に記載の行政機関に対して港湾施設の利用条件の確認、希望する利用スケジュール等の通知を行い、利用可能であることを確認した結果を記載すること。

活用する港湾	通知・確認を行う相手方
青森港	東北地方整備局及び港湾管理者（青森県）
酒田港	東北地方整備局及び港湾管理者（山形県）

また、（別添３）に記載の「促進区域と一体的に利用できる港湾」以外の港湾を活用する場合は、利用形態に関わらず海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に際し活用する全ての国内港湾について、当該港湾が活用できることを証する資料（対象施設及び活用を認める期間、その他留意事項（同意の前提条件等）を記載した施設管理者の同意書及び公募参加者が地耐力等の構造上の利用可能性を検討した書類）を公募占用計画の提出時に添付すること。

- x) 促進区域の占用の期間が満了した場合その他の事由により促進区域内海域等の占用をしないこととなった場合における当該海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去の方法（法第 14 条第 2 項第 12 号）【様式 3-1-2 3） 10.】及び別紙 11【様式 3-1-14】

－撤去方法、撤去費用の金額及びその算出根拠、撤去費用の確保方法が把握できる資料とする（第 2 章（５）４）撤去に関する事項の留意点を踏まえて記載すること）。なお公募時点では、環境大臣の廃棄の許可を受ける等海防法を遵守することを条件に、撤去の際にその一部を残置等することを前提とした公募占用計画の作成を認める。そのため、撤去方法については、一部残置等を前提とするか全て撤去するかを記載し、撤去費用の金額及びその算出根拠については、「海洋における施工費」の内訳を記載した上で 70%を乗じて算出した旨を記載すること。

- xi) 法第 13 条第 2 項第 14 号に規定する関係行政機関の長等との調整を行うための体制及び能力に関する事項（法第 14 条第 2 項第 13 号）【様式 3-1-2 3） 11.】及び別紙 13【様式 3-1-16】

－関係行政機関の長、関係都道府県知事及び関係市町村長との調整を行うための体制が把握できる資料及び過去の実績等が把握できる資料とする。

- xii) 資金計画及び収支計画（法第 13 条第 2 項第 14 号）【様式 3-1-2 3） 12.】及び別紙 3【様式 3-1-6】

－資金計画

資金計画の適切性が把握できる資料。例えば、以下の資料を提出すること。

- ：事業費、資本金額、出資者、出資比率
- ：借入額、借入の形式、想定する金融機関等
- ：債券を発行する場合はその種類及び発行条件

－収支計画

収支計画の適切性を把握できる資料。例えば、以下の資料を提出すること。

- ：キャッシュフロー計算書・損益計算書（風況変動や工期、金融面（インフレや為替、金利）等に関する感度分析や LLCＲ（ Σ （元利金支払前キャッシュフローの現在価値）/ 借入元本）を含む）

：収支に係る計画（調査設計費用、建設費用、資機材調達費用、O&M 費用、撤去費用（積立内容を含む）、占用料、需給調整に伴う費用等）

：内部収益率（IRR）

なお、現在審議会において検討されている制度など、公募開始時点において制度詳細が未確定なものについては収支計画には含めないこと。

－資金調達の体制

資金調達の適切性が把握できる資料。例えば、以下の資料を提出すること。

：資金調達方法、応募企業等の格付け、純資産、金融機関の LOI、金融機関の格付け、金融機関の自己資本比率、融資の実績

4) その他必要な事項

i) 評価基準に係る事項について

法第 13 条第 2 項第 15 号の評価基準に基づく評価を実施するに当たり必要な下記事項について、公募占用計画に記載することとする。（詳細は第 8 章「選定事業者を選定するための評価の基準」及び別紙「記載要領及び様式集」を参照）

① 事業の実施能力に関する事項【様式 3-1-2 4) 1. 】

（事業の確実な実施）

- ・ 事業実施実績（各企業の役割に応じた実績）【様式 3-1-2】の別紙 2【様式 3-1-5】

－実績の詳細を記載すること（ウィンドファームの規模や実績の期間等）

※長期的、安定的、効率的な観点から適切な実績であると考えられる場合は、その根拠を添えること

※事業の長期的かつ安定的な実施及び設置時の安全性の確認の観点から、本事業で使用予定の設備について、風車の大きさ（出力）に応じた施工、維持管理の実績等の有無について明記すること

- ・ 事業計画【様式 3-1-2】の別紙 1【様式 3-1-4】、別紙 3～11【様式 3-1-6～3-1-14】

－事業全体のスケジュール、施工計画、維持管理計画 等

－事業の実施体制（応募企業又は代表企業及びその他の構成員並びにそれらの協力企業の役割分担の詳細、出資比率、施工・O&M の体制）

－その他事業計画の実現性の根拠となる資料

（電力安定供給）【様式 3-1-2 4) 1. 】の別紙 12【様式 3-1-15】

- ・ 電力安定供給に係る方策（部品製造・保管等の場所、部品の供給方法、サプライチェーン形成計画がどのように早期復旧に資するか等）

② 地域との協調・共生、地域経済等への波及効果に関する事項

(関係行政機関の長等との調整能力) 【様式 3-1-2】の別紙 13 【様式 3-1-16】

- ・ 関係行政機関の長、関係都道府県知事及び関係市町村長との調整を行うための体制が把握できる資料
- ・ 関係行政機関の長等との調整の実績
 - －国内の洋上風力における実績
 - －国内の陸上風力における実績
 - －その他の調整に係る有意義な実績

(周辺航路、漁業等との協調・共生) (施行規則第 4 条第 2 項第 3 号) 【様式 3-1-2】の別紙 14 【様式 3-1-17】

- ・ 関係漁業者や関係海運業者等との協調・共生方法(関係漁業者や関係海運業者等の地元関係者と、どのように対話し、理解を得ながら進めていくのか等)

(地域経済波及効果) 【様式 3-1-2】の別紙 15 【様式 3-1-18】

- ・ 地域経済への波及効果の見込み(地元雇用がどの地域にどの程度増加するか、地元に工場等がどの程度つくられ、どの程度投資が促進されるか、地元の物流拠点等に対する需要がどの程度拡大するか等)

(国内経済波及効果) 【様式 3-1-2】の別紙 16 【様式 3-1-19】

- ・ 国内経済への波及効果の見込み(国内への経済波及がどの程度見込まれるか、国内雇用がどの地域にどの程度増加するか、国内に工場等がどの程度つくられ、どの程度投資が促進されるか、国内の物流拠点等に対する需要がどの程度拡大するか等)

ii) その他について

公募占用計画の履行状況等に関する報告方法【様式 3-1-2】の別紙 17【様式 3-1-20】

- ・ 経済産業大臣及び国土交通大臣は、法第 25 条に基づき必要な限度において報告の徴収等ができることとされている。この規定を踏まえ、選定事業者は、経済産業大臣及び国土交通大臣に対し、定期的(少なくとも年に 1 度)に公募占用計画の履行状況等に関する報告を実施することとし、報告の時期及び実施体制を公募占用計画に記載することとする。

5) 公募占用計画の要旨

公募占用計画の要旨 様式自由(A3 横 1 枚)を添付すること。

第 7 章(3)3)で定める「選定結果公表時の公表内容」(ア) iii)を除く。)を網羅する内容とすること。

第7章 選定事業者の選定の流れ

(1) 事業者選定のプロセス

公募による事業者選定は、以下の2段階のプロセスで実施する。

- 1) 事業者が提出した公募占用計画につき、第15条第1項各号に掲げる基準（以下「適合基準」という。）に適合していることを審査する。
- 2) 適合基準に適合する全ての公募占用計画について、評価の基準に従い評価し、「発電事業の長期的、安定的かつ効率的な実施を可能とするために最も適切である」と認められる者を選定する。

(2) 公募占用計画の審査

経済産業大臣及び国土交通大臣は、選定事業者となろうとする者から提出された公募占用計画について、法第15条第1項各号の適合基準に適合するかを審査する。

適合基準は、発電事業を実施する上で最低限必要な基準（事務的又は技術的に適合の判断が可能な基準）とし、その審査は、経済産業省及び国土交通省の事務局で実施する。

1) 公募占用指針との適合性の審査（法第15条第1項第1号）

提出された公募占用計画が公募占用指針に照らし適切なものであることを審査する。具体的には、本公募占用指針の各項目について、指針の求める要求事項に明らかに合致していない公募占用計画は不適合とする。

2) 法第10条第2項に該当しない計画であることの審査（法第15条第1項第2号）

当該公募占用計画に係る本促進区域内海域の占用が法第10条第2項の許可をしてはならない場合に該当しないものであることを審査する。

具体的には、促進区域内海域の利用若しくは保全又は周辺港湾の機能の維持に著しく支障を与える可能性のある公募占用計画は不適合とする。

3) 法第15条第1項第3号の経済産業省令・国土交通省令への適合性の審査（法第15条第1項第3号）

海洋再生可能エネルギー発電設備及びその維持管理の方法については、施行規則第5条に定める基準に適合することを審査する。具体的には、施行規則第5条に定める基準に明らかに適合しないと判断される公募占用計画は不適合とする。

4) 公募占用計画の提出者の審査（法第15条第1項第4号）

公募占用計画を提出した者が不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないことを審査する。原則として、第5章（1）記載の公募の参加者資格の有無を審査する。

（３）公募占用計画の評価、選定事業者の選定

1) 評価プロセス

評価については、評価基準に基づき公募占用計画の評価に当たり、公募占用計画の内容に関する質問書を送付し回答書を求める。その上で、公募参加者等に対しヒアリングを実施し、最終的な選定を行う。その他、評価のために必要な場合には、随時、質問書の送付やヒアリング等を実施することがある。ヒアリング等を実施する際は、担当部局より公募参加者に対し、事前に連絡する。

2) 選定及び学識経験者等の意見の聴取

経済産業大臣及び国土交通大臣は、評価の基準に基づく評価に従い、発電事業の長期的、安定的かつ効率的な実施を可能とするために最も適切であると認められる公募占用計画を提出した者を選定事業者として選定する。

選定事業者の選定は、学識経験者及び専門家等により構成される第三者委員会の意見を踏まえて行う。

なお、評価基準に含まれる事項のうち、地域との共生に関する事項については、都道府県知事の意見を反映させることが特に重要な項目であるため、評価項目のうち「関係行政機関の長との調整能力」、「周辺航路、漁業等との協調・共生」、「地域経済への波及効果」の３項目については地域の代表としての都道府県知事の意見を参考聴取し、都道府県知事の意見が法第７条に規定する基本方針に掲げる目標と整合的である場合は、都道府県知事意見を最大限尊重して評価を実施する。

また、都道府県知事意見の提出に当たっては、都道府県は以下の点に留意し、関係市町村や漁業関係者等に対して意見照会を行うことができる。

<意見照会時の留意点>

- ・都道府県知事が意見照会を行う関係市町村や漁業関係者等については、意見を代表する者（例えば、市町村長や組合長。複数名となることも可。）を決定し、当該者から公募占用計画の情報に関する守秘義務宣誓書等（国が指定）を提出してもらった上で照会を行うこと。
- ・照会の際には、公募の公平性・公正性を阻害しない方法で実施すること。（例えば、特定の場所・特定の時間において計画内容を確認いただき、その場で回答をいただく（自治体の判断により非公開の委員会形式も可）等）
- ・当該海域の特定の公募参加者の公募占用計画作成に直接関わっている者や利害関係者（資本関係、人的関係があることを認識している者）など、公平性の観点から意見照会に不適当な者は照会対象にはしないこと。
- ・国から都道府県に指定する資料（事業者名が特定されないよう編集したもの）を

用いて照会を行うこと。

- ・都道府県は、知事意見提出時に意見照会先及び守秘義務宣誓書等についても国に提出すること。

3) 通知

経済産業大臣及び国土交通大臣は、公募占用計画の審査、評価により選定事業者を選定したときは、選定された者及び選定されなかった者に対しその旨を通知する。

選定の結果及びその理由、選定事業者の概要（応募企業又はコンソーシアムの名称、コンソーシアム又は SPC 参加の場合は代表企業名および構成員の名称、発電設備出力、建設時に利用する港湾及び当該港湾の利用スケジュール等）については、速やかにホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

また、通知の際、選定事業者に対しては、評価プロセスを通じて指摘された留意事項等を合わせて通知する場合がある。この場合、事業者は公募占用計画の認定の取得前に当該留意事項を踏まえて公募占用計画を変更しなければならない。

留意事項等を合わせて通知する場合には、当該留意事項が実施可能か、当該留意事項を踏まえて事業を実施する場合にも事業者選定を希望するかについて、選定事業者への選定を確定する前に、対象となる事業者の意見を聴取する機会を与えることとする。なお、評価については、最も評価点の高い事業者から留意事項を伝え、上記の調整をする。

また、選定結果の公表内容については、以下の内容を公表する。

【選定結果公表時の公表内容】

ア) 選定事業者/非選定事業者いずれも以下を公表

- i) 事業者名、構成員名
- ii) 事業計画概要（発電設備出力、基数、風車機種、運転開始予定時期）
- iii) 評価点（供給価格点、事業実現性評価点）、事業実現性評価点の内訳及び講評

イ) 選定事業者は、ア)に加えて、事業計画の要旨として以下を公表

- i) 供給価格
- ii) 事業実施体制
- iii) 工事計画（スケジュール、利用する港湾名、港湾利用スケジュール）
- iv) サプライチェーン形成計画の概要
- v) 地域共生策の概要、地域・国内経済波及効果

4) 選定又は非選定理由に関する説明

上記 3) の選定又は非選定の通知を受けた者は、下記の受付期間内に、経済産業大臣及び国土交通大臣に対して自らが選定又は非選定された理由に関する説明を求

めることができる。

- i) 提出様式 選定事業者の選定結果に係る確認書【様式 5】
- ii) 受付期間 通知書を送付した日の翌日から起算して7日以内（土曜日・日曜日、祝日を含まない。）
- iii) 提出方法 電子メールによる。
（メール件名：「選定結果に係る確認書（事業者名・提出日）」）
なお、電子メール送信後、提出先に着信確認の電話連絡を行うこと。
- iv) 提出先 第10章（5）に記載した経済産業省及び国土交通省の担当部局とする。
- v) 回答 上記への回答は、電子メールにより行う。

（4）選定の取消し等

① 選定事業者の選定の取消し事由

選定事業者が、次に掲げるいずれかの事由に該当すると認められるときは、当該選定事業者の選定を取り消すことがある。

なお、公募占用計画の認定後に下記に該当する事由が発生し、選定事業者の選定が取り消されたときは、当該公募占用計画の認定についても取り消されることになる。

- i) 当該公募に係る再生可能エネルギー発電事業を中止したこと。
- ii) 選定事業者が本公募占用指針に定める取得期限までに再エネ特措法第9条第4項の規定による認定を取得しなかったこと。
- iii) 選定事業者が第2次保証金及び第3次保証金の全額を各提出期限までに提供しなかったこと。
- iv) 選定事業者が第1次保証金、第2次保証金及び第3次保証金の提供に代えて提出した保証状の効力が消滅したこと（当該保証状の効力が消滅するまでに現金で当該保証金相当額を国土交通省に納付した場合を除く。）。
- v) 選定事業者が公募の参加に当たり談合等の不正行為を行ったこと。
- vi) 選定事業者が本公募占用指針で定める遵守事項に違反したこと。
- vii) 選定事業者たる法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）が（別添4）公募参加資格3(3)カのいずれかに該当すること。

② 選定事業者の選定の取消し通知

経済産業大臣及び国土交通大臣は、1) 選定事業者の選定の取消し事由の規定に基づき選定事業者の選定を取り消した場合、当該選定に係る選定事業者に対し、その旨を通知（以下「選定取消通知」という。）する。

経済産業大臣及び国土交通大臣は、選定取消通知に当たって、その選定の取消し

の理由を付すとともに、選定取消通知を発した日の翌日から起算して7日以内（土曜日・日曜日、祝日を含まない。）に当該理由について書面により説明を求めることができる旨を明記する。

経済産業大臣及び国土交通大臣は、上記の説明を求められたときは、原則として、選定の取消しの理由について説明を求めることができる最終日から起算して10日以内（土曜日・日曜日、祝日を含まない。）に、説明を求めた者に対し、回答する。

③ 選定事業者の選定の取消しがあった場合の事業者選定等

前記1)の規定により選定事業者の選定を取り消した場合、又は選定事業者が辞退した場合には、適切な候補者がある場合には、他の公募参加者を繰り上げて選定事業者を選定することがある。

ただし、経済産業大臣及び国土交通大臣が、国民負担削減や海域管理等の観点から、公共の利益の一層の増進に寄与するものであるとして、再度公募を実施することが適切であると判断する場合はこの限りではない。

また、公募占用計画の認定後、認定を受けた選定事業者が事業中止を決定した場合は、中止理由を確認の上、改めて公募の実施の是非を検討し、必要に応じて再度公募を実施する場合がある。

第8章 選定事業者を選定するための評価の基準（法第13条第2項15号）

公募占用計画の評価は、長期的、安定的かつ効率的な発電事業の実施が可能かという観点から総合的に評価する。具体的には、公募占用計画に記載された供給価格を120点満点、事業実現性に関する要素を120点満点として採点し（合計240点満点）、最も点数の高い公募占用計画を提出した事業者を選定事業者として選定する。ただし、最も点数の高い公募占用計画を提出した事業者が2者以上該当する場合は、くじ引きにて選定事業者を選定する。くじ引きは該当する事業者立ち合いの下で行う。

供給価格は、下記（1）に記載する算定式により評価する。

事業実現性に関する要素は、下記（2）・（3）記載のとおり、「事業実施能力」、「地域との調整、地域経済等への波及効果」という観点から評価する。

（1）供給価格の評価方法

供給価格は、以下の算定式により評価する。

供給価格の点数 = （同一の促進区域における各公募参加者が公募占用計画（※1）に記載した供給価格のうち、最も低い供給価格（※2）／当該事業者が公募占用計画に記載した供給価格）×120点

※1 当該公募占用計画が法第15条第1項各号に掲げる基準に適合しており、かつ、当該公募占用計画に記載された事業実現性に関する要素の評価が下記（3）に記載する失格要件に該当しないものに限る。

なお、供給価格がゼロプレミアム水準（以下、「ZPL」とする。）以下の場合は、一律120点として評価する。本公募におけるZPLは3円／kWhとする。

※2 最も低い供給価格がZPL以下の場合かつZPL以上の供給価格を提示している公募占用計画の供給価格点を算出する際は、供給価格点の算出式における「最も低い供給価格」はZPLとして算出する。

（2）事業実現性に関する評価項目及び確認方法

事業実現性に関する各項目の具体的な確認方法は、以下のとおりとする。

大項目	中項目	小項目	確認方法
事業の実施能力 (80点)	事業計画の 迅速性		・事業実現性が認められる計画の運転開始時期の迅速性を評価
	事業計画の 基盤面	事業実施体制・実績	・公募事業と親和性のある事業実施実績の有無や適切な事業実施体制が構築されているかを評価

大項目	中項目	小項目	確認方法
		資金・収支計画	・適切な財務計画となっているかを評価
	事業計画の 実行面	運転開始までの事業計画	・スケジュール、配置、設備構造、施工計画、工事工程の適切性を評価
		運転開始以降の事業計画	・維持管理、撤去の適切性を評価
	電力安定供給		・電力の安定供給の観点から、安定供給や故障時の早期復旧に資するようなハード・ソフトに係るサプライチェーンの強靱性を評価
地域との調整、 地域経済等への 波及効果 (40点)	関係行政機関の長等との調整能力		・知事意見を聴取 ・関係行政機関の長等との調整実績を評価
	周辺航路、 漁業等との 協調・共生		・知事意見を聴取 ・地域や漁業等との協調・共生策の提案内容を評価
	地域経済波及効果		・知事意見を聴取 ・経済波及効果の因子の確からしさや経済波及効果の内容を評価
	国内経済波及効果		・経済波及効果の因子の確からしさや経済波及効果の内容を評価

(3) 評価の配点及び採点方法

事業の実現性に関する要素の評価の配点は下記の表のとおりとし、評価の採点方法は、以下のとおりとする。

- 1) 5段階の階層（トップランナー、優れている、ミドルランナー、良好、最低限必要なレベル）＋失格を設けて採点する。
- 2) 各項目のトップランナーを満点として、トップランナー（100%）、優れている（75%）、ミドルランナー（50%）、良好（25%）、最低限必要なレベル（0%）、失格として採点する。
- 3) 事業計画の迅速性については、下記 i) に記載の方法で評価を行う。
- 4) 各評価項目の合計点を基礎として、事業実現性評価点は以下の算出式により評価する。

$$\text{事業実現性評価点} = (\text{提案者の評価点} / \text{同一の促進区域における公募参加者の最高評価点}) \times (\text{満点【120点】})$$

i) 事業計画の迅速性

事業計画の迅速性については、運転開始時期に応じた下表の評価点を基礎とし、「事業計画の基盤面」、「事業計画の実行面」の評価点比率（配点 40 点に対する比率）を乗じた値を事業計画の迅速性の評価点とする（ただし、「事業計画の基盤面」及び「事業計画の実行面」の合計点が 20 点に満たない場合は迅速性の評価点は 0 点とする）。

「青森県沖日本海（南側）」に係る評価基準

運転開始時期	基礎となる評価点
令和 12 年 6 月 30 日までの期間	20 点
令和 12 年 7 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの期間	10 点
令和 13 年 4 月 1 日以降の期間	0 点

「山形県遊佐町沖」に係る評価基準

運転開始時期	基礎となる評価点
令和 12 年 6 月 30 日までの期間	20 点
令和 12 年 7 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの期間	10 点
令和 13 年 4 月 1 日以降の期間	0 点

ii) 事業実施体制・事業実施実績

評価区分	評価の考え方
トップランナー (10 点)	「優れている」の基準を満たすもののうち、当該洋上風力発電事業を確実・効率的に実施するために、実務経験を有する人材の確保や適切配置など、事業実施体制が具体的に示されているもの。
優れている (7.5 点)	「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、公募占用指針で示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの特定・分析が適切になされ、その対応が特に優れていると評価されるもの。
ミドルランナー (5 点)	「良好」の基準を満たすもののうち、以下の①～③のいずれも満たすもの。 ①SPC の意思決定方法、リスク管理体制、地域共生に関する体制が明確である。 ②SPC の意思決定機関に、洋上風力発電事業に関する経験のある役員が配置されている。 ③緊急時体制・対応・訓練について、具体的かつ実現可能性のある内容である。
良好 (2.5 点)	「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、公募占用指針で示すリスクシナリオについて、その検討内容や対応が優れていると評価されるもの。
最低限必要なレベル (0 点)	①応募企業、コンソーシアム、SPC 構成員及びそれらの協力企業について、風車の設置や海洋土木工事、発電事業の運営等の役割分担について具体的に記載されているもの。さらに、役割の主たる者が

	明確なもの。 ②各役割の主たる者の実績が、その役割に求められるものとして適切であるもの。（事業への出資参画のみの実績は評価しない。国内外の実績は問わない。） ③当該実績について、親会社や子会社などの実績ではなく、応募企業、コンソーシアム、SPC 構成員及びそれらの協力企業自らの実績といえるもの。又は、親会社や子会社等の実績である場合は、当該親子会社等で実績をもつ者が事業実施体制に組み込まれているなど、親会社や子会社等の実績を活用できることが示されていること。 《①～③いずれも満たす必要》
失格	最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしていないもの。

対応する評価カテゴリ	リスクシナリオ区分	リスクシナリオの概要
事業実施体制 ・事業実施実績	緊急事態（自然災害やサイバー攻撃等）への対応体制不備	・自然災害等により、想定していた建設・運転が中断・休止又は遅延するリスク
	コンソーシアムの事業実施体制構築不全	・コンソ構成員の能力不足や、一部構成員の離脱等により、コンソ構成員間で当初想定していた機能分担が実現しない等、十分な事業実施体制が構築できなくなるリスク
	委託事業者（風車メーカー、EPC、相対取引、O&M 等を含む、事業に重要な影響を及ぼす契約相手先）との契約締結難航・契約不履行・解除	・委託事業者との契約交渉（価格面等）が難航し、入札時点に想定していた経済性や操業安定性が悪化するリスク ・コンソーシアムと委託事業者間の理解相違等により契約が不履行、又は、当初想定していた内容から大きく乖離した形で履行されるリスク。 ・委託事業者の撤退等により契約解除に至るリスク。

iii) 資金・収支計画

評価区分	評価の考え方
トップランナー (10 点)	「優れている」と評価されるもののうち、公募占用指針で示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの特定・分析も含め、コスト増や収入減少等のリスクに対しより適切な対応がとられており、長期にわたって安定的な資金繰り・財務健全性が確保され、事業継続の確実性が高い計画であると評価されるもの。
優れている (7.5 点)	「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、以下の①～②いずれも満たすもの。 ①公募占用指針で示すリスクシナリオについて、その検討内容や対応が優れていると評価されるもの。 ②プロジェクトファイナンスによる資金調達の場合、公募占用指針で

	示される感度分析シナリオを実施し、全てのケースにおいて調達先もしくは財務やテクニカルアドバイザー等の専門家との検討結果として事業継続に支障がないことが確認できるもの。
ミドルランナー (5点)	「良好」の基準を満たすもののうち、財務やテクニカルアドバイザー等の専門家により資金・収支計画の適切性を検討・評価しているもの。
良好 (2.5点)	「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、以下の①～②いずれも満たすもの。 ①公募占用指針で示される感度分析シナリオ（複合シナリオは含めない）を実施し、すべてのケースで $LLCR (LLCR = \Sigma (\text{元利金支払前キャッシュフローの現在価値}) / \text{借入元本})$ が 1.0 以上のもの。 ②プロジェクトファイナンス以外の借入による資金調達を予定する場合、ファイナンスを行う主体が、金融庁長官に登録された格付業者による長期信用格付が A- 又は A 3 以上の金融機関から当該資金調達額の LOI を取得しているもの。
最低限必要なレベル (0点)	①主な事業費（建設費用、資機材調達費用（風車、基礎、海底ケーブル）、設備維持管理費用）の根拠（見積もり又は過去の実績等）が示されているもの。建設費用について、自然条件や施工方法等に照らして著しく廉価でなく、ダンピングの疑いがないもの。 ②必要な資本金額の調達方法に実現性がない等不適切ではないもの。 ③事業収入について、発電量予測や需給調整に伴う費用、基準価格、オフテイク情報や相対取引契約内容、卸市場価格見通し等を考慮したものであること。公募占用指針で示す関連のリスクシナリオについて、検討内容や対応が具体的に記載されていること。 ④当該洋上風力発電事業に伴う収入によって事業終了年度までに累損解消ができる計画であるもの。 ⑤撤去費用が適切に確保されているもの（撤去期限までに必要額の積立が計画されているもの） 《①～⑤のいずれも満たす必要》
失格	最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしていないもの。

対応する評価 カテゴリ	リスクシナリオ区分			リスクシナリオの概要
資金・収支計画	運 転 開 始 ま での 資 金 調 達	追 加 資 金 調 達 の 発 生		・ 金融市場の変化等により、資金調達が当初想定していた通りに進まず開発資金が不足するリスク。 ・ 工期遅延等により開発・建設費用が増加（コストオーバーラン）し、当初想定していた資金に加え追加の資金調達が必要になるリスク。
			運 転 開 始 以 降 の キ ャ ッ シ ュ フ ロー	・ 風況の悪化により、想定発電量が減少するリスク 【感度分析】風況が超過確率 P90 の場合の発電電力量となる場合
			故障や事故	・ 故障や事故の増加によって補修作業等が

			による稼働率低迷	増大し、稼働率が低迷することで想定発電量が減少するリスク
			出力抑制	・電力需給バランスの変化により発電量が需要量を上回り、出力抑制が発生し、想定発電量が減少するリスク
			卸市場価格低下	・卸市場価格が低下した場合のリスク（卸市場価格に連動する相対取引契約下での売電についても該当）
			オフテイカーの契約不履行・倒産	・相対取引の需要家の財務状況悪化等により、相対取引契約の不履行が発生するリスク（未払発生のみならず、売電単価の値下げ要求等契約内容の変更リスクも含む）
		費用増加	金利変動	・景気や金融政策を受け、金利水準が上昇するリスク
			インバランス負担変動	・（F I P制度の下で）インバランス負担が増大するリスク
			故障や事故による費用増大	・故障や事故の増加によって補修作業等が増大し、維持管理費用が増大するリスク 【感度分析】事業期間（運転開始以降のみ）に渡って支払う維持管理費用の総額が10%増大する場合
			物価・人件費高騰	・原材料価格や人件費の高騰や為替変動により調達コスト水準が上昇し、維持管理費用が増大するリスク
			保険料上昇	・事故の発生等により保険料支払いが増大するリスク
				【感度分析】事業期間（運転開始以降のみ）に渡って支払う保険料支払いの総額が15%増大する場合

iv) 運転開始までの事業計画

評価区分	評価の考え方
トップランナー (15点)	「優れている」と評価されるもののうち、以下①、②のいずれも満たすもの。 ①運転開始に至るまでのスケジュール遅延等に関するリスクの特定が適切になされその対応が特に優れていると評価されるもの。 ②設備構造に関して、調整力の確保や系統混雑の緩和に資する、特に優れた提案がなされていると評価されるもの。
優れている (11.25点)	「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、公募占用指針で示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの特定・分析が適切になされ、その対応が特に優れていると評価されるもの。

ミドルランナー (7.5 点)	「良好」の基準を満たすもののうち、以下①～⑤のいずれも満たすもの。 ①ウェイクの影響等を考慮し、超過確率 P50 (※) の年間発電電力量の最大化を実現する配置となるように検討されていることを示すため、第三者機関等による適切な発電量予測が行われているもの。 (※50%の確率で達成可能と見込まれる数値。平年値相当。) ②国内のウィンドファーム認証取得に向けた詳細設計時の検討内容が具体的に記載されているもの。 ③サイトに応じて求められる水準の型式認証 (CLASS T など) を取得済みの風車を用いているもの、又は同認証を未取得の場合は運転開始前までに取得する見通しについて根拠を持って示されているもの。 ④工事の確実性や効率性を示す検討内容やそれらの考え方が明確に示されているもの。 ⑤工事開始前までに海洋土木工事の役割を担う者が ISO45001 (労働安全衛生) や建設業労働安全衛生マネジメントシステム (COHSMS) 又はこれらと同等の認定等を取得することが予定されているもの。
良好 (3.75 点)	「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、公募占用指針で示すリスクシナリオについて、その検討内容や対応が優れていると評価されるもの。
最低限必要なレベル (0 点)	①選定結果の公表から、各種調査・協議・調整、発電関連の許認可等、施工、運営、撤去等までのスケジュールが根拠とともに具体的に記載され、その内容が妥当であるもの。 ②航路や港湾施設等との隔離距離について適切にとられているもの。 ③騒音や振動、電波障害等の社会制約要因を適切に考慮した配置となっているもの。 ④促進区域の指定がなされていない一般海域に海底送電線等を設置する場合、合理的な理由なく必要最小限の面積を明らかに超えたものとなっていないもの。 ⑤洋上風力発電設備の構造設計が「洋上風力発電設備に関する技術基準の統一的解説」に準じた考え方となっているもの。 ⑥施工開始から施工完了まで、各工程の内容が具体的に記載されているもの。 ⑦自然条件や施工方法等に照らして適切な工事期間・予備日が設定されていないものや、地盤条件に照らして明らかに工法が不適切なものなど、実現可能性のない施工計画ではないもの。 ⑧施工期間における労働者の安全衛生・危機管理への配慮方針及び環境保全について、管理体制や方針、労働者の教育訓練、リスク低減措置等が具体的に記載されているもの。 ⑨協議会意見とりまとめの設置や建設にあたっての留意点を考慮した配置計画や施工計画となっているもの。 《①～⑨のいずれも満たす必要》
失格	最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしていないもの。

対応する評価カテゴリ	リスクシナリオ区分	リスクシナリオの概要
運転開始までの事業計画 (開発・建設・試運転期間)	許認可プロセス難航	・建設面（ウィンドファーム認証等）や環境面（環境アセス等）、系統・港湾整備等に関する許認可の申請・承諾プロセスが難航するリスク
	設計変更	・環境規制への対応から発電所レイアウトを修正する等、入札時点で想定していた設計が変更されるリスク
	主要部品や船舶の調達難航	・生産遅延、出荷国における天災・出荷港不全・輸送中の事故等により、建設に必要な部品や船舶がスケジュール通りに調達できないリスク
	建設遅延	・天候不順、設計・施工欠陥、必要人材の調達不調、基礎部品や海底ケーブル等の品質未達等により施工スケジュールが後ろ倒しとなるリスク
	地域関係者との調整難航	・開発から試運転までの期間を通じ、地域関係者との間で調整が難航するリスク

v) 運転開始以降の事業計画

評価区分	評価の考え方
トップランナー (5点)	「優れている」と評価されるもののうち、メンテナンス人材の教育や育成、雇用機会創出に特に配慮した計画であると評価されるもの。
優れている (3.75点)	「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、公募占用指針で示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの特定・分析が適切になされ、その対応が特に優れていると評価されるもの。
ミドルランナー (2.5点)	「良好」の基準を満たすもののうち、以下①～②のいずれも満たすもの。 ①各設備の維持管理計画が具体的かつ適切に記載されているもの。 ②撤去費用について倒産リスクを回避した確保方法が根拠をもって具体的に示されているもの。
良好 (1.25点)	「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、公募占用指針で示すリスクシナリオについて、その検討内容や対応が優れていると評価されるもの。
最低限必要なレベル (0点)	①各種法令への対応が明記されているもの ②「洋上風力発電設備の維持管理に関する統一的解説」に明らかに準拠していないものではないもの。 ③運営・維持管理段階の労働者の安全衛生・危機管理への配慮方針及び環境保全について、管理体制や方針、労働者の教育訓練、リスク低減措置等が具体的に記載されているもの。

	④撤去方法、撤去費用の金額およびその算出根拠が記載されているもの。 ⑤撤去費用の確保方法が示されているもの（撤去期限までに必要額の積立や金融機関からの LOI 取得）。 ⑥協議会意見とりまとめの発電事業の実施に係る留意点を考慮した維持管理計画となっているもの。 《①～⑥のいずれも満たす必要》
失格	最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしていないもの。

対応する評価カテゴリ	リスクシナリオ区分	リスクシナリオの概要
運転開始以降の事業計画	風車基幹部（ローター・ナセル）や海底ケーブルの損傷	・自然災害や人為的事故、メンテナンス不備等の理由により、風車や海底ケーブルが損傷を受けるリスク
	上記以外の設備の故障	・上記以外の設備について、自然災害や人為的事故、メンテナンス不備等の理由により、不具合や故障が発生するリスク

vi) 電力安定供給

評価区分	評価の考え方
トップランナー (20 点)	「優れている」と評価されるもののうち、安定供給・早期復旧に関するハード、ソフトのサプライチェーンや O&M の取組内容が特に優れていると評価されるもの。
優れている (15 点)	「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、公募占用指針で示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの特定・分析が適切になされ、その対応が特に優れていると評価されるもの。
ミドルランナー (10 点)	「良好」の基準を満たすもののうち、以下の①、②いずれも満たすもの。 ①ハード（設備・部品調達等）に係るサプライチェーンについて、洋上風力発電設備のうち、故障率が高い部品かつ故障したときに調達リードタイムがかかる部品を特定した上で、（i）国内製造・調達による代替品の確保に向けた具体的な検討、（ii）サプライチェーンの複線化、（iii）調達期間の短納期化等、電力安定供給のための故障時の早期復旧対策について具体的な検討がなされている。 ②ソフト（人材等）に係るサプライチェーンについて、安定供給・早期復旧のためのメンテナンス人材の育成・確保、物流拠点や輸送手段の確保等を具体的に検討している。
良好 (5 点)	「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、公募占用指針で示すリスクシナリオについて、その検討内容や対応が優れていると評価されるもの。

最低限必要なレベル (0点)	主要なハード（洋上風車本体や風車基礎、海底ケーブル、船舶）に関するサプライチェーン形成計画（部品の調達先候補、予備品の保管場所）が具体的に示されているもの。
失格	最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしていないもの。

対応する評価カテゴリ	リスクシナリオ区分	リスクシナリオの概要
電力安定供給 （運転開始以降を想定）	部品調達	・生産遅延、出荷国における天災・出荷港不全・輸送中の事故等により、交換が必要な部品がスケジュール通りに入荷しないリスク
	船舶調達	・維持管理時に作業員や交換対象部品の運搬に用いる船を十分に調達できなくなるリスク
	人員確保	・維持管理に必要な人員（作業員等）を十分に確保できなくなるリスク

vii) 関係行政機関の長等との調整能力

評価区分	評価の考え方
トップランナー (10点)	①関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「トップランナー」と評価すべきと意見があったもの。 ②「優れている」と評価されるもののうち、国内洋上風力発電に関する関係行政機関の長との間で特に優れた調整実績があるもの。
優れている (7.5点)	①関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「優れている」と評価すべきと意見があったもの。 ②「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、国内洋上風力発電に関する関係行政機関の長との調整実績があるもの。
ミドルランナー (5点)	①関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「ミドルランナー」と評価すべきと意見があったもの。 ②「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、以下の i)、ii) のいずれかを満たすもの。 i) 国内陸上風力発電に関する関係行政機関の長との調整実績があるもの。 ii) 洋上風力発電事業との親和性が高い事業（漁業者や船舶、地元関係者との調整を伴う国内の洋上や沿岸部における事業）について、関係行政機関の長との調整実績があるもの。

良好 (2.5 点)	①関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「良好」と評価すべきと意見があったもの。 ②「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、その他事業（トップランナー、優れている、ミドルランナーに記載されているもの以外のプロジェクト）において、関係行政機関の長との調整実績があるもの。
最低限必要なレベル (0 点)	①関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「最低限必要なレベル」と評価すべきと意見があったもの。 ②事業実施体制において、関係行政機関の長との調整の役割を担当する主たる者が明確になっているもの。 ③関係行政機関の長との調整の役割を担当する主たる者の実績が示されているもの。 ④ 当該実績について、親会社や子会社などの実績ではなく、自らの実績といえるもの。又は、事業実施体制を踏まえて、これと同等と言える根拠があるもの。 《①もしくは、②～④のいずれも満たす必要》
失格	最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしていないもの。

(注) 「関係行政機関の長等との調整能力」に係る関係都道府県知事の評価の考え方については別添 6 を参照すること。

viii) 周辺航路、漁業等との協調・共生

評価区分	評価の考え方
トップランナー (10 点)	①関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「トップランナー」と評価すべきと意見があったもの。 ②「優れている」と評価されるもののうち、協議会意見とりまとめを踏まえつつ、地域の特色（地域や産業に関する自治体の計画・戦略等）を踏まえた具体的かつ実現可能性のある地域共生策を提案のうち、中長期的な地域・漁業の発展や振興に資する提案など、特に優れているもの。
優れている (7.5 点)	①関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「優れている」と評価すべきと意見があったもの。 ②「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、協議会意見とりまとめを踏まえつつ、地域の特色（地域や産業に関する自治体の計画・戦略等）を踏まえた具体的かつ実現可能性のある地域共生策の提案があり、その内容が優れているもの。
ミドルランナー (5 点)	① 関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「ミドルランナー」と評価すべきと意見があったもの。 ②「良好」の基準を満たすもののうち、協議会意見とりまとめを踏まえつつ、地域の特色（地域や産業に関する自治体の計画・戦略等）を踏まえた具体的かつ実現可能性のある地域共生策を提案しているもの。

良好 (2.5 点)	①関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「良好」と評価すべきと意見があったもの。 ②「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、協議会意見とりまとめを踏まえた地域共生策を具体的に提案し、かつ周辺航路や環境保全等の地域の安全に対し最大限配慮しているもの。
最低限必要なレベル (0 点)	① 関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「最低限必要なレベル」と評価すべきと意見があったもの。 ② 協議会意見とりまとめを踏まえた地域共生策を提案し、明らかに不適切な内容ではないもの。
失格	最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしていないもの。

(注) 「周辺航路、漁業等との協調・共生」に係る関係都道府県知事の評価の考え方については別添 6 を参照すること。

ix) 地域経済波及効果

評価区分	評価の考え方
トップランナー (10 点)	① 関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「トップランナー」と評価すべきと意見があったもの。 ②「優れている」と評価されるもののうち、中長期的な観点から地域経済の発展に資するもの。
優れている (7.5 点)	①関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「優れている」と評価すべきと意見があったもの。 ②「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、高い波及効果を有するもの。
ミドルランナー (5 点)	① 関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「ミドルランナー」と評価すべきと意見があったもの。 ② 経済波及効果の見込みについて具体的に記載されており、経済波及効果の因子となる地域振興策等に係る直接投資、工場等のインフラ整備、建設、メンテナンス、物流拠点の需要見込み等についての確からしさが示されているもの。
良好 (2.5 点)	①関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「良好」と評価すべきと意見があったもの。 ②経済波及効果の見込みについて具体的に記載されているが、経済波及効果の因子となる地域振興策等に係る直接投資、工場等のインフラ整備、建設、メンテナンス、物流拠点の需要見込み等についての確からしさが一部不明確なもの。
最低限必要なレベル (0 点)	① 関係都道府県知事から、合理的な理由とともに「最低限必要なレベル」と評価すべきと意見があったもの。 ② 経済波及効果の見込みについて具体的に記載されているが、経済波及効果の因子となる地域振興策等に係る直接投資、工場等のインフラ整備、建設、メンテナンス、物流拠点の需要見込み等についての確からしさが示されていないもの。

失格	最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしていないもの。
----	-----------------------------

(注) 「地域経済波及効果」に係る関係都道府県知事の評価の考え方については別添6を参照すること。

x) 国内経済波及効果

評価区分	評価の考え方
トップランナー (10点)	「優れている」と評価されるもののうち、中長期的な観点から国内経済の発展に資するもの。
優れている (7.5点)	「ミドルランナー」に評価されるもののうち、高い波及効果を有するもの。
ミドルランナー (5点)	経済波及効果の見込みについて具体的に記載されており、経済波及効果の因子となる地域振興策等に係る直接投資、工場等のインフラ整備、建設、メンテナンス、物流拠点の需要見込み等についての確からしさが示されているもの。
良好 (2.5点)	経済波及効果の見込みについて具体的に記載されているが、経済波及効果の因子となる地域振興策等に係る直接投資、工場等のインフラ整備、建設、メンテナンス、物流拠点の需要見込み等についての確からしさが一部不明確なもの。
最低限必要なレベル (0点)	経済波及効果の見込みについて具体的に記載されているが、経済波及効果の因子となる地域振興策等に係る直接投資、工場等のインフラ整備、建設、メンテナンス、物流拠点の需要見込み等についての確からしさが示されていないもの。
失格	最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしていないもの。

(4) 評価に関する補足事項

1) 事業実施の実績の評価に関する補足事項

i) 評価の対象となる実績

- ・ 洋上風力発電事業の主な工程としては、①風車の設置、②海洋土木工事、③風力発電事業の運営（維持管理を含む。）に分類できるため、これらに係る実績がある場合を評価する。
- ・ 洋上風力発電事業において各事業者が果たす役割には、
ア) 事業の実施・管理（事業に係る責任を有する者が行う、事業計画作成、事業管理、請負企業選定・交渉、事業スケジュール管理等。）

イ) 海洋再生可能エネルギー発電設備の製造、設置、維持管理に関する設計 (E) ・調達 (P) ・建設 (C) や保守点検等 (EPC 等)

があるため、これらの役割ごとに実績を評価する。なお、1つの企業が、事業の実施・管理及びEPC等の両方の役割について評価対象となることも可能であるが、事業体制として適切な実績を有することを示すことが必要である。

- ・ 事業の実施・管理についての評価対象は、応募企業、コンソーシアム構成員又はSPCの議決権を有する企業に限る。
- ・ EPC等についての評価対象は、公募段階では必ずしも確定していないことが想定されるため、応募企業、コンソーシアム構成員又はSPCの議決権を有する企業のほか、候補者として関心表明書【様式 3-2-4】を提出している協力企業の実績も含めて評価する。

なお、協力企業も評価の対象となることから、事業者選定後の協力企業の変更は可能な限り避けるべきであるが、公募時点で協力企業を1者に確定していることだけをもってその評価に差は設けない。また、協力企業については、複数の候補を示すことを可能とし、事業者選定後は、原則、当該候補の中から協力企業を確定すること。

2) 撤去費用の金額及び算定根拠について

撤去費用のうち、公募段階における海洋に設置した設備の撤去費用は、一律に、海洋における施工費（海洋における基礎、風車、ケーブル、洋上変電所の施工費及びその他施工費。なお、基礎・風車・ケーブル、洋上変電所等の資材購入費は含まない。また、陸上に設置する変電施設や送電線の施工費、施工に要する資材購入費は含まない。）の70%とし、撤去費用の算出方法等については評価の対象とはしないことに留意すること。

ただし、事業者選定後、選定事業者は撤去方法及び撤去費用の詳細な検討を行い、経済産業省、国土交通省及び環境省に相談の上、建設工事着手日までに撤去費用の額を精査の上、原則として公募占用計画を変更すること。

なお、今後、長期的には撤去に関しても技術開発等が進むことも想定されることから、技術の進展に伴う撤去方法及び撤去費用を見直すことは可能である。

3) 電力安定供給に係るサプライチェーンに関する補足事項

i) 評価対象となるサプライチェーンの範囲

評価対象とするハード、ソフトに係るサプライチェーンの範囲は、下記①、②とする。なお、建設工事の施工や陸上送変電設備に関するサプライチェーンは含まない。

- ① ハードに係るサプライチェーン：風車主要部品（ナセル、ブレード、タワーやその関連部素材）、海底送電線・通信ケーブル等の電気系統、風車基礎、船舶等

② ソフトに係るサプライチェーン：運転、維持管理のための人材や物流等

ii) サプライチェーン形成計画の変更

公募段階においては、サプライチェーンが確定していないことが想定されるため、公募占用計画においてはサプライチェーンをどのように形成する予定かを記載することとし、事業者選定後に変更が生じた場合には、「公共の利益の一層の増進に寄与するものであると見込まれるか」「やむを得ない事情があるか」等という観点から審査を行った上で、公募占用計画の変更の可否を判断する（公募占用計画の変更の詳細については第9章（5）「公募占用計画の変更に係る事項」を参照）。原則として、事業者選定時の水準が維持されるかを個別に判断する。

4) 関係行政機関の長等との調整の実績の評価に関する補足事項

i) 評価の対象となる調整実績

- ・「調整」とは開発段階から完工、運転段階に至るまで必要であり、長期的、安定的かつ効率的な発電事業が実施可能な事業者を評価するという観点では、運転段階に至っていない案件の調整実績は評価対象にはならない。
- ・主たる者として複数企業が関係行政機関の長等との調整を担う場合は、最も評価が低い企業の実績を評価対象として扱う。
- ・洋上風力発電事業は長期間にわたることから、基本的には、特定の個人ではなく法人としての調整体制を実績の対象とする。
- ・「国内洋上風力発電」の調整実績には、港湾区域や一般海域における実証事業（着床式・浮体式両方）も含まれる。

5) 地域経済等への波及効果の評価に関する補足事項

地域への経済波及、国内への経済波及の各項目に関する提案内容は、実現可能性の根拠（例：設備投資決定や調達契約、MOU など）が示せるもののみをその根拠と併せて記載すること。

なお、経済波及効果の試算に産業連関分析を用いる場合は、以下の産業連関分析ファイルを用いること。

- ・地域経済波及効果については、対象となる促進区域に応じて、各県の産業連関表を基に国で作成した「産業連関分析ファイル（青森県）」又は「産業連関分析ファイル（山形県）」を用いること。
- ・国内経済波及効果については「産業連関分析ファイル（全国）」を用いること。

第9章 選定事業者の選定後に行う手続

(1) 基準価格等の決定

経済産業大臣は、公募占用指針に従い、公募の結果を踏まえ、選定事業者における海洋再生可能エネルギー発電設備に係る基準価格及び交付期間を定め、これを公示する。

本公募においては、第2章(3)2)基準価格の額の決定方法及び3)交付期間のとおり、基準価格の額は選定事業者が公募占用計画に記載した供給価格の額、交付期間は20年とする。

(2) 公募占用計画の認定

経済産業大臣及び国土交通大臣は、選定事業者を選定し、その旨を通知後、選定事業者において、提出した公募占用計画について評価の過程で提示された補足資料や記載事項の訂正等を加えた上で、選定事業者が提出した公募占用計画を認定する。

(3) 公募占用計画等の公示

経済産業大臣及び国土交通大臣は、公募占用計画を認定したときは、当該認定を受けた公募占用計画の概要（建設時に利用する港湾及び当該港湾の利用スケジュールを含む）、当該認定をした日及び認定の有効期間並びに指定した促進区域内海域の占用の区域及び占用の期間を公示する。

なお、本規定に基づき公示する促進区域内海域は、海洋再生可能エネルギー発電設備の設置や維持管理に必要となる区域も勘案して指定するものであり、選定事業者以外の者の占用の申請を制限することとなる。そのため、公募占用計画の認定前に公募占用計画の概要とあわせ、公示する占用の区域及び期間について選定事業者が協議会において説明するものとする。

また、ここで公示する占用の区域及び期間は必要最小限にすべきであり、公募占用計画認定後においては、選定事業者と関係漁業者等の利害関係者が協議を行い、必要に応じ、公募占用計画の変更を行うものとする。

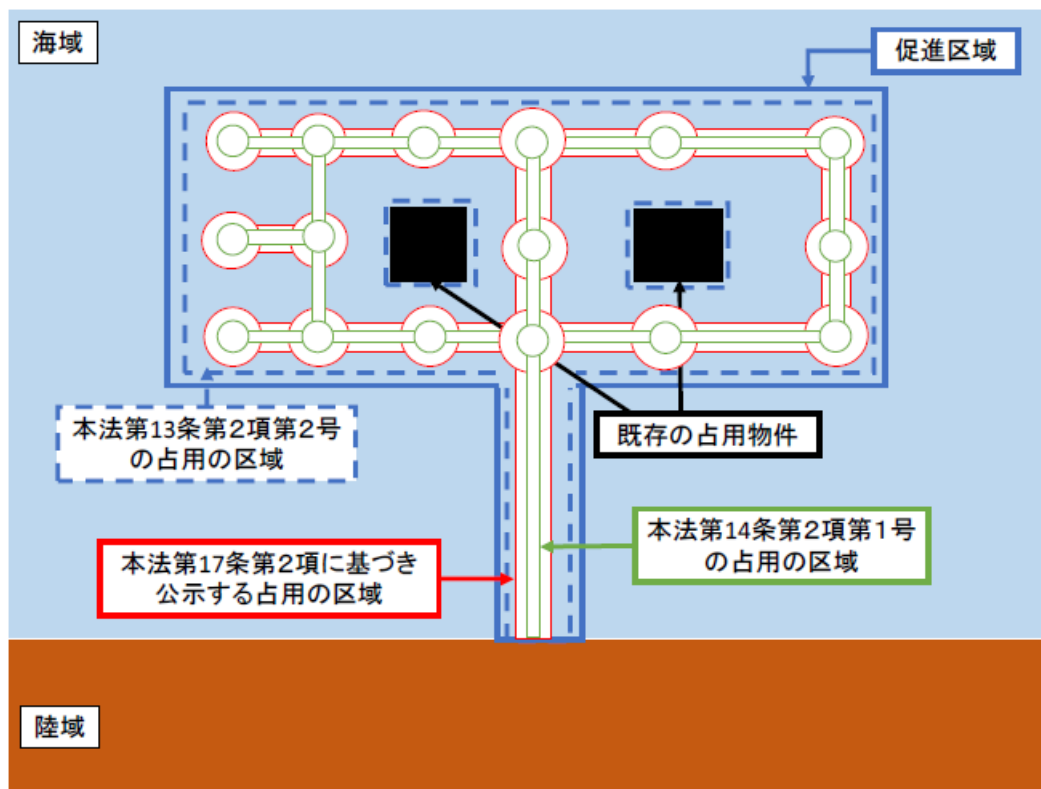


図 法第 17 条の規定に基づき公示される区域等のイメージ

(4) 系統に係る契約等の承継と承継条件等について

1) 系統に係る接続契約等について

本公募においては、第 2 章 (1) 2) 「当該海洋再生可能エネルギー発電設備の出力の量の基準」記載のとおり、系統提供事業者が確保している系統容量を活用することが前提となるため、公募の結果、系統提供事業者以外の事業者が選定事業者として選定された場合には、本公募占用指針で定める条件により、選定の通知を発した日の翌日から 3 か月以内に遅滞なく当該系統容量に係る全ての接続契約（契約の前提となった接続検討申込みに係る情報及び接続検討回答の情報を含む。）、工事費負担金契約及び東北北部エリアにおける電源接続案件募集プロセス、山形・本荘由利エリアの電源接続案件募集一括検討プロセスによる系統の場合は工事費負担金補償契約（以下、当該接続契約、工事費負担金契約、工事費負担金補償契約を合わせて「本件契約上の地位等」という。）を選定事業者に承継することを条件とする。

上記の期間内に、合理的な理由なく、系統提供事業者が本件契約上の地位等を承継しなかった場合や、選定事業者が本件契約上の地位等の譲渡対価を支払わなかった場合には、（別添 4）で定めるところにより、一定の期間、法に基づく公募（本促進区域以外の海域に係る公募も含む。以下同じ。）への参加を認めないことがある。

本件契約上の地位等の内容は、第 3 章 (2) 2) により、系統に係る契約等に関する情報として提供するとおりである。

本件契約上の地位等の承継に係る譲渡対価は、以下の算定式によることとする。

<算定式>

譲渡対価 = (①既払の工事費負担金等 + ②諸経費相当分) × ③運用利益率

① 既払の工事費負担金等 (一般送配電事業者に対する直接的支出のうち既払分)

② 諸経費相当分 : 工事費負担金等 (未払分を含む総額) の 1% 分 (上限 750 万円)

③ 運用利益率 : ①② の合計金額に、①既払額の支出日 (支出日が複数ある場合、①既払額については各支出日、②諸経費相当分については①既払額の最後の支出日とする。) から、本件契約上の地位等の承継の日までの期間について、1.001 (年利) の率を乗じる。

2) 本件契約上の地位等以外の資産について

系統提供事業者が有する㊦本件契約上の地位等に付随する事業資産等 (自営線敷設のために必要な用地や自営線敷設ルート検討のために実施した調査の結果など) や、㊧本件契約上の地位等の承継とは無関係のその他の事業資産については、公募後に当事者間で承継の可否やその条件を誠実に交渉するものとする。

このうち、㊦本件契約上の地位等に付随する事業資産等は、系統接続を実施する上で有用なものも含むことから、選定事業者が円滑な系統接続のために希望する場合には、原則として、本件契約上の地位等と合わせて承継されるものとする。

もっとも、この場合においても、本件契約上の地位等に係る地位の承継に関する交渉とその他の資産等の承継に関する交渉は明確に切り分けられるべきであり、以下の場合やこれに類する場合に該当するときには、本件契約上の地位等を合理的な理由なく承継しなかったものとして、(別添 4) で定めるところにより、一定の期間、法に基づく公募の参加を認めないことがある。

- ① 系統提供事業者が、選定事業者の事業を妨害する目的で、㊦本件契約上の地位等に付随する事業資産等の承継を拒んだとき
- ② 系統提供事業者が、当事者間の交渉に委ねるべき資産等の承継に係る交渉に選定事業者が応じないことを理由に、本件契約上の地位等の承継を拒んだり、交渉を遅延したりしたとき

3) 本件契約上の地位等の承継に関する条件の詳細について

上記 1) 及び 2) で定めるもののほか、本件契約上の地位等の承継条件等の詳細については、(別添 5) 系統に係る契約上の地位等の承継条件等に記載するとおりとする。

(5) 公募占用計画の変更に係る事項

公募占用計画の認定後、選定事業者において、各種調査、関係者調整等を実施した上で、詳細な事業計画を策定した結果、認定公募占用計画を変更せざるを得ない場合

が想定される。

認定公募占用計画の変更に当たっては、経済産業大臣及び国土交通大臣の認定を受けなければならない。変更の申請があった場合には、変更後の公募占用計画が法第15条第1項第1号から第3号までに掲げる基準を満たしていること、洋上風力発電にかかる技術の向上など公共の利益の一層の増進に寄与するものであると見込まれること又はやむを得ない事情があること等、法第18条第2項に定める基準に適合すると認められる場合に限り、変更の認定を行うことができる。なお、施設の一部を残置等する公募占用計画を作成した場合には、建設工事着手日までに撤去工事の実施候補者を含む施設の撤去方法を具体化し公募占用計画を変更しなければならない。【様式6-2】

1) 変更を認める場合の基準

経済産業大臣及び国土交通大臣は、選定事業者から公募占用計画変更の認定の申請があったときは、法第18条第2項第1号及び第2号で規定する基準に適合すると認める場合に限り、変更の認定をする。

なお、認定公募占用計画は、公募に基づく審査及び評価を経て認定されたものであり、公募占用指針に定める事項及び評価の基準に照らし、審査及び評価の結果が下がる方向での変更は好ましくないため、その変更理由が真にやむを得ないものであるか確認した上で判断する。

また、変更の認定の判断に当たっては、法第18条第2項第1号及び第2号で規定する基準に適合することが明らかでない場合など、必要に応じて学識経験者又は第三者委員会の意見を聴取することも考慮する。

i) 法第15条第1項第1号から第3号までに掲げる基準への適合

経済産業大臣及び国土交通大臣は、変更後の公募占用計画が法第15条第1項第1号から第3号までに掲げる基準を満たしていることを確認する。

① 公募占用指針に照らし適切なこと（法第15条第1項第1号）

法第13条第2項に示された公募占用指針の各項目について、明らかに公募占用指針の求める要求事項に合致していない公募占用計画の変更は認定しない。

（変更が認められない公募占用計画の変更例）

- －区域、期間が公募占用指針の記載に適合しない公募占用計画の変更
- －構造や工事実施の方法、維持管理方法等が示されていない公募占用計画の変更
- －その他事業実施体制、許可条件への対応について、事業の確実な実施が難しくなると考えられる公募占用計画の変更

② 法第10条第2項に該当しないこと（法第15条第1項第2号）

本促進区域内海域の利用若しくは保全又は周辺港湾の機能の維持に著しく支障を与える可能性のある公募占用計画の変更は認定しない。

③ 海洋再生可能エネルギー発電設備及びその維持管理の方法が経済産業省令・国土交通省令の基準に適合していること（法第15条第1項第3号）

ii) 公共の利益の増進又はやむを得ない事情（法第18条第2項第2号）

第2の基準として、経済産業大臣及び国土交通大臣は、当該公募占用計画の変更をすることについて、公共の利益の一層の増進に寄与するものであると見込まれること又はやむを得ない事情があることを確認する。

公共の利益の一層の増進又はやむを得ない事情としては、例えば、新たな技術的知見により工事实施の方法等の変更が妥当な場合、技術革新等により海洋再生可能エネルギー発電設備の変更が妥当な場合、また公募段階においては概略を示した資料であった事項に関し必要な調査や体制整備等を実施し、詳細かつ具体的な内容が確定した場合、運転開始に至るために安全性確保を目的として工法等を変更する場合などが考えられる。

ただし、これらの場合であっても、公募占用指針に定める事項及び評価の基準に照らし、審査及び評価の結果が下がる方向での変更ではないことに留意することとする。

また、港湾利用スケジュールの変更については、他の事業者の事業計画に支障を与えるなど公募の公正な実施に支障を及ぼす場合には、公募占用計画の変更は原則認定しないこととする。

（公募の公正な実施に支障を及ぼす場合の例）

- ・選定事業者の希望する変更後の港湾利用期間が、他の促進区域に係る選定事業者の公募占用計画又は審査・評価段階にある公募占用計画における港湾利用期間と重複する場合
- ・他の促進区域における公募占用計画の受付期間（公募占用指針の配布開始日から公募占用計画の受付期限日までの期間をいう。）において、選定事業者の希望する変更後の港湾利用期間が、当該他の促進区域に係る公募占用指針に記載された「促進区域と一体的に利用できる港湾」の利用可能期間と重複することにより、当該他の促進区域における公募条件に影響が生じる場合

（※）上記はあくまで例示であり、選定事業者は港湾利用スケジュールの変更の可能性が生じた場合には、速やかに国土交通省の担当部局に相談すること

2) 認定公募占用計画の変更内容の公示

経済産業大臣及び国土交通大臣は、変更の認定をしたときは、当該認定を受けた公募占用計画の概要、認定をした日、認定の有効期間並びに指定した促進区域内海

域の占用の区域、占用の期間及び変更の内容について公示する。

3) 軽微な変更についての変更の届出

公募占用計画に係る工事の時期の変更のうち、工事の着手又は完了の予定年月日の3月以内の変更など、認定公募占用計画の実施に支障がないと経済産業大臣及び国土交通大臣が認める変更については、公募占用計画の変更の認定を受ける必要はない。もっとも、選定事業者が軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を経済産業大臣及び国土交通大臣に届け出なければならない。

4) SPC の構成員の変更について

公募占用計画には、コンソーシアム又はSPCの構成員の議決権を記載することとされているため（「第6章 公募占用計画に記載すべき事項」参照）、SPCの構成員を変更する際には、その旨の公募占用計画の変更が必要である。

「第8章 選定事業者を選定するための評価の基準」に記載したとおり、事業者選定時には、各構成員の役割に応じてその実績（能力）を評価しており、事後的にこれらの企業以外に議決権の多数の保持を認めることとすると、事業者選定時点の前提として評価した事業者の影響力が弱まり、事業の確実性が担保されない可能性がある。このため、SPCの構成員を変更する旨の公募占用計画の変更については、法第18条第2項に基づき、適切に事業ができる体制であるかという点も含め、当該変更が①公共の利益の一層の増進に寄与するものであること（同項第1号）又は②やむを得ない事情があること（同項第2号）という要件に適合するかという観点から、その可否を個別に判断する。

特に、㊦議決権の最も大きい企業を変更する場合、㊦SPCの議決権を有する企業のうち、事業の実施・管理の評価対象として公募占用計画別紙2【様式3-1-5】に記載した企業が脱退する場合、㊦評価の対象となった事業者による議決権の保有割合が一定規模（※1）を下回ることとなる場合等、事業の確実性への影響が大きいと考えられる場合には、変更後の体制により、適切な事業の実施が可能かという観点を含め、①②の要件への適合性を慎重に判断する。

他方で、資本の流動性を高めることは、資金調達のコストを抑制し、発電コストの低減に資する面もあるため、可能な限り、柔軟な運用を行うことも重要である。このため、上記に該当しない場合における議決権の譲渡については、事業実施の確実性への影響は低く抑えつつ、発電コスト低減に資すると考えられることから、原則として、公共の利益の一層の増進に寄与するものとして、公募占用計画の変更を認定する。

※1 一定規模とは、海洋再生可能エネルギー発電設備の建設工事が完了し、再生可能エネルギーの電気の供給が開始された後は事業リスクが低減することを考慮し、運転開始日前は全体の議決権の2/3未満となる譲渡、運転開始日後は、全体の議決権の1/2以下となる譲渡とする。

※2 SPC が合同会社等の株式会社以外である場合についても、同様の考え方に
基づき、契約実態を踏まえて審査する。

(6) FIP 認定の申請期限(法第 13 条第 2 項第 10 号)

選定事業者は、選定後速やかな再エネ特措法第 9 条第 4 項の認定（以下「FIP 認定」という。）の取得が求められるため、申請の準備期間等を考慮し、選定事業者の選定の通知があった日の翌日から起算して 1 年以内に FIP 認定の申請をしなければならないこととする。

選定事業者に係る再生可能エネルギー発電事業については、公募の結果が公表された時において基準価格が決定するため、速やかな事業実施を促すべきである。したがって、選定事業者は、申請を行った日から 6 か月以内に FIP 認定を受けなければならないこととする。

(7) 占用許可に係る事項について

1) 選定事業者の責務

選定事業者は、法第 19 条第 1 項の規定により、認定公募占用計画に従って、海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理を行わなければならない。

そのため、選定事業者は、認定公募占用計画に記載したスケジュール等に従って設置工事等に必要な各種調整及び調査設計等を実施し、記載した工事実施の方法等に従って海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理を行うことが必要となる。

この義務を履行していない場合、例えば、選定事業者が設置工事を実施するまでの準備段階において認定公募占用計画に示した必要な業務を実施していないなど、工事の準備が予定より遅延し、その結果、当該公募占用計画で示した工事の時期に工事を実施することができないことが確認された場合には、経済産業大臣及び国土交通大臣は法第 21 条の規定に基づき公募占用計画の認定を取り消すことができる。

しかしながら、やむを得ない事情により遅延した場合など、法第 18 条第 2 項に規定する基準に適合する場合にあっては、選定事業者からの申請により当該公募占用計画の変更が可能となるため、取消しの判断に当たっては、遅延した経緯等を事前に確認する。

2) 占用許可及び占用料

i) 占用許可

国土交通大臣は、選定事業者から認定公募占用計画に基づき促進区域内海域の占用の許可の申請があった場合にあっては、占用の許可を与えなければならない。

ただし、選定事業者が法第 19 条第 1 項の規定に違反したとき（上記 1）又は詐欺その他の不正な手段により公募占用計画の認定を受けたことが判明したときに、経済産業大臣及び国土交通大臣が法第 21 条の規定により当該認定を取り消した

場合にあつては、占用を許可する必要はなく、また、占用の許可の期間中であっても、法第 21 条第 3 項の規定により占用の許可の効力を失うこととなる。

なお、公募占用計画の認定の有効期間の終了後の占用の取扱いについては、第 2 章（４）３）占用の期間に記載のとおりである。認定有効期間終了後における促進区域の占用を継続する場合には、再度、占用のために国土交通大臣の許可をとる必要がある。

占用の許可を更新する場合は、公募占用計画で定める維持管理、撤去の方針に沿った新たな占用計画（占用の期間を含む。）を提出し、それを許可条件として許可を与えるものとし、この際、適切に占用許可期間を審査する。

また、選定事業者は、上記申請に加え海洋再生可能エネルギー発電設備の設置工事等を目的として海域の占有を行う場合には、法第 10 条第 1 項に基づく占有許可を受けなければならない。

ii) 占用料

① 占用料の単価

各促進区域内海域の占有許可に係る占用料の単価は、それぞれ下表に記載の告示とおりとする。

促進区域	占用料を定める告示
青森県沖日本海（南側）	青森県沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示（令和五年東北地方整備局告示第九十六号）
山形県遊佐町沖	山形県沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において国土交通大臣が徴収する占用料及び土砂採取料の額を定める告示（令和五年東北地方整備局告示第九十五号）

② 占用料の算定方法

海洋再生可能エネルギー発電設備の占用料については、海洋再生可能エネルギー発電設備（海底送電線等を除く。）の投影面積に基づき、海底送電線等の占用料については、海底送電線等の長さに基づき算定する。

なお、海洋再生可能エネルギー発電設備（海底送電線等を除く。）の投影面積と海底送電線等が重複する箇所については、海洋再生可能エネルギー発電設備（海底送電線等を除く。）の投影面積に基づき占用料を算定するものとし、当該区間の海底送電線等の長さは占用料の算定からは除外するものとする。

iii) 選定事業者以外の占有の禁止

選定事業者以外の者は、法第 19 条第 3 項の規定により、経済産業大臣及び国土

交通大臣が公募占用計画の認定をしたとき（当該公募占用計画の変更の認定をした場合を含む。）に公示した占用の期間内においては、併せて公示した区域について、占用の許可の申請をすることができない。

iv) 占用許可の条件

国土交通大臣が促進区域の占用を許可する際には、法第10条第5項に基づき、国土交通大臣が促進区域内海域の利用若しくは保全又は周辺港湾の機能の維持に必要な限度において、条件を付することができる。とされている。

占用許可に当たっての条件は以下のとおりとする。

- ・ 選定事業者は、占用許可の申請までに書面にて協議会の構成員となっている関係漁業者の了解を得ること。
- ・ 台風後等の流木の発生、船舶の座礁事故等が発生した場合には、その除去工事に当たって、補償を伴わずに、運転の一時中断に応じること。
- ・ 海洋再生可能エネルギー発電設備が備える係留施設は、港湾法の技術基準対象施設となっており、必要とされる性能に関して港湾法第56条の2の2で定める港湾の施設に関する技術上の基準に適合すること。
- ・ 施設の一部を残置等する公募占用計画を作成した場合においては、経済産業省、国土交通省及び環境省に相談の上、建設工事着手日までに公募占用計画を変更していること。
- ・ 水域占用許可に係る権利を譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。
- ・ 「洋上風力発電設備に関する技術基準の統一的解説」「洋上風力発電設備の施工に関する審査の指針」「洋上風力発電設備の維持管理に関する統一的解説」（全て洋上風力発電施設検討委員会）に則って、設置及び維持管理を実施すること。
- ・ 港湾の利用に係る関係者（例えば港湾利用者及び港湾協力団体等）と十分に協議し、港湾の安全や環境保全に配慮して、港湾を利用すること。
- ・ 工事の施工に当たっては、濁り防止等、環境保全に十分に注意して施工すること。
- ・ 発電を開始する場合は、速やかにその旨を経済産業大臣及び国土交通大臣に届け出ること。
- ・ 維持管理に伴う設備の更新を除き、許可を受けた設備以外の設備を設置しないこと。設備の改変、追加など、許可を受けた事項・内容を変更・実施する際には許可を受けること。
- ・ 占用水域を洋上風力発電以外の目的に利用しないこと。
- ・ 設置したケーブルについて迂回等の必要が生じた場合は、経済産業大臣及び国土交通大臣と協議すること。
- ・ 風況、海底地質等のデータ取得のための調査を実施しようとするときは、「外国船舶による我が国領海等における海洋調査等の取扱いに関する所管事

業関係者への周知について（令和２年４月）」を参照し、該当する場合は適切に手続を行うこと。

- ・ 本公募時点で想定されない事態が発生した場合に、国土交通大臣が必要と認める事項。

v) 占用料の支払方法

占用料の支払方法については、以下のとおりとする。

- ① 占用料の支払は、国土交通省が発行する納入告知書により納めるものとする。
- ② 指定された期日までに占用料が納付されない場合には、延滞金を徴収する場合がある。
- ③ 既納の占用料は返還しない。

（８）公募占用計画の履行状況の報告について

認定公募占用計画の履行状況について、選定事業者から少なくとも年１回の定期的な報告を徴収する。主な報告の内容は以下のとおりとし、書面その他の経済産業大臣及び国土交通大臣の指定する方法により提出することとする。

1) 認定から着工までの期間

- －風況・地盤等の自然環境調査、社会条件調査、関係者調整、協議等の進捗状況、結果 等
- －財務状態に係る事項 等
- －現時点までに発生した累積費用とその内訳
- －現時点で決定又は予定しているサプライチェーン

2) 工事期間中

- －建設工事の実施状況等 等
- －財務状態に係る事項 等
- －現時点までに発生した累積費用とその内訳
- －現時点で決定又は予定しているサプライチェーン

3) 運用中

- －維持管理結果に係る事項
- －緊急時対応に係る事項
- －風況等の自然環境データの観測結果に係る事項
- －財務状態に係る事項 等
- －現時点までに発生した累積費用とその内訳
- －現時点で決定又は予定しているサプライチェーン

報告された事項から、海洋再生可能エネルギー発電設備の占用許可の条件の履行状況、維持管理状況等について確認する。報告の内容で不明なことがあった場合は、新たに資料を求めることがある。

また、必要に応じ、法第25条第2項に基づき、経済産業大臣及び国土交通大臣は、

海洋再生可能エネルギー発電設備を整備する場所若しくは選定事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、必要な検査を行うことがある。

海洋再生可能エネルギー発電設備に異常が発生した場合は、選定事業者からの報告を聴取する。報告された事項から、異常発生の原因、内容、対策の状況、今後の発生防止策等について確認を行うこととし、必要に応じて立入り検査を実施する場合がある。なお、大規模地震時等で海洋再生可能エネルギー発電設備が倒壊した場合は、事業者は責任をもって撤去を行うものとする。

（９）地位の承継

法第 20 条に基づき、下記の 1) 又は 2) に掲げる者は、経済産業大臣及び国土交通大臣の承認を受けて、選定事業者が有していた公募占用計画の認定に基づく地位を承継することができる。認定に基づく地位を承継した者が、法第 10 条第 1 項の占用の許可の申請をした場合、その許可が付与される。

選定事業者から、本制度に基づく地位の承継の申し出があった場合は、公募占用計画の審査及び評価の基準となる事業実施体制の変更に該当することに鑑み、地位を承継する者が認定公募占用計画に従って、平時における維持管理や非常時における対応等を適切に実施できる体制を整えているか等、促進区域内海域の利用若しくは保全又は周辺港湾の機能の維持等に支障がないか、公募占用指針に定める事項及び評価の基準に照らし、審査及び評価の結果が下がる方向での変更とならないか等の観点に留意し、審査する。

なお、承認を与える場合は、事業者の変更に伴う変更箇所以外については、原則として従前の認定公募占用計画を変更せずに承継すべきものとする。

1) 選定事業者の一般承継人

経済産業大臣及び国土交通大臣は、相続・合併・分割により、選定事業者が有していた全ての権利・義務を一括して承継したものについては、事業実施体制に関する審査及び評価の基準に照らし、適切な事業の実施が見込まれるとともに、公募の公平性が損なわれることがない限りにおいて、その承継を承認する。

2) 海洋再生可能エネルギー発電設備の所有権等を取得したもの

選定事業者から、認定公募占用計画に基づき設置及び維持管理が行われ、又は行われた海洋再生可能エネルギー発電設備の所有権その他当該海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に必要な権原を取得した者について、経済産業大臣及び国土交通大臣は、事業実施体制に関する審査及び評価の基準に照らし、適切な事業の実施が見込まれるとともに、公募の公平性が損なわれることがないこと、また、事業者の変更に伴う変更箇所以外の事項については一切変更をしない限りにおいて、その承継を承認する。

第 10 章 その他

(1) 公募占用計画の認定の取消し

経済産業大臣及び国土交通大臣は、変更を認定したものを含め、法第 21 条第 1 項に基づき、下記に掲げる場合には、公募占用計画の認定を取り消すことができる。

- 1) 選定事業者が法第 19 条第 1 項の規定に基づき海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理を実施していないとき。
- 2) 選定事業者が詐欺その他の不正な手段により公募占用計画の認定を受けたとき。

なお、法第 19 条第 1 項においては、認定を受けた公募占用計画に従って海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理をしなければならないとされており、公募占用計画を提出する際には、本公募占用指針に従って事業を実施する旨の宣誓が必要である。このため、本公募占用指針に従って事業が実施されていない場合は、認定を受けた公募占用計画に従わないこととなり、同項に基づき、経済産業大臣及び国土交通大臣は公募占用計画の認定を取り消すことができることに留意が必要である。

加えて、第 7 章（４）選定事業者の選定の取消し事由に該当すると認められる場合も、本公募占用指針に従わないものとして、公募占用計画の認定を取り消すことができるため留意すること。

当該規定に基づき認定を取り消した場合、認定公募占用計画に基づき与えられた促進区域内海域の占用許可は、その効力を失うこととなる。また、FIP 認定についても取消しがなされることとなる。なお、取消しの判断に当たっては、事業者側にやむを得ない事情があったかなどを事前に確認する。

(2) 公募占用計画に係る接続検討申込みについて

本公募においては、系統提供事業者が本件契約上の地位により確保している系統容量を活用することを前提としているところ、公募参加予定者が、それぞれの事業者の責任の下で、出力規模の変更等が可能か否かについて、接続検討申込みを行うことで一般送配電事業者に確認することが可能である。

公募参加者が上記の確認をする際には、以下の留意事項に留意すること。

(留意事項)

1) 申込みを行うことができる者

- i) 本公募に係る系統容量を確保している者
- ii) 第 3 章（２）の規定により経済産業省及び国土交通省から本公募に係る系統容量に関する情報の提供を受けた者

2) 接続検討料

各申込みにつき 200,000 円（+税）。

3) 接続検討に当たっての留意事項

- i) 接続検討申込みに当たっては、本公募に基づく申込みであることが分かるように、接続検討申込書に対象事業者である旨を確認できる書類を添付すること。
- ii) 接続検討申込みの受付時点（※1）から回答までの標準処理期間は3か月となるため、公募期間中に、1事業者当たり少なくとも1回の接続検討を行うためには、速やかな接続検討申込みが必要である。接続検討申込時期が遅い場合、公募占用計画の受付期限までの接続検討回答が困難となることに留意する（情報が必要な日の4か月前に申請することを推奨）。
- iii) 特定の事業者が複数の接続検討申込みを行う等により、接続検討申込みが多数となった場合には、公募占用計画の受付期限より3か月を超える検討期間があったとしても全ての申込みに対して接続検討回答が出来ない場合があることに留意する（※2）。
- iv) 接続検討申込みは、以下の内容を前提とする。
（前提となる接続検討申込みの内容）
 - ・ 連系予定地点については、公募に提供された系統容量の検討の前提となった地点とする。
 - ・ 最大受電電力及び海洋再生可能エネルギー発電設備の出力（※3）は、第2章（1）2）当該海洋再生可能エネルギー発電設備の出力の量の基準（法第13条第2項第4号）に記載した海洋再生可能エネルギー発電設備の出力の量の基準の範囲内とする。

※1 接続検討申込みの受付時点は、一般送配電事業者に対して所定の接続検討申込書類を提出し、接続検討料の入金を確認できた時点（入金後、提出した書類の修正が必要となった場合には当該修正後の書類が受け付けられた時点）となる。

※2 本公募に係る接続検討は、各事業者1件ずつ、順番に検討を行うこととなる。

※3 海洋再生可能エネルギー発電設備の出力とは、促進区域内海域の海洋再生可能エネルギー発電設備が発電できる能力（kW）の合計をいう。

- iv) 接続検討の結果、出力の変更が不可であった場合、選定された事業の設備仕様では系統容量が取り消される可能性があることについて留意する。

（3）公募占用計画に係る防衛省への確認について【青森県沖日本海（南側）のみ適用】

青森県沖日本海（南側）の公募においては、海洋再生可能エネルギー発電設備の設置に当たり、あらかじめ同設備が自衛隊・在日米軍の活動に支障を及ぼすおそれの有無を防衛省に照会し、自衛隊・在日米軍の活動に支障を及ぼさないことを確認するこ

と。

このため、公募参加者は、公募占用計画（当該公募占用計画を変更しようとする場合を含む。）のうち、洋上風車の構造や設置位置について、あらかじめ防衛省に支障を及ぼさないことを確認し、その証明を受けること。証明については、防衛省が公募占用計画に添付できるよう、支障を及ぼさないことを証明した文書を発行する。

公募参加者が上記の確認をする際には、下記の留意事項に留意すること。

（留意事項）

- 1) 確認の照会にあたっては、下記提出先に、本公募に基づく申込みであることが分かるように、その旨記載した文書【様式 7】及び防衛省ホームページに掲載の「風車情報入力シート」に必要事項を入力したものを電子メールにて提出すること。その際、第3章（2）で提供することとしている「防衛省への確認に当たり風車の設置位置等の検討に参考となる情報」も参考とすること。
- 2) 確認の受付時点から回答までの標準処理期間は3週間であり、基本的に、確認は受付順に実施する。
- 3) 同時に複数案の確認を申し込むことは可能であるが、4案を上限とする。また、支障を及ぼさないことを証明する文書は該当する計画案に対してのみ発行することとし、該当する計画案がどれかが明確になるよう文書を発行する。
- 4) 本確認の申込み期限は、第4章（1）で定める公募占用計画の受付期限の1か月前までとする。
- 5) 上記1）～4）は、防衛省からの回答後に再度照会する場合も同様とする。

【提出先】

宛 先： 防衛省防衛政策局運用基盤課風力相談窓口
アドレス： f-soudan@ext.mod.go.jp

（4）その他の留意事項

- 1) 経済産業大臣及び国土交通大臣は、公募の実施に当たり、談合等の不正が明らかになった場合には、公募を中止し、必要に応じて再度公募を行う。
- 2) 書類の作成・質問等に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- 3) 公募占用計画の作成、提出等に要する費用は、提出者の負担とする。
- 4) 提出書類の内容変更、差替え又は再提出は認めない。ただし、経済産業大臣及び国土交通大臣から記載事項の訂正指示や補足資料の提出の要請等を行う場合はこの限りではない。
- 5) 提出された公募占用計画について、以下の場合を除いて提出者に無断で二次的な使用をすることはない。
 - i) 公募参加資格の確認のため、提出された書類及び個人情報について、警察に

提供する場合。

- ii) 長期的・安定的・効率的な海洋再生可能エネルギー発電事業を実現するための政策検討に使用する場合。なおこの場合には、個々の情報に係る公募占用計画の提出者が明らかにならないようにし、公募参加者の営業秘密等が不当に害されないように取り扱う
- 6) 情報開示請求があった場合は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）に基づき対応する。
- 7) 本公募に関する手続において提出された資料一式は返却しない。
- 8) 選定事業者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている資機材、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- 9) 本件公募に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（５）担当部局

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課
風力政策室

住所：〒100-8918 東京都千代田区霞が関 1-3-1

電話：03-3501-6623

国土交通省港湾局海洋・環境課海洋利用開発室

住所：〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

電話：03-5253-8674

<メールアドレスは共通>

Email：hqt-2023koubo@gxb.mlit.go.jp

第 1 1 章 選定事業者の希望に基づく制度変更

(1) 選定事業者の希望に基づく制度変更の趣旨

令和 7 年度以降に実施する法に基づく公募においては、コスト低減と迅速性を重視しつつ、収入や費用の変動といった環境変化に対して強靱な事業組成を促し、選定事業者に洋上風力発電への電源投資を確実に完遂させる観点から、撤退や遅延を抑止するための保証金の増額、入札後の物価変動等を踏まえて基準価格又は調達価格を調整する仕組みの導入等がされることとなった。これを踏まえ、事業の撤退・遅延の抑止、洋上風力発電に係る電源投資を確実に完遂させる観点から、本公募の選定事業者が希望する場合には、認定公募占用計画の変更により、新たな保証金制度及び基準価格又は調達価格への物価変動に応じた調整（以下「価格調整スキーム」という。）の適用を認めることとする。

(2) 新たな保証金制度及び価格調整スキームを適用する変更

1) 制度変更に係る公募占用計画の変更

新たな保証金制度及び価格調整スキームを適用するためには、制度変更希望届【様式 6-3】の提出及び第 9 章（5）「公募占用計画の変更に係る事項」に基づく認定公募占用計画の変更が必要となる。なお、保証金制度の変更と価格調整スキームを適用する変更のいずれかのみを選択して適用することはできず、両者のいずれも適用することとなる。

2) 保証金制度の変更内容

第 5 章（3）保証金に関する事項（法第 13 条第 2 項第 6 号）を次のとおり読み替える。なお、以下の記載にかかわらず、選定事業者は、保証金制度の変更の適用に伴う増額分に係る保証金を、当該変更が認定された旨の通知を受けた日の翌日から起算して 8 週間以内に提供するものとする。

(3) 保証金に関する事項（法第 13 条第 2 項第 6 号）

恣意的に供給価格を低く設定して複数の応募を行うこと等による公募の不正操作や過当な価格競争を防ぎ、適正な公募の実施を担保するため、入札参加者に対する保証金（以下「第 1 次保証金」という。）の提供を求める。また、本区域においては、選定事業者のみが認定を受けて事業実施することが可能となるため、選定事業者の確実な事業実施を担保する必要がある。このため、選定事業者に対し、選定時に保証金（以下「第 2 次保証金」という。）の提供を求めるとともに、更に選定から 24 か月以内に追加の保証金（以下「第 3 次保証金」という。）の提供を求める。

保証金の提供については、現金納付による方法のほか、保証金に相当する額を国土交通省の担当部局に提供することを担保する書面（当該保証金に相当する額の提供を担保する者（以下「保証人」という。）が経済産業大臣及び国土交通大臣が定めるものに該当する場合に限る。以下「保証状」という。）を国土交通省の担当部局に提出する方法によることができる。現金納付と保証状を併用することも可能であり、この場合はそれぞれにより確保される金額の合計額が保証金相当額となるようにすること。なお、現金納付及び保証状の金額の配分を事業年度ごとに変更する

こと及び保証状を事業年度ごとに更新することが可能である。この方法による場合において国土交通省担当部局は、当該保証状を返還することにより、保証金の返還に代える。

1) 保証金の額及び提供方法

i) 第1次保証金

①第1次保証金の額

第1次保証金の単価は、500 円/kW とする。したがって、公募参加者が提供すべき第1次保証金の額は、当該公募参加者の当該公募に係る海洋再生可能エネルギー発電設備の出力（本海域内の海洋再生可能エネルギー発電設備が発電できる出力又は最大受電電力のいずれか小さいものをいう。第2次保証金及び第3次保証金の額についても同様とする。）に当該単価を乗じて得た額とする。

②第1次保証金の提供期限

第1次保証金は、公募占用計画の提出時まで提供すること。

第1次保証金が期限までに提供されなかった場合、当該応募は無効とする。

③第1次保証金の提供方法

ア) 現金納付による場合

公募占用計画の提出時まで第1次保証金の払込みを行った上、公募占用計画の提出時に保管金提出書【様式 4-1】及び保管金領収証書を国土交通省の担当部局に提出すること。

(留意点)

事業者においては、国土交通省から交付される保管金振込書及び保管金領収証書をもって日本銀行代理店（みずほ銀行虎ノ門支店）に第1次保証金に相当する保管金を払い込むこととなる。このため、現金納付に係る事務手続について余裕をもって国土交通省の担当部局に相談すること。

イ) 金融機関の発行する保証状を提出する方法による場合

公募占用計画の提出時まで、下記の条件を満たす保証状及び添付書類の原本を公募占用計画の提出時に国土交通省の担当部局に提出すること。

(保証状の条件)

- ・【様式 4-2】で定めた保証状様式を使用していること
- ・保証人が保証状を発行する時点において、金融庁長官に登録された格付業者による信用格付が、A－又はA 3以上の金融機関であること
- ・保証状は日本国内の支店で発行されており、代表者及び押印が代表取締役等の代表者となっていること
- ・保証期間の終了日が令和3年12月末日よりも長いこと（第7章（4）1）iv）に留意すること）
- ・保証債務履行請求期限が保証期間の終了日の翌日から6か月以上先であること
- ・被保証人は公募参加者（本事業実施のために設立されたSPCを含む。）であること
- ・下記 3) i)「第1次保証金の没収事由」に該当する場合に、国土交通大臣が

請求書を発行することで 10 営業日以内に保証人からの保証金の支払が実行されること

- ・保証が取消不能かつ無条件であること
- ・支払通貨が日本円となっていること
- ・コンソーシアムの形態で公募に参加する場合、各構成員を被保証人とする保証状の合計額が、上記①の額であること（また、その際には、各保証が連帯保証である必要はない。）
- ・準拠法は日本法とし、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすること

（添付書類）

- ・保証人の登記事項証明書（代表者事項証明書）（※）
- ・保証人の代表者の印鑑証明書（※）
- ・保証状提出時に使用する連絡票【様式 4-4】

※提出日より 3 か月以内に発行された原本を提出すること。

（保証状の提出先）

- ・公募占用指針第 10 章（４）に記載の国土交通省の担当部局
- ・公募占用計画の提出に当たっては、「記載要領及び様式集」に従い第一次保証金について【3-2-5】に金融機関の保証状概要（銀行名、支店名、発行日、保証状の番号等）を記入し、提出すること。

ii) 第 2 次保証金

①第 2 次保証金の額

第 2 次保証金の単価は、10,000 円/kW とする。したがって、選定事業者が提供すべき第 2 次保証金の額は、選定事業者の当該公募に係る海洋再生可能エネルギー発電設備の出力に当該単価を乗じて得た額とする。

ただし、選定事業者が第 1 次保証金として提供した額が第 2 次保証金に充当され、第 2 次保証金とみなされる（選定事業者が第 1 次保証金の提供のために保証状を提出していた場合には、当該保証状が第 2 次保証金の一部に係る保証状とみなされる。）ため、選定事業者が第 2 次保証金の提供のために追加的に納付すべき額は、選定事業者が第 1 次保証金として提供した額を減じて得た額とする。

②第 2 次保証金の提供期限

第 2 次保証金の提供期限は、本公募において選定事業者を選定された旨の通知を受けた日の翌日から起算して 8 週間以内とする。

第 2 次保証金が期限までに提供されなかった場合、当該選定事業者の選定を無効とする。

③第 2 次保証金の提供方法

ア) 現金納付による場合

第 2 次保証金に係る保管金提出書【様式 4-1】及び保管金領収証書を選定事業者を選定された旨の通知を受けた日の翌日から 8 週間以内に国土交通省の担当部局に提出すること。

（留意事項）

事業者においては、国土交通省から交付される保管金振込書及び保管金領収証書をもって日本銀行代理店（みずほ銀行虎ノ門支店）に第 2 次保証金に

相当する保管金を払い込むこととなる。このため、現金納付に係る事務手続について余裕をもって国土交通省の担当部局に相談すること。

イ) 金融機関の発行する保証状を提出する方法による場合

選定事業者を選定された旨の通知を受けた日の翌日から 8 週間以内に保証状及び添付書類の原本を国土交通省の担当部局に提出すること（必着）。なお、下記の条件を満たしていることが確認できない場合、第 2 次保証金を期限内に提出したものと認められない。

（保証状の条件）

- ・【様式 4-3】で定めた保証状様式を使用していること
- ・保証人が保証状を発行する時点において、金融庁長官に登録された格付業者による長期信用格付が、A－又は A 3 以上の金融機関であること
- ・保証状は日本国内の支店で発行されており、代表者氏名及び押印が代表取締役等の代表者となっていること
- ・保証期間の終了日が少なくとも提出日から 1 年が経過した日より長いこと（第 7 章（4）1）iv）に留意すること）
- ・保証債務履行請求期限が保証期間の終了日の翌日から 6 か月以上先であること
- ・被保証人は選定事業者（本事業実施のために設立された SPC を含む。）であること
- ・下記 3) ii)「第 2 次保証金及び第 3 次保証金の没収事由」に該当する場合に、国土交通大臣が請求書を発行することで 10 営業日以内に保証人からの保証金の支払が実行されること
- ・保証が取消不能かつ無条件であること
- ・支払通貨が日本円となっていること
- ・コンソーシアムの形態で公募に参加した場合、各構成員を被保証人とする保証状の合計額が、上記①の額であること（また、その際には、各保証が連帯保証である必要はない。）
- ・準拠法は日本法とし、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすること

（添付書類）

- ・保証人の登記事項証明書（代表者事項証明書）（※）
- ・保証人の代表者の印鑑証明書（※）
- ・保証状提出時に使用する連絡票【様式 4-4】

※提出日より 3 か月以内に発行された原本を提出すること。

（保証状の提出先）

公募占用指針第 10 章（4）に記載の国土交通省の担当部局

（留意事項）

運転開始前に国土交通省担当部局に提出された保証状の保証期間が終了する場合は、保証期間終了までに、①新たな保証状の提出又は②第 2 次保証金相当額の現金納付を行うこと。

なお、現金納付による場合は上記ア）現金納付による場合に準ずる方法で、保証状による場合は上記イ）金融機関の発行する保証状を提出する方法による場合に準ずる方法で、増額期日までに増額相当分の保証金納付又は保

証状を追加で提供すること。

ウ) 納付形式の変更

保証金納付後の納付形式の変更は、金融機関の発行する保証状を提出する方法から現金納付による方法へ変更する場合のみ認められる。したがって、一度現金納付による方法で保証金を納付した場合は、保証状を提出する方法へ変更することはできない。現金納付形式へ変更する場合は、金融機関発行の保証状の保証期間内に上記で記載されている振込先へ第2次保証金相当額の振込を行うとともに、保証状の返却を行うこと。

iii) 第3次保証金

①第3次保証金の額

第3次保証金の単価は、24,000 円/kW とする。したがって、選定事業者が提供すべき第3次保証金の額は、当該公募参加者の当該公募に係る海洋再生可能エネルギー発電設備の出力に当該単価を乗じて得た額とする。

ただし、選定事業者が第1次保証金及び第2次保証金として提供した額が第3次保証金に充当され、第3次保証金とみなされる（選定事業者が第1次保証金及び第2次保証金の提供のために保証状を提出していた場合には、当該保証状が第3次保証金の一部に係る保証状とみなされる。）ため、選定事業者が第3次保証金の提供のために追加的に納付すべき額は、当該選定事業者が第1次保証金及び第2次保証金として提供した額を減じて得た額とする。

②第3次保証金の提供期限

第3次保証金の提供期限は、本公募において選定事業者に選定された旨の通知を受けた日の翌日から起算して12か月以内とする。

第3次保証金が期限までに提供されなかった場合、当該選定事業者の選定を無効とする。

③第3次保証金の提供方法

上記 ii) ③「第2次保証金の提供方法」に準じるものとする。

2) 保証金の返還

i) 第1次保証金

国土交通省は、公募参加者のうち、選定事業者に選定された者及び3) 保証金の没収に関する事項に規定する事由に該当した者のいずれにも該当しない者に対して、当該選定事業者に選定された旨の通知を発した日の翌日以降、当該公募参加者が提出した保管金払渡請求書【様式 4-5】（又は保証状の返却依頼書【様式 4-6】）の受付日から起算して2週間以内に、当該公募参加者が提供した第1次保証金（又は保証状）を返還（返却）する。

選定事業者が提供した第1次保証金は返還されず、当該選定事業者が提供すべき第2次保証金に充当され、第2次保証金としてみなされる（当該選定事業者が第1次保証金の提供のために保証状を提出した場合には、当該保証状を第2次保証金の一部に係る保証状とみなされる。）。

ii) 第2次保証金及び第3次保証金

国土交通大臣は、選定事業者が公募占用計画に係る海洋再生可能エネルギー発電設備による再生可能エネルギー電気の供給を開始した場合には、原則とし

て、当該供給を開始した日の翌日以降、当該公募参加者が提出した保管金払渡請求書【様式 4-5】（又は保証状の返却依頼書【様式 4-6】）の受付日から起算して 2 週間以内に、当該選定事業者が提供した第 2 次保証金及び第 3 次保証金（又は保証状）を返還（返却）する。

選定事業者は、再生可能エネルギー電気の供給開始報告【様式 4-7】及び供給開始したことを証明する書類（買取実績を記載した検針票等）を国土交通省の担当部局に提出し、供給開始した旨を申し出るとともに、保管金払渡請求書【様式 4-5】（又は保証状の返却依頼書【様式 4-6】）をもって保証金（又は保証状）の返還（返却）を行うこと。

3) 保証金の没収に関する事項

i) 第 1 次保証金の没収事由

以下の事由が生じた場合には、第 1 次保証金の全額を没収し、国庫に納付する。

	第 1 次保証金の没収事由	没収額
1	公募の参加資格の審査のための書類に虚偽を記載した者による公募の参加、その他の不正により公募への参加が無効とされたこと	全額
2	公募参加者が公募占用計画を提出したときから公募の結果が公表されるまでの間に公募参加資格のいずれかに適合しなくなったこと	全額
3	当該公募参加者が選定事業者として選定されたにもかかわらず、第 2 次保証金の提出期限までに必要な第 2 次保証金を提供していることが確認できなかったこと	全額

ii) 第 2 次保証金又は第 3 次保証金の没収事由

以下の事由が生じた場合には、没収額の欄に記載のとおりの方額の第 2 次保証金又は第 3 次保証金を没収し、国庫に納付する。

	第 2 次保証金又は第 3 次保証金の没収事由	没収額
1	当該公募に係る再生可能エネルギー発電事業を中止したこと	全額
2	選定事業者が本公募占用指針に定める取得期限までに、再生可能エネルギー電気特措法第 9 条第 4 項の認定（以下「FIP 認定又は FIT 認定」という。）を取得しなかったこと	全額
3	選定事業者が保証金の提供に代えて提出した保証状の効力が消滅したこと（当該保証状の効力が消滅するまでに現金で当該保証金相当額を国土交通省に納付した場合を除く。）。	全額
4	第 3 次保証金の提出期限までに第 3 次保証金を提供していることが確認できなかったこと	全額
5	選定事業者が公募の参加に当たり談合等の不正行為を行ったこと	全額
6	選定事業者たる法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）が次のいずれかに該当すること。 ア 当該法人等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であること、又は当該法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その	全額

	他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が暴力団員等(暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)であること イ 当該法人等の役員等が、自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていること ウ 当該法人の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していること エ 当該法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有していること		
7	選定事業者として選定された時点における公募占用計画(以下「当初公募占用計画」)に記載された運転開始予定日まで再生可能エネルギー発電設備の運転開始(※)がなされなかったこと なお、以下のとおりの運転開始予定日の徒過の期間に応じ、右欄の没収額となる。 運転開始予定日まで再生可能エネルギー発電設備の運転開始がなされなかった場合(①) 運転開始予定日から起算して6か月を経過する日までに再生可能エネルギー発電設備の運転開始がなされなかった場合(②) 運転開始予定日から起算して12か月を経過する日までに再生可能エネルギー発電設備の運転開始がなされなかった場合(③) 運転開始予定日から起算して18か月を経過する日までに再生可能エネルギー発電設備の運転開始がなされなかった場合(④) 運転開始予定日から起算して24か月を経過する日までに再生可能エネルギー発電設備の運転開始がなされなかった場合(⑤) ※運転開始：特定契約等により再生可能エネルギー電気の供給を開始すること	選定事業者の当初公募占用計画に記載された発電設備の出力に4,000円/kWを乗じた額(①) 選定事業者の当初公募占用計画に記載された発電設備の出力に4,000円/kWを乗じた額(②) 選定事業者の当初公募占用計画に記載された発電設備の出力に8,000円/kWを乗じた額(③) 選定事業者の当初公募占用計画に記載された発電設備の出力に4,000円/kWを乗じた額(④) 選定事業者の当初公募占用計画に記載された発電設備の出力に4,000円/kWを乗じた額(⑤)	

iii) 保証状に係る保証債務の履行

公募参加者又は選定事業者が保証金の提供に代えて保証状を提出した場合において、没収事由に該当する事実があったことにより国土交通大臣が当該保証状に係る保証人に当該保証状に係る保証債務の履行の請求を行ったときは、当該保証人は、国土交通大臣が定める日までに当該没収事由に係る没収額に相当する額を国土交通大臣に提供しなければならないこととする。

4) 第2次保証金又は第3次保証金の没収免除

選定事業者は、上記 3) で定める第2次保証金又は第3次保証金の没収事由が生じた場合であっても、以下 i) から iii) に定める事由があったときは、第2次保証金及び第3次保証金の没収の免除を受けることができる。なお、没収免除の判断に当たっては、必要に応じて学識経験者又は第三者委員会の意見を聴取する。

i) 第2次保証金又は第3次保証金の没収免除の対象となる事由の範囲

第2次保証金又は第3次保証金の没収免除の対象となる事由の範囲は、法第23条に基づく非常災害時における緊急措置等による収用等、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項に規定する災害（以下「激甚災害」という。）による直接の被害及び戦争等の武力行使による直接の損害があった場合とする。没収事由7に係る同範囲については、上記に加え、その他当事者のコントロールができず回避が可能ではない事象が生じた場合とする。

ii) 第2次保証金又は第3次保証金の没収免除を受けるための要件

選定事業者が第2次保証金又は第3次保証金の没収の免除を受けるための要件は、上記 i) に定める範囲の事由が生じた上で、以下の①、②の要件のいずれかを満たすこととし、没収事由7に係る没収の免除については、以下の①、②の要件のいずれかを満たすこと又は③、④の要件のいずれも満たすこととする。なお、当該要件を満たしていることについて、国土交通大臣又は経済産業大臣が行う現地調査による確認を受ける必要がある。

- ①法第23条に基づく非常災害時における緊急措置等による収用等が、本事業につき、第2次保証金又は第3次保証金の没収事由に該当する程度のものであること
- ②激甚災害又は戦争等の武力行使により、本事業を行う事業者の本社、本事業に係る海洋再生可能エネルギー発電設備を運営する支社若しくは事務所又は当該海洋再生可能エネルギー発電設備若しくはその設置予定地若しくは本事業の実施に密接に関わるその他設備に、本事業について第2次保証金及び第3次保証金没収事由に該当する程度の直接かつ物理的な損害が生じていること
- ③当該事由が選定事業者の自己の過失によらないものであること
- ④当該事由による障害が取り除かれ次第、選定事業者が遅滞なく事業を進める意思と経済的・技術的能力を有すること

iii) 第2次保証金又は第3次保証金の没収免除の可否

第2次保証金又は第3次保証金の没収免除の可否については、それぞれの事由の性質を踏まえ、下記の表のとおりとする。

不可抗力事由 第2次保証金及び第3次保証金没収事由	法第23条に基づく非常災害時における緊急措置等による収用等	激甚災害による直接の被災／武力行使による直接の被害			左記以外のその他当事者のコントロールができず回避が可能な事象
		発電事業を行う事業者の本社	海洋再生可能エネルギー発電設備を運営する支社・事業所	海洋再生可能エネルギー発電設備又は当該海洋再生可能エネルギー発電設備設置予定地	
当該公募に係る海洋再生可能エネルギー発電事業を中止したこと。	可	可	可	可	不可
選定事業者が、第9章（6）に定める期限までに、FIT認定又はFIT認定を受けなかったこと。	可 （FIT認定又はFIT認定の期限～当該海域で再度実施される初めての公募の締め切り日までの間に事由が生じた場合に限り）	可 （FIT認定又はFIT認定の期限～当該海域で再度実施される初めての公募の締め切り日までの間に事由が生じた場合に限り）	可 （FIT認定又はFIT認定の期限～当該海域で再度実施される初めての公募の締め切り日までの間に事由が生じた場合に限り）	可 （FIT認定又はFIT認定の期限～当該海域で再度実施される初めての公募の締め切り日までの間に事由が生じた場合に限り）	不可
選定事業者が保証金の提供に代えて提出した保証状の効力が消滅したこと（当該保証状の効力が消滅するまでに現金で当該保証金相当額を国土交通省に納付した場合を除く。）。	不可	可	可	不可	不可
第3次保証金の提出期限までに第3次保証金を提供できなかったこと。	不可	可	可	不可	不可
選定事業者が公募の参加に当たり談合等の不正行為を行ったこと。	不可	不可	不可	不可	不可

選定事業者たる法人等が暴力団あるいはこれと関係があること。	不可	不可	不可	不可	不可
法第 24 条の監督処分により公募占用計画の認定の取消又は効力の停止の処分を受けたこと。	不可	不可	不可	不可	不可
当初公募占用計画に記載された運転開始予定日までに海洋再生可能エネルギー発電設備の運転開始がなされなかったこと	可	可	可	可	可

iv) 保証金没収の免除を受けようとする場合の手続

第 2 次保証金又は第 3 次保証金の没収の免除を受けようとする場合、没収免除の対象となる事由が発生次第速やかに、国土交通省の担当部局宛てに、下記の書類により申請すること。

書類の提出後の現地調査の詳細については、別途担当部局から連絡するところによる。

(必要書類)

- ・ 第 2 次保証金又は第 3 次保証金没収の免除申請書【様式 4-8】
- ・ 被災証明書（激甚災害による直接の被害があった場合）

5) 没収通知等に関する事項

経済産業大臣及び国土交通大臣は、3) 保証金の没収に関する事項の規定に基づき第 1 次保証金、第 2 次保証金又は第 3 次保証金を没収する場合は、その旨を当該第 1 次保証金に係る公募参加者又は当該第 2 次保証金若しくは当該第 3 次保証金に係る選定事業者に対し、通知（以下「没収通知」という。）する。

経済産業大臣及び国土交通大臣は、没収通知をするに当たってその没収の理由を付すとともに、当該保証金に係る公募参加者又は選定事業者は当該没収通知を受けた日から起算して 5 日以内（土曜日、日曜日、祝日を含まない。）において当該理由について書面により説明を求めることができる旨を明記する。

経済産業大臣及び国土交通大臣は、上記の規定により説明を求められたときは、原則として、没収の理由について説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 5 日以内（土曜日、日曜日、祝日を含まない。）に、説明を求めた者に対し、回答する。また、当該説明をするに当たって、3) 保証金の没収に関する事項に規定する事由に該当しないと認められた場合においては、没収通知を取り消し、その旨を併せて回答する。

3) 価格調整スキームの適用の内容

「特定物価変動率」を、i) の期間における次の表の各号ごとの指数等の欄に掲げる数値に対する ii) の期間における当該数値の比率にそれぞれ同表の乗じるべき率の欄に掲げる率を乗じて得た数値を合計して得た数値に 100/98 を乗じて得た数値とする。

- i) 新たな保証金制度及び価格調整スキームを適用するための公募占用計画の変更の認定を申請した日の属する月の前月までの1年間
- ii) 選定事業者が認定公募占用計画に記載した電気事業法第48条第1項に規定による届出（海域における電気事業法第38条第2項の事業用電気工作物の設置の工事に係るものに限る。）の予定日の属する月の前月までの1年間

	指数等	乗じるべき率
一	日本銀行が統計法（平成19年法律第53号）第25条の規定により届け出て行う統計調査の結果に基づき作成する企業物価指数（以下「企業物価指数」という。）のうちA重油に係る国内企業物価指数と企業物価指数のうちB重油・C重油に係る国内企業物価指数の平均値	0.1375
二	企業物価指数のうち鉄鋼に係る国内企業物価指数（ii）の期間における数値にあっては、当該数値にii）の期間とi）の期間の外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第7条第1項に規定する裁定外国為替相場により1ユーロを本邦通貨に換算した額の比率（以下「為替調整比率」という。）を乗じて得た数値）	0.1375
三	企業物価指数のうち鉄鋼に係る国内企業物価指数	0.0600
四	企業物価指数のうち電力・通信用メタルケーブルに係る国内企業物価指数	0.0500
五	企業物価指数のうち産業用電気機器に係る国内企業物価指数（ii）の期間における数値にあっては、当該数値に為替調整比率を乗じて得た数値）	0.1375
六	毎月勤労統計調査の結果に基づき作成する事業所規模5人以上の製造業の現金給与総額に係る季節調整済指数（ii）の期間における数値にあっては、当該数値に為替調整比率を乗じて得た数値）	0.1375
七	港湾・漁港に係る国土交通省が作成する建設工事に係る費用を特定の年度を基準とするものに変換するための指標（以下「建設工事費デフレーター」という。）	0.2000
八	電力に係る建設工事費デフレーター	0.1200

「特定物価調整率」を、次の i) 又は ii) に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ i) 又は ii) に定める比率に 686/1000 を乗じて得た数値に、314/1000 を加えて得た数値とする。ただし、本公募において、特定物価変動率の上限比率は●/100、下限比率は●/100 とする。

i) 特定物価変動率が 1 以上の場合

特定物価変動率（特定物価変動率が上限比率を上回る場合にあっては、当該上限比率）から $1/100$ を控除して得た比率

ii) 特定物価変動率が 1 未満の場合

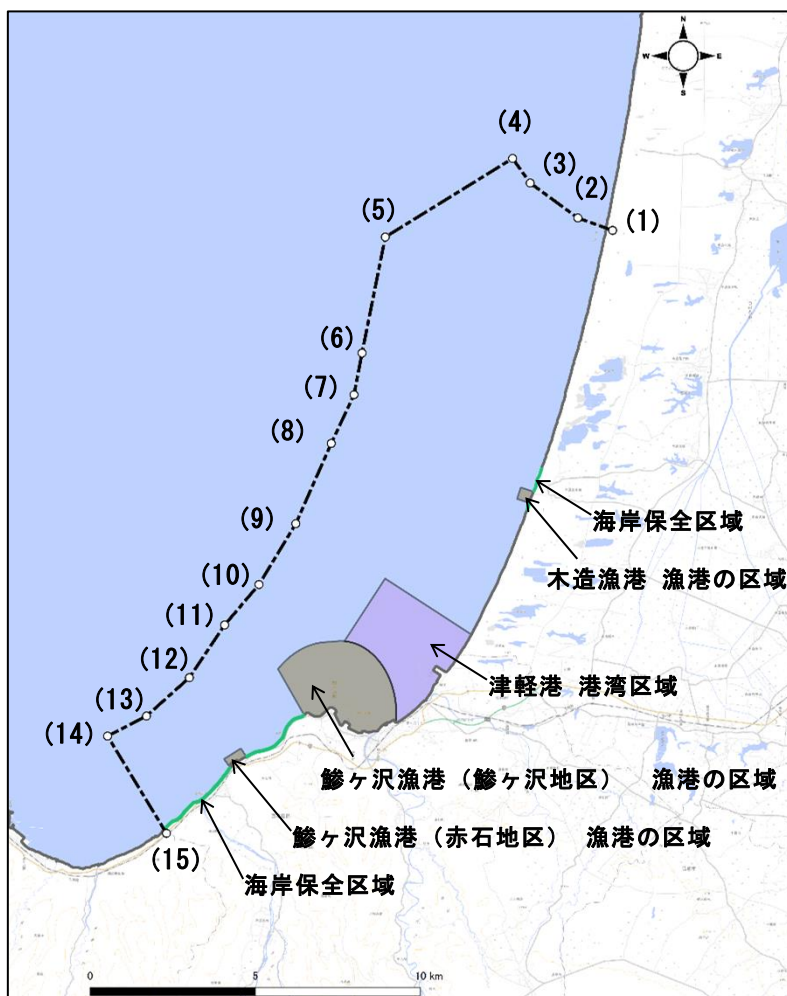
特定物価変動率（特定物価変動率が下限比率を下回る場合にあっては、当該下限比率）に $1/100$ を加えて得た比率

価格調整スキームの下では、本公募における海洋再生可能エネルギー発電設備に係る特定物価変動率が $99/100$ 以下又は $101/100$ 以上である場合、基準価格又は調達価格は、公募占用計画に記載された供給価格の額（調達価格は、当該設備に係る認定事業者が適格請求書発行事業者である場合には消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えた額、適格請求書発行事業者でない場合には消費税及び地方消費税の額に相当する額を含むものとする。）に当該特定物価変動率に係る特定物価調整率を乗じて得た額とする。

(別添 1) 本公募対象区域

- ・本公募対象区域は、下図の「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域」内の各区域である。当該区域は、下表に掲げる地点を順次に結んだ線及び陸岸により囲まれた海域のうち、漁港の区域（漁港漁場整備法（昭和 25 年法律 137 号）第 6 条第 1 項から第 4 項までの規定により市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣が指定した漁港の区域をいう。）、港湾区域（港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 3 項に規定する港湾区域をいう。）及び海岸保全区域（海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 3 条の規定により指定された海岸保全区域をいう。）以外の海域である。
- ・当該区域に風車を無条件で設置できる訳ではない。実際の設置に際しては、船舶航行への影響の検討や環境影響評価の実施及び周辺水域の関係者や関係機関等と調整の上、風車の大きさや設置本数、配置、工法などを決定する必要がある。

(1) 青森県沖日本海（南側）に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域



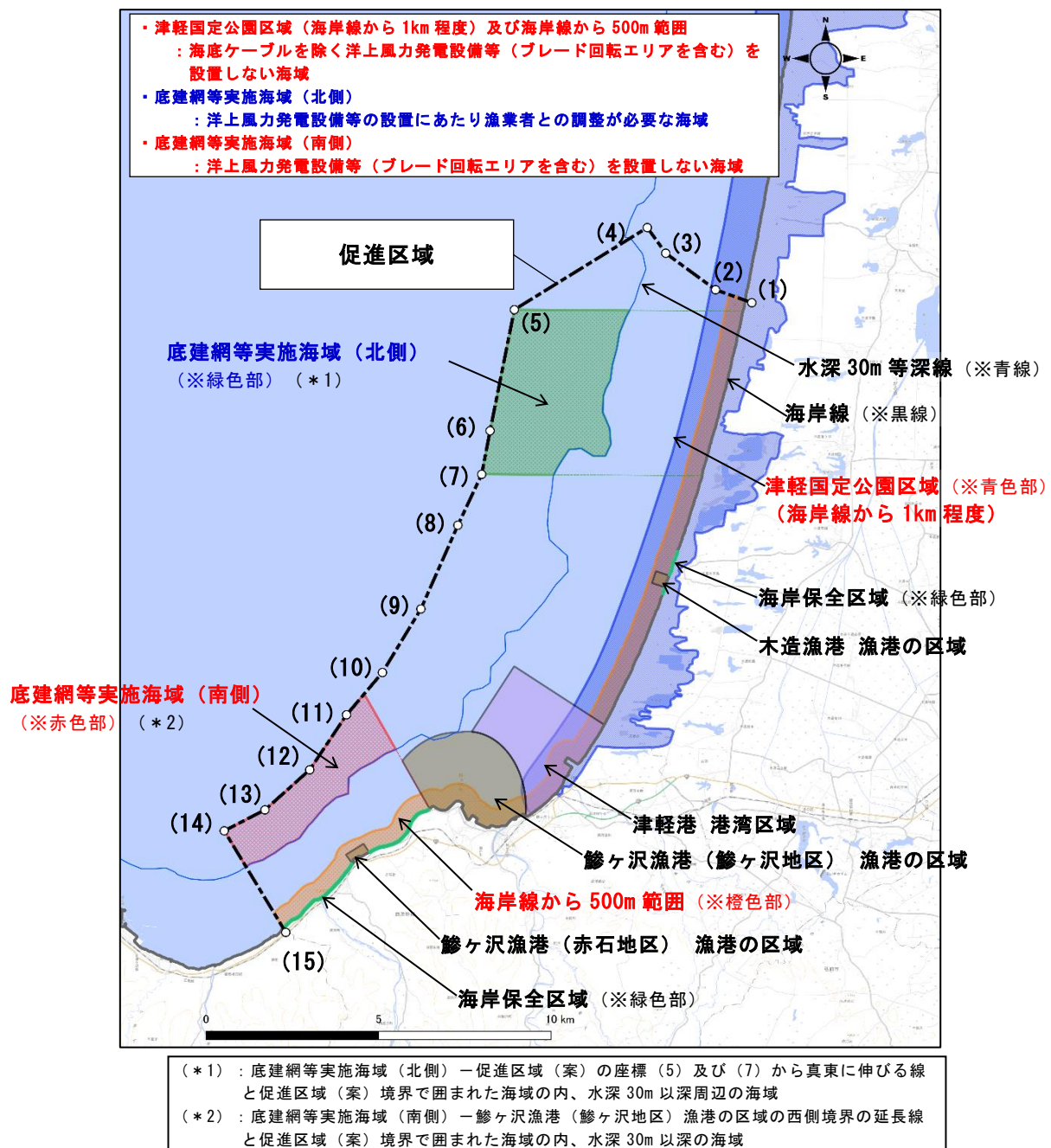
※港湾区域及び海岸保全区域は青森県提供資料、漁港の区域は海洋台帳及び青森県提供資料に基づき作成。

※漁港の区域、海岸保全区域は青森県提供資料（図面）のトレース等により作成しており、概ねの範囲を示すもの。

表 区域の座標

座標番号	緯度					経度								
(1)	北緯	40	度	54	分	59	秒	東経	140	度	18	分	15	秒
(2)		40	度	55	分	11	秒		140	度	17	分	30	秒
(3)		40	度	55	分	45	秒		140	度	16	分	28	秒
(4)		40	度	56	分	9	秒		140	度	16	分	5	秒
(5)		40	度	54	分	51	秒		140	度	13	分	21	秒
(6)		40	度	52	分	57	秒		140	度	12	分	52	秒
(7)		40	度	52	分	16	秒		140	度	12	分	42	秒
(8)		40	度	51	分	28	秒		140	度	12	分	13	秒
(9)		40	度	50	分	9	秒		140	度	11	分	28	秒
(10)		40	度	49	分	9	秒		140	度	10	分	41	秒
(11)		40	度	48	分	29	秒		140	度	9	分	57	秒
(12)		40	度	47	分	37	秒		140	度	9	分	12	秒
(13)		40	度	46	分	59	秒		140	度	8	分	17	秒
(14)		40	度	46	分	39	秒		140	度	7	分	27	秒
(15)		40	度	45	分	4	秒		140	度	8	分	44	秒

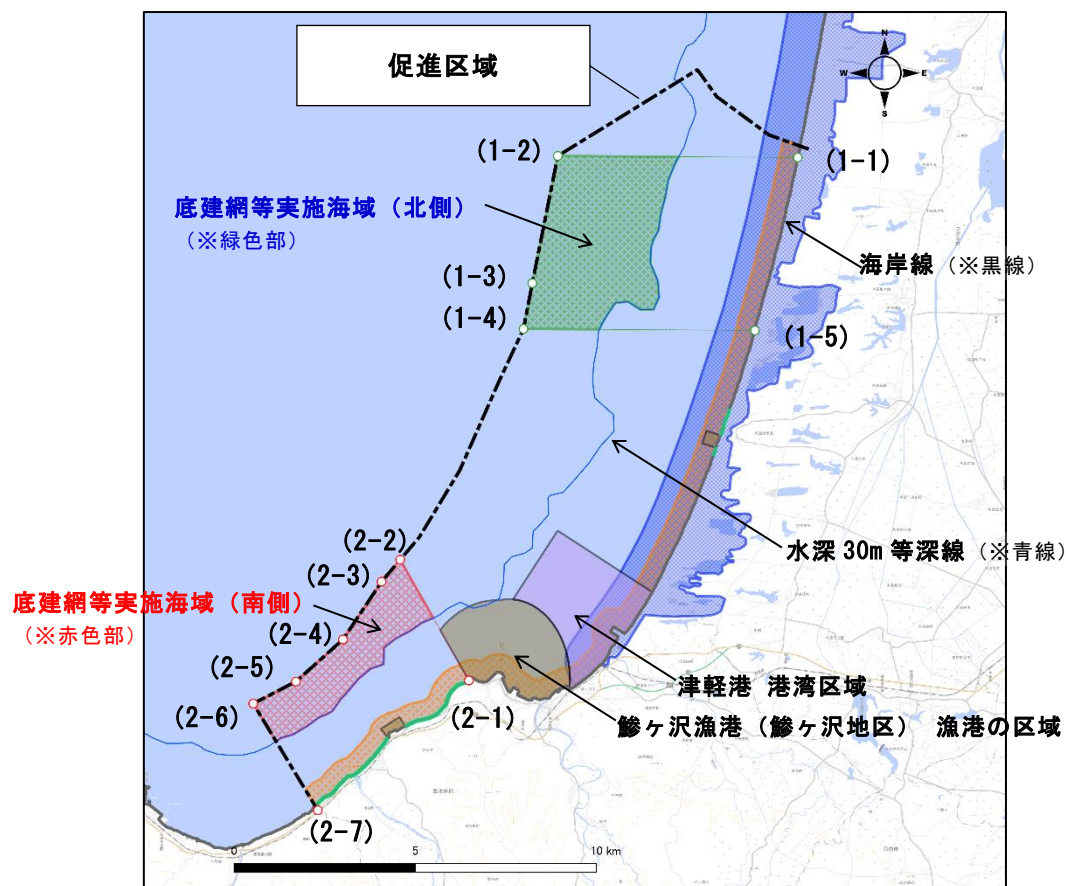
発電設備等の設置に制約が生じる範囲



※底建網等実施海域（北側）（南側）は漁業協同組合提供情報、水深30m等深線は水深データ（日本海洋データセンター）、海岸線及び津軽国定公園区域は国土数値情報（国土交通省）、港湾区域及び海岸保全区域は青森県提供資料、漁港の区域は海洋台帳及び青森県提供資料に基づき作成。

※底建網等実施海域（北側）（南側）は漁業協同組合提供情報及び水深データ（日本海洋データセンター）に基づき作成、津軽国定公園区域は国土数値情報（国土交通省）に基づき作成、漁港の区域及び海岸保全区域は青森県提供資料（図面）のトレース等により作成しており、概ねの範囲を示すもの。

発電設備等の設置に制約が生じる範囲（底建網等実施海域）座標値



底建網等実施海域（北側）

座標番号	緯度					経度								
(1-1)	北緯	40	度	54	分	51.00	秒	東経	140	度	18	分	4.00	秒
(1-2)		40	度	54	分	51.00	秒		140	度	13	分	21.00	秒
(1-3)		40	度	52	分	57.00	秒		140	度	12	分	52.00	秒
(1-4)		40	度	52	分	16.00	秒		140	度	12	分	42.00	秒
(1-5)		40	度	52	分	16.00	秒		140	度	17	分	14.78	秒

底建網等実施海域（南側）

座標番号	緯度					経度								
(2-1)	北緯	40	度	47	分	1.18	秒	東経	140	度	11	分	40.61	秒
(2-2)		40	度	48	分	48.73	秒		140	度	10	分	18.70	秒
(2-3)		40	度	48	分	29.00	秒		140	度	9	分	57.00	秒
(2-4)		40	度	47	分	37.00	秒		140	度	9	分	12.00	秒
(2-5)		40	度	46	分	59.00	秒		140	度	8	分	17.00	秒
(2-6)		40	度	46	分	39.00	秒		140	度	7	分	27.00	秒
(2-7)		40	度	45	分	4.00	秒		140	度	8	分	44.00	秒

※座標(1-2)～(1-4)、(2-3)～(2-7)の座標値は促進区域の座標値。

※上記座標以外の座標値は、以下の通りであり、概ねの座標値を示したもの。

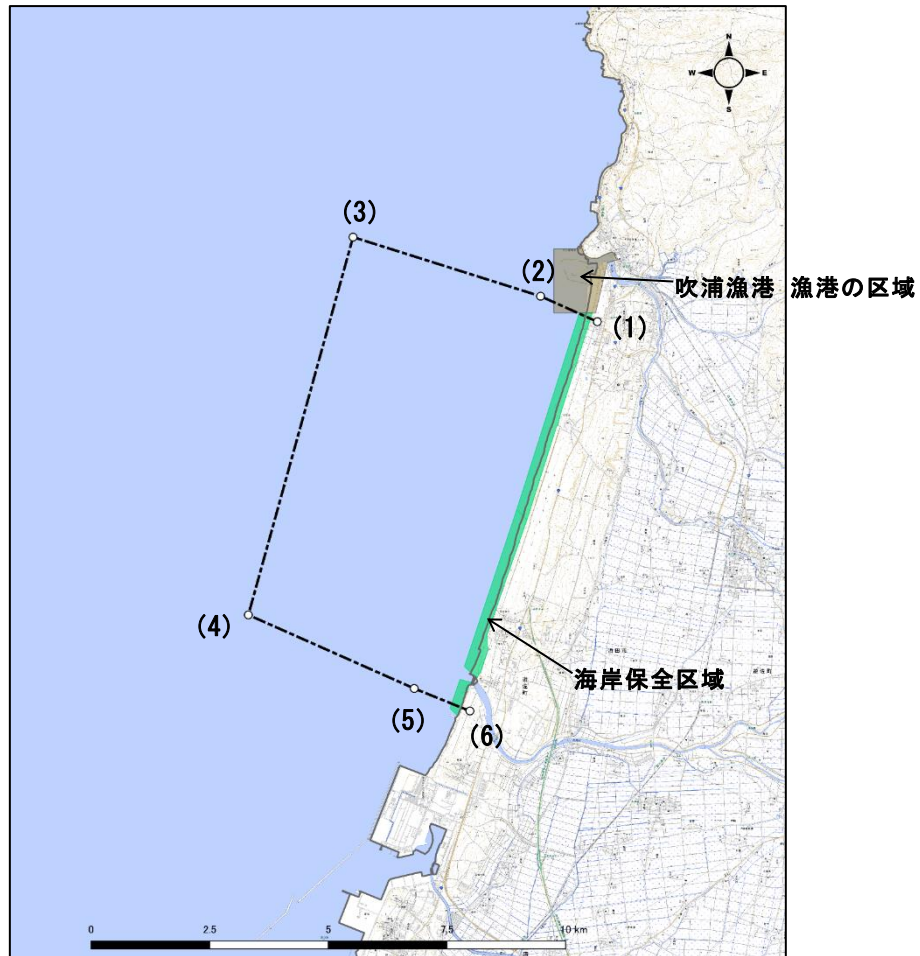
：座標(1-1)－促進区域（案）の座標（5）（上記座標(1-2)）から真東に伸びる線と海岸線との交点の座標値

：座標(1-5)－促進区域（案）の座標（7）（上記座標(1-4)）から真東に伸びる線と海岸線との交点の座標値

：座標(2-1)－鯔ヶ沢漁港（鯔ヶ沢地区）漁港の区域の西側境界と海岸線との交点の座標値

：座標(2-2)－鯔ヶ沢漁港（鯔ヶ沢地区）漁港の区域の西側境界の延長線と促進区域（案）境界との交点の座標値

（２）山形県遊佐町沖に係る海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域

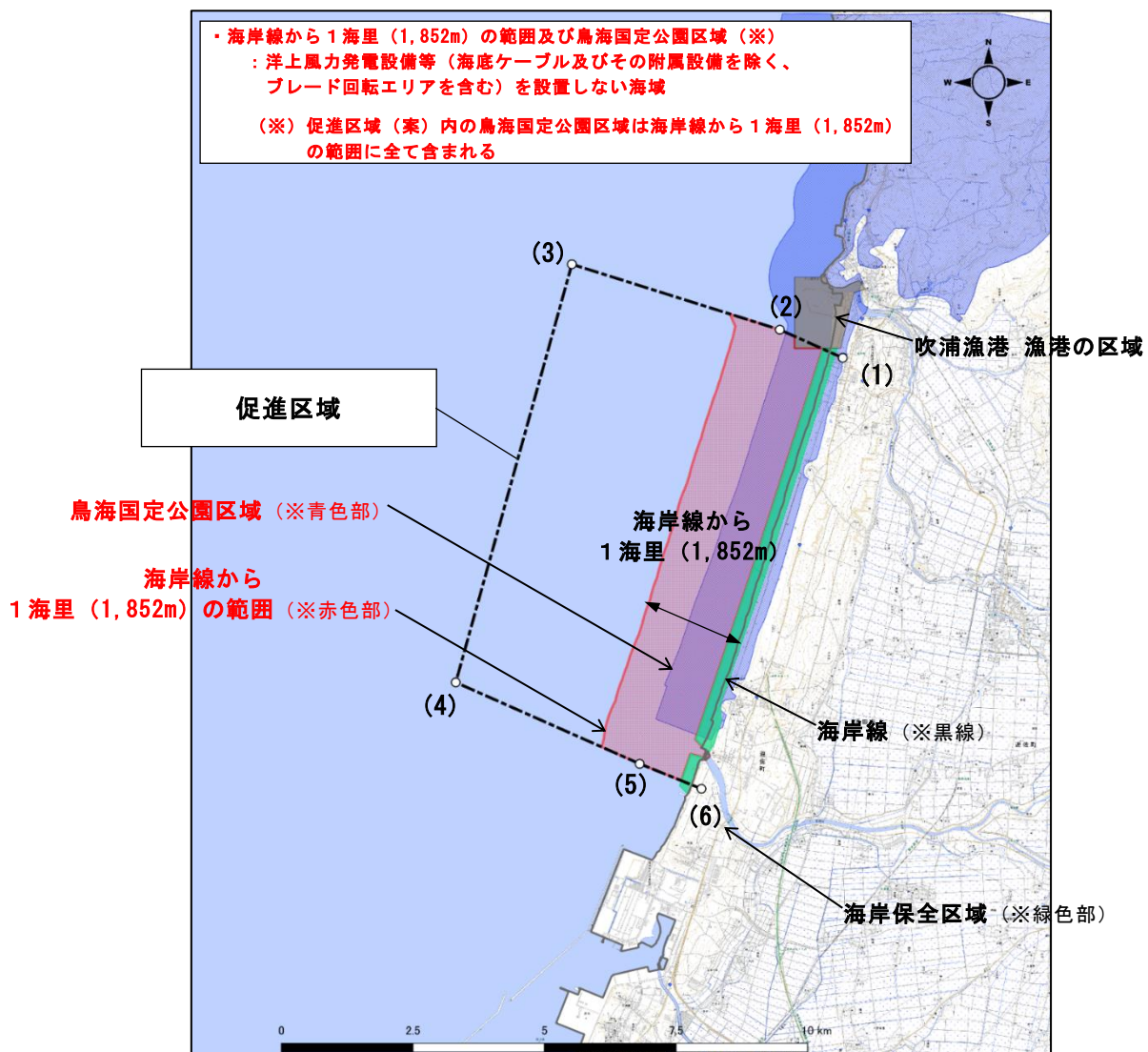


※吹浦漁港 漁港の区域及び海岸保全区域は、山形県提供資料に基づき作成。

表 区域の座標

座標番号	緯度				経度			
(1)	北緯	39 度	3 分	34 秒	東経	139 度	52 分	22 秒
(2)		39 度	3 分	51 秒		139 度	51 分	32 秒
(3)		39 度	4 分	30 秒		139 度	48 分	47 秒
(4)		39 度	0 分	11 秒		139 度	47 分	19 秒
(5)		38 度	59 分	22 秒		139 度	49 分	45 秒
(6)		38 度	59 分	7 秒		139 度	50 分	34 秒

発電設備等の設置に制約が生じる範囲



※海岸線及び鳥海国定公園区域は、国土数値情報（国土交通省）、吹浦漁港 漁港の区域及び海岸保全区域は、山形県提供資料に基づき作成。

※鳥海国定公園区域は国土数値情報（国土交通省）に基づくものであり、概ねの範囲を示すもの。

（別添 2-1）青森県沖日本海（南側）における協議会意見とりまとめ

1. はじめに

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成 30 年法律第 89 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 12 月 25 日に青森県沖日本海（南側）における協議会を設置し、青森県沖日本海（南側）の区域について、法第 8 条第 1 項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（以下「促進区域」という。）の指定、及び促進区域における海洋再生可能エネルギー発電事業の実施に関し必要な協議を行った。

2. 協議会意見

青森県沖日本海（南側）の区域において、洋上風力発電による海洋再生可能エネルギー発電事業（以下単に「発電事業」という。）を実施することにより、漁業操業及び船舶航行など海域の先行利用の状況に支障を及ぼさないことが見込まれるものとして、別添図面及び座標（10,375.6ha）のとおり着床式洋上風力発電に係る促進区域として指定することに異存はない。

ただし、指定に当たっては、次の事項について公募から発電事業終了までの全過程において留意することを求める。

3. 留意事項

（1）全体理念

- ① 選定事業者は、本協議会意見を尊重して発電事業を実施すること。
- ② 選定事業者は、地元との共存共栄の理念や、本海域における発電事業が、地域における新たな産業、雇用、観光資源の創出などの価値を有するものであることについて十分に理解し、地元自治体（「つがる市、鰺ヶ沢町、深浦町及び青森県」をいう。以下同じ。）とも連携しつつ、地方創生にも資する発電事業の早期かつ確実な実現に努めること。
- ③ 協議会の構成員及び選定事業者は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（令和元年 5 月 17 日閣議決定）（以下「基本的な方針」という。）に記載された、長期的、安定的かつ効率的な発電事業の実現、海洋の多様な利用等との調和（漁業等との共存共栄を含む。）、公平性・公正性・透明性の確保、計画的かつ継続的な導入の促進の 4 つの目標の実現に向けて適切な対応を行うこと。
- ④ 選定事業者は、洋上風力発電設備及び附属設備（海底ケーブルを含む、以下「洋上風力発電設備等」という。）の設置までに、発電事業の実施について協議会の構成

員となっている漁業者（以下「関係漁業者」という。）の了解を得ること。他方で、協議会及びその構成員は、選定事業者が本協議会意見を尊重して海域利用を行う場合においては、選定事業者による促進区域内における洋上風力発電設備等の整備に係る海域の利用について了承すること。

（２）地域や漁業との共存及び漁業影響調査について

- ① 選定事業者は、地域や漁業との共存共栄の理念を理解し、丁寧な説明・協議の実施などを通じて、地域や漁業との信頼関係の構築と発電事業の安全性確保に努めること。
- ② 選定事業者は、港湾及びその周辺地域への洋上風力発電関連産業の立地に向け地元自治体が講じる施策について認識するとともに、合理的な範囲において適切な協力を行うこと。
- ③ 選定事業者は、地域や漁業との共存共栄の理念のもと、発電事業で得られた利益の地域への還元を目的として、今後設置される基金への出捐等（以下「基金への出捐等」という。）を行うこと。また、基金を原資とした地域や漁業との協調・共生策の検討・実施に参画するとともに、事業計画の作成に当たっては、「４．洋上風力発電事業を通じた青森県沖日本海（南側）の将来像」の趣旨を踏まえること。
- ④ 基金への出捐等の規模（総額）については、本海域で活用することを希望するとして情報提供のあった系統の最大受電電力量（以下「確保済み系統容量」という。）に、kW 当たりの単価（250 円）と公募占用計画の最大認定期間（30 年）を乗じた額、すなわち確保済み系統容量（60 万 kW）×250×30 で算定される額を目安とする。なお、公募占用計画の最大認定期間（30 年）を超えて発電事業を延長する場合は、追加する基金への出捐等の規模について、選定事業者が協議会構成員に対し必要な協議をすること。
- ⑤ 各年度の基金への出捐等の額、使途その他地域や漁業との協調・共生策の実施に必要な事項については、選定事業者が協議会構成員に対し必要な協議をすること。
- ⑥ 選定事業者、関係漁業者及び地元自治体等は、基金への出捐等及び基金の設置・運用（基金を通じた取組の実施を含む。）に際して、公平性・公正性・透明性の確保や効率的な発電事業の実現との両立に配慮すること。
- ⑦ 地方自治体以外に基金を設置する場合においては、基金の設置者は、基金の運用状況や基金残高等を管理する基金台帳を備え付けるほか、定期的に外部監査を受けること。あわせて、当該基金台帳の内容や外部監査の結果を定期的に協議会構成員へ報告することにより、基金の透明性を確実に確保すること。
- ⑧ 基金への出捐等の開始時期については、選定事業者が協議会構成員に対し必要な協議を行い、基金受入の体制が整い次第、工事着工前であっても速やかに実施するように努めること。
- ⑨ 選定事業者は、発電事業による漁業への影響について十分に配慮するため、事業者選定後速やかに、また、建設工事中及び発電事業開始後も事業実施期間（最大 30 年

間)を通じて「青森県沖日本海(南側)における洋上風力発電事業に係る漁業影響調査の手法」(別紙1、以下「本海域漁業影響調査手法」という。)に基づく漁業影響調査を実施すること。調査の具体的方法及び時期については、本海域漁業影響調査手法に留意するとともに、青森県沖日本海南側有望区域促進協議会(以下「地元協議会」という。)に選定事業者と調査の専門家等を構成員として加え議論を実施し、関係漁業者及び地元自治体の意見・助言を尊重すること。

- ⑩ 選定事業者は、漁業影響調査の結果、選定事業者の責めにより漁業の操業等への支障を及ぼしたことが客観的に認められた場合においては、関係漁業者に対して必要な措置をとること。

(3) 洋上風力発電設備等の設置位置等についての留意点

- ① 選定事業者は、洋上風力発電設備等の設置に当たり、本海域において操業される漁業への影響を十分考慮し、発電設備配置のほかケーブルの埋設等を含めた設置方式についても関係漁業者への丁寧な説明・協議を行うこと。その際、本海域漁業影響調査手法において示されているとおり、事業者選定後速やかに開始する操業情報調査等の内容を踏まえ、設置位置を検討する必要がある。
- ② 選定事業者は、津軽国定公園区域内及び沿岸住民に対する騒音等の影響防止のため、海岸線から500m以内の海域には海底ケーブルを除く洋上風力発電設備等(ブレード回転エリアを含む。)を設置しないこと。また、海底ケーブルの設置に当たっては、漁業に支障を及ぼすことがないように、十分な深さでの埋設を行う等、設置方式に配慮すること。
- ③ 本海域で操業される底建網等漁業への配慮のため、選定事業者は、別紙2において示す赤色のエリアには洋上風力発電設備等(ブレード回転エリアを含む。)を設置しないこと。また、緑色のエリアには500m×500m規模の底建網等を30基程度設置するため、選定事業者は、洋上風力発電設備等の設置に当たり、関係漁業者への丁寧な説明・協議を行うこと。
- ④ 選定事業者は、洋上風力発電設備等の設置に当たり、既存海洋構造物の保全及び管理に支障を及ぼすことがないように、各施設の管理者への丁寧な説明・協議を行うこと。
- ⑤ 選定事業者は、洋上風力発電設備等の設置に当たり、関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部、各施設の管理者及び地元自治体との協議により、事前に、津軽港等へ出入港する船舶をはじめとする本海域における船舶の航行の安全(船舶のレーダー、通信機器への影響も含む)を確認すること。
- ⑥ 選定事業者は、洋上風力発電設備等の設置に当たり、あらかじめ、洋上風力発電設備等が自衛隊・在日米軍の活動に支障を及ぼすおそれの有無を防衛省に照会し、自衛隊・在日米軍の活動に支障を及ぼさないことを確認すること。このため、再エネ海域利用法に基づく公募に参加する事業者は、経済産業省及び国土交通省へ提出する公募占用計画(当該公募占用計画を変更しようとする場合を含む。)のうち、発

電設備の構造や設置位置について、あらかじめ防衛省に支障がないことを確認することが求められる。

- ⑦ 選定事業者は、洋上風力発電設備等の設置に当たり、気象レーダーや電波受信環境等に支障を及ぼすことがないように、気象庁及び放送事業者等と協議を行う等、十分に配慮すること。
- ⑧ 津軽国定公園区域内に海底ケーブルを設置する場合、自然公園法に基づく申請や届出が必要となる可能性があるため、設置位置や施工方法等の検討に当たっては、青森県の自然公園法の所管部局と調整を行うこと。

（４）洋上風力発電設備等の建設に当たっての留意点

- ① 選定事業者は、本海域における事前の調査、洋上風力発電設備等の建設及び安全対策に当たっては、十分な時間的余裕をもって関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部、各施設の管理者及び地元自治体への丁寧な説明・協議を行うこと。また、地域住民に対して、工事内容やスケジュールの周知を行うこと。
- ② 洋上風力発電設備の基礎に係る海洋工事の施工（モノパイルの打設工事等）に当たっては、関係漁業者に丁寧な説明・協議を行い、工事の作業内容や時期及び作業船の航行等と、漁業の操業及び付近を航行する船舶との安全確保等について適切に調整し、漁業活動等への影響の低減に努めること。また、大きな騒音を伴う工事については、早朝や夜間の作業は避ける等、地域住民の生活に十分配慮すること。
- ③ 選定事業者は、洋上風力発電設備等の事故等により既存海洋構造物へ被害が及ばないように、必要な措置をとること。

（例：当地において想定される地震、落雷及び台風などに対して十分な安全性を確保できるよう洋上風力発電設備等を設計・建設すること、適切な離隔を確保すること等。）

（５）発電事業の実施に当たっての留意点

- ① 選定事業者は、洋上風力発電設備等に係るメンテナンスの実施に当たり、十分な時間的余裕を持って関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部、各施設の管理者及び地元自治体への丁寧な説明・協議を行うこと。
- ② 選定事業者は、漁船を含めた船舶の安全の確保のため、洋上風力発電設備等の周辺における船舶の交通ルールについて、関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部、各施設の管理者及び地元自治体への丁寧な説明・協議を行うこと。また、船舶の航行の安全を確保するための必要な取組を行うこと。
- ③ 選定事業者は、洋上風力発電設備等に不具合その他不測の事態（風評被害含む）が生じた場合に備え、現地で一次対応が可能な体制を整備するとともに、あらかじめ対応窓口を明確化し、十分な周知を行うこと。また、不具合等により影響が生じた場合又は生じるおそれがある場合には、速やかに地元自治体等に連絡を行い、事態

の改善に向けて対処するとともに、その結果についても報告すること。地元協議会における報告等も実施すること。

（６）環境配慮事項について

- ① 選定事業者は、環境影響評価法（平成９年法律第 81 号）その他関係法令に基づき、発電事業に係る環境影響評価を適切に行うとともに、地域住民に対し丁寧に説明すること。また、同法に基づく経済産業大臣の意見・勧告及び知事等の意見を踏まえ、必要な対策を講ずること。
- ② 選定事業者は、洋上風力発電設備等の配置・規模・構造等の検討に当たり、騒音、超低周波音、風車の影、鳥類、海生生物、景観等について適切に環境影響評価を行うとともに、結果を踏まえ、これらへの影響を回避・低減できるよう配慮すること。
- ③ 選定事業者は、環境影響評価における予測・評価には不確実性が伴うことから、工事中及び供用後は、必要に応じて環境監視や事後調査（騒音、超低周波音、鳥類、海生生物等）を実施し、重大な環境影響が懸念される場合は、追加的な環境保全措置を講ずること。
- ④ 選定事業者は、世界文化遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」への影響について、関係機関と十分な協議を行うとともに、遺産影響評価を行った上で、世界文化遺産の「顕著な普遍的価値（OUV）」に影響しない事業計画とすること。なお、遺産影響評価の結果については、ユネスコ世界遺産センターへ提出する必要があることから、選定後速やかに遺産影響評価に取り組むこと。
- ⑤ 選定事業者は、超低周波音その他の発電事業の実施に伴う影響として地域住民から不安の声が示される場合には、その払拭に向け必要な措置を検討するとともに、地域住民に対して丁寧な説明・周知を行うこと。

（７）その他

今後、事業者が選定され、発電事業が実施されていく中で、上記（１）～（６）以外に協議、情報共有を行うべき事項が生じる場合、必要に応じ本協議会を通じて行うこと。

４．洋上風力発電事業を通じた青森県沖日本海（南側）の将来像

全国的に進んでいる少子高齢化・人口減少問題は、本地域でも特に深刻な問題である。また、漁業についても同様に、少子高齢化等に伴う後継者問題に加えて、気候変動に起因すると考えられる漁獲量の減少や魚種の変化に直面している。こうした背景を十分に踏まえ、洋上風力発電事業の推進により、本地域での新産業の育成や雇用創出による若年層の回帰・定着、交流人口の増大、継続的な漁業の発展に寄与することが期待される。

具体的には、地場産業である農林水産業・観光の振興等への洋上風力発電施設の活用や、環境価値の地産地消・災害に強い地域づくり等につながる再エネ電力の供給等、洋上風力発電事業を起点とする様々な取組が展開されることにより、本地域がカーボンニュートラルの理念を体現するエリアとして存在感を持ちながら、将来にわたって持続的に発展していくことが期待される。

選定事業者は、本地域と運命共同体であるとの覚悟を持って、これらの課題・期待を十分に理解した上で、地域・漁業との共存共栄の理念のもと、以下に掲げる取組等を通じて協調・共生策に取り組んでいく必要がある。さらに、地元自治体の総合計画等に掲げる各目標達成に資する洋上風力発電を活用した取組を実施すること。また、少子高齢化・人口減少問題が急速に進んでいる実情を踏まえ、選定事業者は地元自治体や漁業関係者等と協議の上、可能な取組については選定後から基金を活用し、順次速やかに実施していくことを期待する。

なお、以下の取組は主に事業者選定後の当面 15 年間での実施を想定したものであり、15 年以降に必要な取組については、選定事業者は地元自治体や漁業関係者等と協議の上で決定し、実施すること。また、当面 15 年間の取組のために必要となる基金への出捐等の規模については、事業者選定後、本協議会の中で決定することとする。

（１）漁業振興策

- ① 漁業者の確保・育成に向けた取組、燃料確保等の継続的な漁業生産及び漁業収入の安定化への支援、漁業施設等の改修など、若い世代が将来にわたって続けることができる持続可能な漁業及びスマート水産業の実現に資する取組
- ② 種苗放流や大胆な養殖事業計画等、つくり育てる漁業の支援、発電施設を利用した新たな漁場の造成
- ③ 青森の魚介類の販売促進活動等による県産水産物のブランド化及び販路拡大、観光と連 携した漁業の推進や発電事業への関与（維持管理業務等）などによる経営の多角化も見 据えた漁業経営支援
- ④ 海洋漂着物の回収・処理活動への協力を含む漁場環境の保全やブルーカーボンを含む藻場の造成等、水産資源の維持管理・増大に資する取組

（２）地域振興策

- ① 地元を活用したサプライチェーンの構築、新産業の育成及び農業等の基幹産業の振興に向けた地元との協働
- ② 本事業で発電される電気を県内企業や地域内の施設（漁業施設含む）・地域住民が活用するための検討や再エネ電気の活用を希望する企業の誘致活動等、地産地消に資する取組
- ③ 洋上風力発電施設を活用した観光ツアー、教育旅行の誘致、既存の観光資源の活性化等に資する取組

- ④ 洋上風力発電事業を契機とした地元の小中学校の児童生徒に対するエネルギー環境教育の活性化
- ⑤ 地元港湾「津軽港」の積極的な活用を通じた、洋上風力発電事業の円滑化及び地域経済の活性化
- ⑥ 災害に強い地域づくり、地元自治体等による災害時における防災計画に定める指定避難 場所等への電力供給確保に係る検討・計画策定への協力

青森県沖日本海（南側）における洋上風力発電事業に係る漁業影響調査の手法

1. はじめに

本書は、青森県沖日本海（南側）の区域において、洋上風力発電事業（以下、「発電事業」という。）を行う事業者（以下、「事業者」という。）が、洋上風力発電設備（以下、「発電設備」という。）の整備及び稼働に伴う漁業への影響調査を行うにあたり、調査の方法及び考慮すべき事項を整理したものである。

2. 漁業影響調査の目的

洋上風力発電施設の建設と稼働に伴い、特に負の影響が懸念される場合の影響の緩和・軽減策を検討するために、漁業への影響の有無や程度を調査し評価する。生物への影響には人的要因に加えて自然要因も関わることが想定されるため、それらを見分けられるような客観的なデータを収集する。

施設の建設と稼働に伴う漁業への影響をより正確に評価するためには、建設以前の環境と生物の自然変動の範囲を把握する事前調査、及びそれと対比する事後調査を行うことが重要である。調査では統一した調査法と機材を用いて、調査の実施者が誰でもあっても結果を比較できるようにすること、また環境影響評価調査と重複する項目については環境影響評価の結果を積極的に活用して調査の重複を避けるよう努める。また、得られた結果は速やかに、偏りなく公表して公正な検討を行うこととする。

3. 想定される漁業影響

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の2019年度成果報告書「洋上風力発電に係る漁業影響調査手法検討」（NEDO, 2020）によると、想定される漁業影響の発生要因と発生する影響の関係は図1に示すとおりであり、洋上風力発電所による漁業影響の発生要因は、建設工事と施設の存在・稼働の二つが考えられる。また、建設工事による影響は、工事実施期間内に限定されるが、施設の存在・稼働による影響は、発電所の運用期間中存続するため、最大30年間の長期間に及ぶことが想定される。

発生する漁業影響については、漁船の航行や漁具の運用等の操業が制限される直接的影響（操業への影響）と、環境改変による漁業対象生物への影響を通して漁獲量等に影響がおよぶ間接的影響（漁場環境および漁業生物への影響）に分けられる。なお、間接的影響については、漁業対象生物の現存量や来遊量の減少等のマイナス影響の恐れがある一方、発電施設が海生生物の新たな生息基盤として機能することにより魚類や底生生物の生息量が増大した事例も複数見受けられ、漁業にプラスの効果を与える可能性もある。想定される漁業影響の例は表1のとおりである。

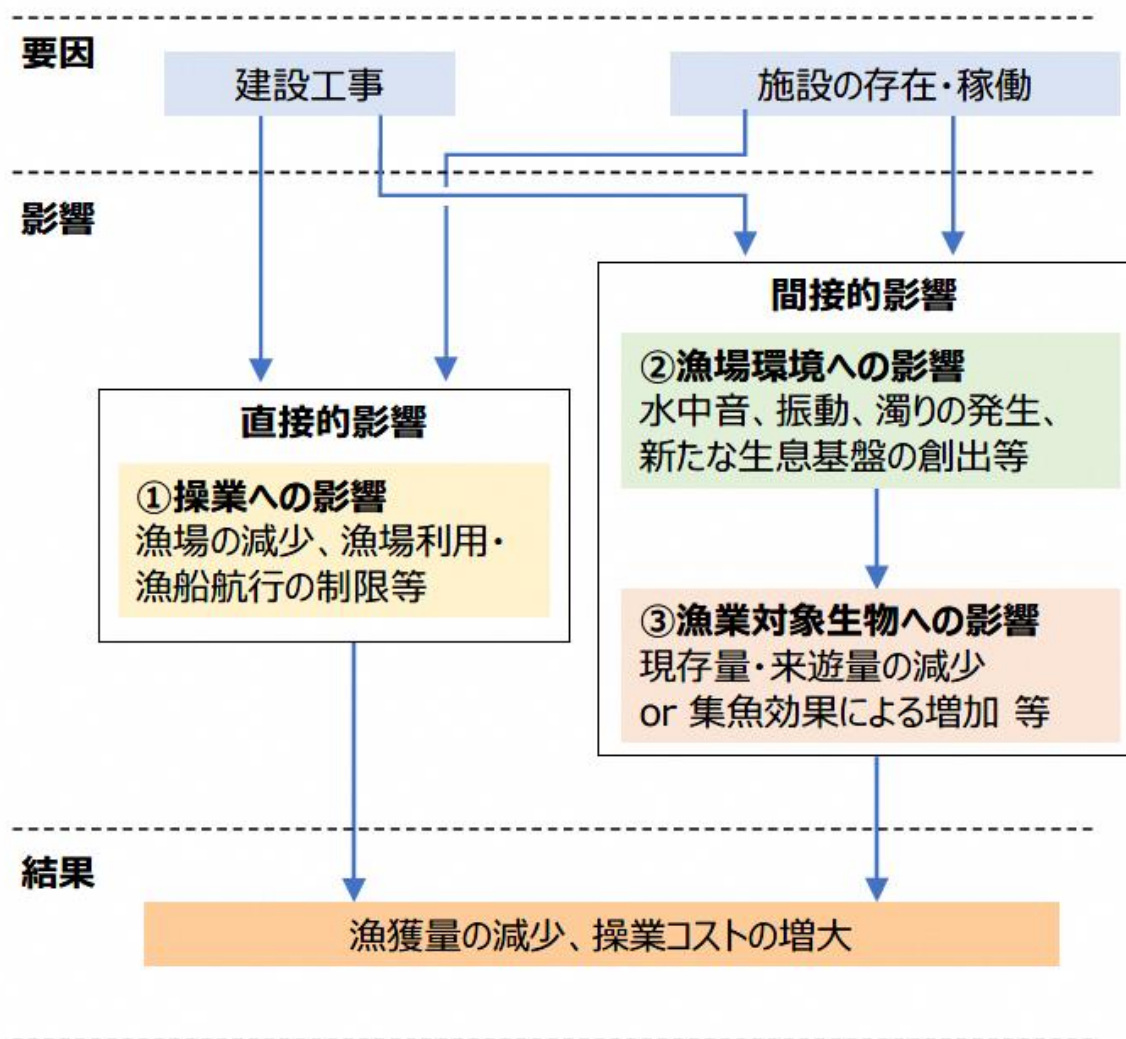


図1 洋上風力発電施設の建設や稼働で想定される漁業影響の発生要因と影響の関係
(NEDO, 2020 を一部改変)

表 1 想定される漁業影響の例 (NEDO, 2020)

影響の種類		影響の例	
		建設工事によるもの	施設の存在・稼働によるもの
直接的影響 (操業への影響)		工事（および進入禁止区域・期間の設定）による漁場の減少 工事迂回のための燃料消費、操業時間の増加 作業船の交通量増加による操業、航行への影響 事業区域外の漁場（代替漁場）での競合増加	施設（および進入禁止区域の設定）による漁場の減少 施設による漁具の設置、曳網への影響、漁具の破損 施設迂回のための燃料消費、操業時間の増加 作業船の交通量増加による操業、航行への影響 事業区域外の漁場（代替漁場）での競合増加 漁船の施設への衝突リスク 施設の倒壊、破損、落下物及び老朽化等による操業や漁場被害のリスク 急潮、返し波等流況変化による操業への影響 漁業無線への影響
間接的影響	(漁場環境への影響)	工事（風車の基礎工事や海底ケーブルの敷設等）による海底の攪乱、海底地形の改変、水の濁りの発生、底質の巻き上げ 建設機械の稼働による水中音・海底面の振動の発生 建設機械の稼働による化学物質の排出	施設の存在による流況変化、施設周辺の洗堀、これらに伴う水質、海底地形・底質の変化 施設の稼働による水中音・振動、風車の影、電磁場の発生 施設からのオイル等の漏洩リスク 衝突事故によるオイル等の漏洩リスク 漂着物（流れ藻やゴミ）の滞留、絡みつき 施設に着生した生物の剥離、排泄物による水質変化
	(漁業生物への影響)	工事による直接的な底生生物群集および生息場の攪乱 生息環境の変化による魚介類の現存量の減少、分布の変化 環境変化を忌避することによる魚介類の逸散、来遊量の減少	施設の存在による直接的な生息場の減少 生息環境の変化による魚介類の現存量の減少、分布の変化 環境変化を忌避することによる魚介類の逸散、来遊量の減少 日陰や濁りに伴う藻場や植物プランクトンの繁殖への影響 施設周辺における新たな生物群集の形成（付着生物の増加、集魚効果、外来種定着）による既存の生物種との競合、種間関係等の変化 付着生物幼生の供給源の創出による漁具・漁業施設の汚損増加 ※プラス効果 集魚効果による魚介類の現存量の増加 漁獲からの保護による魚介類の現存量の増加

4. 漁業影響調査の考え方

漁業影響調査は、着工前の状態に対する建設工事中、運用開始後の変化を比較して影響の有無とその程度を監視するモニタリング調査を基本とする。モニタリング調査は、海外事例で多く採用されている BACI (Before-After-Control-Impact) デザインを基本とする。つまり、影響する可能性がある海域（影響海域：Impact）と事業の影響がないと考えられる海域（対象海域：Control）の双方において事業実施前

（Before）と実施後（After）に調査を行い、対象海域と事業実施海域の事業実施前の差をベースとして実施後の差を統計的に解析し、評価する。

ただし、対象海域の設定が困難な場合には、施設からの距離に応じた変化を調査する BAG (Before-After-Gradient) デザインも併せて行う。

調査は、事業者選定後速やかに、また、建設工事中及び発電事業開始後も事業実施期間を通じて行い、調査結果に基づき、影響の有無・程度の判断を行い、調査期間の延長や追加調査の実施の必要性を検討する。

また、発電事業による影響と自然変動による影響を判別するため、別途行われる環境影響評価の結果等も参考にしつつ、国や県の研究機関等が保有する周辺海域の漁獲量、資源量等に関する既存データの推移を監視し、調査結果と比較することが重要である。

なお、以下に記載する内容は、作成時の知見・研究成果等を反映したものであり、今後、国内外の研究機関や発電事業現場等で得られた新たな知見、研究成果や調査手法等が示された場合には、地元漁業者等の意向を最大限尊重し、関係者協議の上、随時積極的に更新していくものとする。

5. 海域の概況

当該事業の想定区域である水深 50 m 前後までの海域では、小型定置、底建網、刺し網、沖合底曳網や釣り等の漁業が行われている。この海域から沖合周辺では、主要漁獲対象種であるヤリイカ、ハタハタ、マダイ、ヒラメ、カレイ類、アカムツ、メバル類の産卵場や成育場に利用されているほか、スルメイカ、クロマグロ、ブリ、サワラ、サバ類、ウマヅラハギ、フグ類等の回遊魚、マダラ、キアコウ、ミズダコ、ソイ類、サメ類、エビ類等の底魚類の好漁場となっている。近年ではハタ類、タチウオも漁獲されるようになった。

また、この海域に河口をもつ鰯ヶ沢町の赤石川や深浦町の追良瀬川、笹内川ではサケ、サクラマス、アユ等の増殖事業が行われており、この海域はこれらの回遊魚の成育場や回遊経路にもなっている。

6. 調査内容

下記に記載する調査内容については、データの信憑性確保・漁業関係者の理解が得られるよう、可能な範囲で、漁業者を中心に地元関係者等の協力のもと実施すること。

(1) 操業影響調査

(ア) 操業情報調査

主要漁業を対象に、標本船調査等により操業情報を記録し、施設建設前後における漁場位置、漁獲量、操業日数、漁獲努力量当たりの漁獲量（以下、CPUEとする）等を比較する。

(イ) 聞き取り調査

漁業者に対し、施設建設による操業への影響について聞き取りを行う。

(2) 環境影響調査

漁業生物は水温や潮流等といった海況の影響を強く受けることが想定される。特に事業区域周辺の水質や流況の変動は、その沖合を含む広域的な海況変化にも強く依存することから、施設による影響を正確に評価するため、既存の観測データもできる限り広域的かつ詳細に集積する。本調査では環境影響評価調査の結果を活用しながら、時間的な連続性が高まるよう、自動観測装置を積極的に利用する。

(ア) 水質と流況

データ送信機能付の自動観測装置を整備し、調査期間中の水温、塩分、濁度、蛍光強度、潮流等を連続的に観測する。潮流については調査地点に流向流速計を設置する。また、漁具搭載型水温深度計や漁船潮流計のデータを収集し、事業区域の沖合を含む広域の海況情報を蓄積する。

(イ) 水中音

海中への録音機の設置方法や観測期間などは、「海中音の計測手法・評価手法のガイダンス」（海洋音響学会，2021）に基づくほか、専門家の意見を参考に決定する。

(ウ) 底質や地形

音響測深機による観測を行って海底地形図を作成し、地形の変化を明らかにする。

(エ) 漂流物、堆積物や漂着物

(1) - (ア) 操業情報調査の際、漂流物や堆積物等についても記録する。また、操業の支障となる漂流物や堆積物の有無とその影響、海岸への漂着物等の状況に関する聞き取りを行う。

(3) 生物影響調査

(ア) 漁業対象生物の影響

① (1) - (ア) 操業情報調査で得られた標本船調査データ等を活用し、漁場別魚種別 CPUE を求め、影響海域と対象海域を比較する。

②刺し網漁具を用いて、影響海域と対象海域において、春季（４月～６月）、夏季（７月～９月）、秋季（１０月～１２月）及び冬季（１月～３月）の各季節１回操業を行い、漁獲物の種組成と CPUE を求めて比較する。

③事業区域周辺の漁協を対象に漁業種類別魚種別漁獲データを入手し、CPUE を求め、事業区域とその近隣区域を比較する。影響評価には、長期間のデータを用いることが望ましいことから、漁獲データは出来るだけ遡って入手する必要がある。

（イ）付着生物

春季（４月～６月）に１回、設置した施設の潮間帯、潮下帯上部と下部に方形枠を設置して枠内の動物と藻類を全て採取し、種別の個体数と重量等を記録する。

春季に１回、施設から最も近い岩礁域に形成されている海藻群落を対象に、建設前後の群落規模や種組成及び生息動物の種組成を継続的に比較する。

7. 調査の履行や進捗状況の確認、及び調査結果の公表等

公募により事業者が選定された後、地元の任意協議会（作成時名称「青森県沖日本海南側有望区域促進協議会」。以下、「地元協議会」という。）に、選定事業者と調査の専門家等を構成員として加え、漁業影響調査の具体的な計画の作成、調査結果・データの公表方法、履行状況及び調査結果の評価、調査を行う上で生じた課題等に関する検討を行う。

- ・より具体的な漁業影響調査の計画については、選定事業者の決定後に地元協議会において作成する。
- ・調査の実施状況報告や調査の技術的な課題等についての協議は地元協議会において原則年１回程度実施する他、必要に応じて構成員の発議により実施できるものとする。
- ・なお、調査にあたっては、調査計画の立案段階から当該海域における魚介類の動態や漁具・漁法など漁場の実態を熟知した関係漁業者の意見を十分に考慮するほか、合意を得ながら進めるものとする。
- ・本調査結果は国内の洋上風力発電事業と漁業との共生に関する貴重なデータであり、その調査結果の公表の意義や漁業者の要望等も踏まえながら、公開する調査内容やデータの種類、その方法について地元協議会において詳細を決定する。

8. 参考文献

NEDO（2020）．新エネルギー・産業技術総合開発機構 2019 年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 着床式洋上ウインドファーム開発支援事業（洋上風力発電に係る漁業影響調査手法検討）．1-154.

海洋音響学会（2021）．海中音の計測手法・評価手法のガイダンス．1-38.

（別添 2-2）山形県遊佐町沖における協議会意見とりまとめ

1. はじめに

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、令和4年1月24日に山形県遊佐町沖における協議会を設置し、山形県遊佐町沖の区域について、法第8条第1項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（以下「促進区域」という。）の指定、及び促進区域における海洋再生可能エネルギー発電事業の実施に関し必要な協議を行った。

2. 協議会意見

山形県遊佐町沖の区域において、洋上風力発電による海洋再生可能エネルギー発電事業（以下単に「発電事業」という。）を実施することにより、漁業操業及び船舶航行など海域の先行利用の状況に支障を及ぼさないことが見込まれるものとして、別添図面及び座標（4, 131.1ha）のとおり着床式洋上風力発電に係る促進区域として指定することに異存はない。

ただし、指定に当たっては、次の事項について公募から発電事業終了までの全過程において留意することを求める。

3. 留意事項

（1）全体理念

- ① 選定事業者は、本協議会意見を尊重して発電事業を実施すること。
- ② 選定事業者は、地元との共存共栄の理念や、本海域における発電事業が、地域における新たな産業、雇用、観光資源の創出などの価値を有するものであることについて十分に理解し、地元自治体（「遊佐町及び山形県」をいう。以下同じ。）とも連携しつつ、地方創生にも資する発電事業の早期かつ確実な実現に努めること。
- ③ 協議会の構成員及び選定事業者は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（令和元年5月17日閣議決定）（以下「基本的な方針」という。）に記載された、長期的、安定的かつ効率的な発電事業の実現、海洋の多様な利用等との調和（漁業等との共存共栄を含む。）、公平性・公正性・透明性の確保、計画的かつ継続的な導入の促進の4つの目標の実現に向けて適切な対応を行うこと。
- ④ 選定事業者は、洋上風力発電設備及び附属設備（以下「洋上風力発電設備等」という。）の設置までに、発電事業の実施について協議会の構成員となっている漁業者（以下「関係漁業者」という）の了解を得ること。他方で、協議会及びその構成員は、選定事業者が本協議会意見を尊重して海域利用を行う場合においては、選定事

業者による促進区域内における洋上風力発電設備等の整備に係る海域の利用について了承すること。

（２）地域や漁業との共存及び漁業影響調査について

- ① 選定事業者は、地域や漁業との共存共栄の理念を理解し、丁寧な説明・協議の実施などを通じて、地域や漁業との信頼関係の構築に努めること。
- ② 選定事業者は、地域や漁業との共存共栄の理念のもと、発電事業で得られた利益の地域への還元を目的として、今後設置される基金への出捐等（以下「基金への出捐等」という。）を行うこと。また、基金を原資とした地域や漁業との協調策及び振興策（基金の設置組織において用途を公開するものとし、以下「協調策等」という。）の検討・実施に参画するとともに、公募占用計画の作成に当たっては、「洋上風力発電事業を通じた遊佐地域の将来像」（別紙１）に記載の趣旨を踏まえた提案を行うこと。
- ③ 基金への出捐等の規模（総額）については、選定事業者の公募占用計画で示される発電設備出力（kW）の規模に、kW 当たりの単価（250 円）と公募占用計画の最大認定期間（30 年）を乗じた額、すなわち発電設備出力（kW）×250×30 で算定される額を目安とする。
- ④ 選定事業者は、協調策等の内容を踏まえ、協議会構成員から合理的な理由とともに各年度の基金への出捐等の額、用途その他協調策等の実施に必要な事項について協議を受けた時は、その協議に応じること。
- ⑤ 選定事業者、関係漁業者及び地元自治体等は、基金への出捐等及び基金の設置・運用（基金を通じた取組の実施を含む。）に際して、公平性・公正性・透明性の確保や効率的な発電事業の実現も含め、基本的な方針に記載された目標の両立に配慮すること。
- ⑥ 地方自治体以外に基金を設置する場合においては、基金の設置者は、基金の運用状況や基金残高等を管理する基金台帳を備え付けるほか、定期的に外部監査を受けること。あわせて、当該基金台帳の内容や外部監査の結果を定期的に協議会構成員へ報告することにより、基金の透明性を確実に確保すること。
- ⑦ 選定事業者は、本海域における漁場及び周辺河川でのサケ漁や増殖事業の実態を踏まえ、漁業との協調策等を実施する際には、海面及び内水面の両方の関係漁業者と協議を行うこと。
- ⑧ 発電事業による漁業への影響について十分に配慮するため、選定事業者は、協議会が提案する「山形県遊佐町沖において実施する漁業影響調査の考え方」（別紙２、以下「漁業影響調査の考え方」という。）に記載の内容を十分に考慮したうえで、漁業影響調査に関する検討委員会（漁業影響調査の考え方を踏まえ設置されるものをいう。）における議論を経て、具体的な調査内容を設計し、決定すること。また、漁業影響調査の実施に当たっては、検討委員会を通じて説明・報告を適時行うとともに、そこで出された意見・助言を尊重して取り組むこと。

- ⑨ 選定事業者は、漁業影響調査の結果、万が一選定事業者の責により漁業の操業等への支障を及ぼしたことが客観的に認められた場合においては、関係漁業者に対して協議を行った上で、必要な措置をとること。

（３）洋上風力発電設備等の設置位置等についての留意点

- ① 選定事業者は、洋上風力発電設備等の設置に当たり、本海域において操業される漁業への影響を十分考慮し、発電設備配置のほかケーブルの埋設等を含めた設置方式についても関係漁業者への丁寧な説明・協議を行うこと。発電設備配置の検討に当たっては、漁業影響調査の考え方「３．（２）配慮すべき漁具・漁法とその特徴」に記載の内容を踏まえ、漁業との協調を考慮した発電設備配置の検討を行うこと。
- ② 漁業との共存共栄の理念のもと、地域における漁業の状況等に鑑み、海岸線から１海里（１マイル）より陸側の海域には海底ケーブル及びその附属設備を除く洋上風力発電設備等（ブレード回転エリアを含む。）を設置しないこと。また、発電事業に支障を及ぼさない範囲で沖側からの設置を検討するとともに、陸寄りの発電設備の基礎等において生じる蛸集効果がサケ等の稚魚に影響を及ぼすことが懸念される場合には、関係漁業者と協議のうえ必要な対策を行うこと。
- ③ 鳥海国定公園区域内に海底ケーブル及びその附属設備を設置する場合、自然公園法に基づく申請や届出が必要となる可能性があるため、設置位置や施工方法等の検討にあたっては、山形県の自然公園法の所管部局と調整を行うこと。
- ④ 選定事業者は、洋上風力発電設備等の設置に当たり、関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部、各施設の管理者及び地元自治体との協議により、事前に本海域における船舶の航行の安全を確認すること。

（４）洋上風力発電設備等の建設に当たっての留意点

- ① 選定事業者は、本海域における事前の調査、洋上風力発電設備等の建設及び安全対策に当たっては、十分な時間的余裕をもって関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部、各施設の管理者及び地元自治体へ丁寧に説明し、協議すること。また、地域住民に対して、工事内容やスケジュールについて事前に周知すること。
- ② 洋上風力発電設備の基礎に係る海洋工事の施工（モノパイルの打設工事等）に当たっては、関係漁業者に丁寧な説明・協議を行い、工事の作業内容や時期、作業船の航行等と漁業の操業等について適切に調整し、漁業活動への影響の低減に努めること。また、大きな騒音を伴う工事については、地域住民の生活に十分配慮した施工計画とすること。
- ③ 選定事業者は、洋上風力発電設備等の事故等により既存の海洋における設置物へ被害が及ばないように、必要な措置をとること。

（例：当地において想定される地震、落雷及び台風などに対して十分な安全性を確保できるよう洋上風力発電設備等を設計・建設すること、適切な離隔を確保すること等。）

（５）発電事業の実施に当たっての留意点

- ① 選定事業者は、洋上風力発電設備等に係るメンテナンスの実施に当たり、十分な時間的余裕を持って関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部、各施設の管理者及び地元自治体への丁寧な説明・協議を行うこと。
- ② 選定事業者は、漁船を含めた船舶の安全の確保のため、洋上風力発電設備等の周辺における船舶の運航ルールについて、関係漁業者、船舶運航事業者、海上保安部、各施設の管理者及び地元自治体への丁寧な説明・協議を行うこと。特に、発電設備の周辺で操業する漁船と発電設備との衝突等を防止するための安全対策を検討し、関係漁業者と協議のうえ必要な取組を行うこと。
- ③ 選定事業者は、洋上風力発電設備等に不具合その他不測の事態が生じた場合に備え、現地で一次対応が可能な体制を整備するとともに、あらかじめ対応窓口を明確化し、十分な周知を行うこと。また、不具合等により影響が生じた場合又は生じるおそれがある場合には、速やかに地元自治体等に連絡を行い、事態の改善に向けて対処するとともに、その結果についても報告すること。

（６）環境配慮事項について

- ① 選定事業者は、環境影響評価法その他関係法令に基づき、発電事業に係る環境影響評価を適切に行うとともに、地域住民に対し丁寧に説明すること。また、同法に基づく経済産業大臣の意見・勧告及び知事等の意見を踏まえ、必要な対策を講ずること。
- ② 選定事業者は、洋上風力発電設備等の配置・規模・構造等の検討に当たり、騒音、鳥類、海生生物、景観その他地域住民の声を踏まえ必要と認められる項目を適宜設定するとともに、適切に調査・予測・評価を行い、想定され得る環境影響リスクの最小化に努めること。また、環境影響リスクへの対応に関して地元自治体から協議を受けた時は、選定事業者は協議に応じること。
- ③ 選定事業者は、超低周波音その他の発電事業の実施に伴う影響として地域住民から不安の声が示される場合には、その払拭に向け必要な措置を検討するとともに、地域住民に対して丁寧な説明・周知を行うこと。
- ④ 選定事業者は、環境影響評価における予測・評価には不確実性が伴うことから、工事中及び供用後においても、必要に応じて環境監視や事後調査（騒音、鳥類、海生生物等）を実施し、重大な環境影響が懸念された場合は、追加的な環境保全措置を講ずること。また、環境影響評価の結果や環境監視、事後調査の状況等については、協議会構成員に適時報告すること。

（７）その他

- ① 今後、事業者が選定され、発電事業が実施されていく中で、上記（１）～（６）以外に協議、情報共有を行うべき事項が生じる場合、必要に応じ本協議会を通じて行うこと。
- ② 選定事業者は、本協議会の構成員のみならず、広く地域社会と関係性を構築していくことになる点に鑑み、促進区域の周辺における地域の関係者からの問合せ等に対しても丁寧な対応を行うこと。

洋上風力発電事業を通じた遊佐地域の将来像

1. 将来像の検討に向けた背景

(1) 遊佐地域における遊佐町と漁業の現状

遊佐の魅力は、鳥海山と日本海が紡ぎだす自然の多様性にあり、鳥海山と日本海に囲まれた肥沃な庄内平野を月光川・日向川等の鳥海山系の各河川が貫流して日本海に注ぎ込み、雄大な景観を形成するとともに、その澄んだ空気や美味しい水は遊佐町民のくらしや風土を育んできた。

遊佐町では、少子高齢化が急激に進む中で、人口減少を抑え、次世代の地域の担い手となる若者が住み続けられる町にすべく、「オール遊佐の英知（町民力）を結集」の理念のもと移住・定住促進施策をはじめとする様々な施策に取り組んでいる。また、自然にやさしく災害に強い町づくりのために、太陽光発電や陸上風力発電、バイオマス発電といった再生可能エネルギー設備の導入を積極的に進めている。

遊佐町の沿岸で操業する漁業では、海洋環境の変化によって水産資源が減少し、それに伴い漁獲量の減少や生産額の低迷が生じているほか、燃油や資材の高騰による漁家経営の圧迫、漁業者の高齢化と担い手の減少など、厳しい状況に置かれている。こうした現状を打開するため、イワガキを含む重要魚種の栽培漁業や資源管理・藻場造成を通じた漁場環境の回復、操業効率化のための漁港整備、地元産水産物のブランド化による付加価値向上や陸上養殖事業等に取り組んでおり、遊佐地域における漁業生産基盤の整備とともに、水産業の成長産業化による漁業生産額の向上や漁業就業者の継続的な確保・育成を目指している。

また、遊佐町におけるサケふ化事業をはじめとした増殖事業や内水面漁業においても、気象変動による大雨等の自然災害の影響や水産資源の減少、生産資材の高騰、組合員・遊漁者の高齢化、ふ化場の老朽化等の課題に直面しており、内水面漁業の組合経営は厳しい状況にある。一方で、このような環境変化に対応し、持続し成長するサケふ化事業の実現に向けて、放流技術の高度化や担い手の育成、サケ加工品の生産販売等を通じた「つくり育てる漁業」に取り組んでいる。このほか、内水面漁業の持つ多面的価値として、例えば教育や文化、風習といった側面も生かし、河川を中心に地域や内水面関係者が一体となって取り組む釣り大会や放流体験等の交流体験事業を通じて、内水面漁業と地域の振興を目指している。

(2) 遊佐地域における「地域協調型洋上風力発電」の検討

山形県では、遊佐町沖における洋上風力発電の可能性についての具体的な議論・検討の場として、平成 30 年度に「遊佐沿岸域検討部会」を設置し、行政・漁業関係者・住民代表者による議論を 5 年間にわたり重ねてきた。また、漁業と洋上風力発電との協調策や振興策について、「漁業協調策・振興策研究会」や「漁業協調策等検討会議」といった場でも議論を行うなど、地元漁業者や地域の声をつぶさに拾いなが

ら、洋上風力発電との共存共栄の在り方について長期間にわたり研究・検討を行い、今日の議論に至っている。

このような議論の経緯を踏まえ、単に再生可能エネルギーの導入促進という観点だけでなく、遊佐地域における産業振興や雇用確保のほか、新たに交流人口・関係人口が創出されること等も発電事業の波及効果として見込んでいる。また、このような波及効果によって、遊佐の若者が自発的に地元への定着を選び、地域外からも遊佐への移住・定住を選択肢に入れるような、持続可能で魅力あるまちづくりを実現する、そのような可能性を洋上風力発電は持っていることを期待するものである。

2. 遊佐地域の将来像として目指すべき取組の方向性（目標）

選定事業者は、発電事業の実施にとどまらず、地元の様々な課題に向き合い、これまで遊佐地域で洋上風力発電を実現するために交わされてきた議論を理解したうえで、地域の一員となって、地元の関係者と共に将来像の実現に取り組んでいくことが求められる。

そのため、以下に示す目標の実現に向け、3. 「協調策」を共存共栄の前提として取り組んでいくことに加え、4. 「振興策」を連動して実施していくことが期待される。

（1）地域としての目標

鳥海山と共生し自然と調和した、働き場・若者・賑わいのある、次世代を担う子どもたちの夢を育むことができるまちの実現

（2）海面漁業としての目標

持続可能な漁業生産基盤と水産業の成長産業化の実現

（経営体当たりの海面漁業生産額 令和3年実績:年間 617 万円 → 年間 1,000 万円）

（3）内水面漁業としての目標

輝く未来に向け、川の恵が次世代にも持続し、地域とともに成長・発展する内水面漁業・生産活動の実現

3. 発電事業と漁業との「共存共栄」を達成するために前提となる「協調策」

選定事業者は、海面・内水面漁業との「協調策」について、以下に記載する内容を参考に検討を行い、発電事業を実施する前提として取り組んでいくことが求められる。

また、サケふ化事業で放流したサケを海面漁業者が獲るように、遊佐においても海と川が連携した取組が行われている。そのため、それぞれの協調策は必ずしも独立したものではなく、海面と内水面の垣根を越え、遊佐地域として一体となった協調策が期待される。

（１）海面漁業の協調策

◎風車設置に伴う操業環境の変化に対応した、「付加価値の高い稼げる漁業」を実現するための取組

温暖化等に起因する海洋環境の変動や、風車設置に伴う遊佐沖漁場の操業環境に変化が生じたとしても、遊佐沖で漁獲した水産物に高い付加価値を付けて販売していくことができれば、将来にわたって遊佐で漁業を営んでいくことができる。また、安定した収入が得られる体制が構築されれば、将来世代の担い手確保にもつながっていく。

その実現に向け、例えば、高度な衛生管理環境の整備といった取組に加え、洋上風力由来の再エネ電気を生み出す海域で、再エネと最先端のデジタル技術を活用した漁業活動の最適化・省エネ化と、市場動向に合わせて加工・冷蔵等が適時に行える「クリーン&スマートなデータ駆動型漁業」によって、漁獲量以上に付加価値の高さで稼ぐという漁業の在り方を開拓していくこと等が考えられる。

選定事業者には、上記のような漁業を実現するための戦略づくりや地域内外におけるプレイヤーの巻き込み、漁獲した水産物の販路開拓等について、地元の関係者と一緒になって取組を推進していくことが期待される。

（２）内水面漁業の協調策

◎良好な内水面環境等の遊佐の強みを生かした、「つくり育てる漁業」を持続・発展させていくための取組

県外にも広く流通する「遊佐のサケ」をはじめ、遊佐町の月光川水系・日向川水系における内水面漁業は、遊佐地域の文化・風習という観点からも地域に根付いた産業として、現在へと続いてきたものである。今、温暖化等による自然環境の変化とともに、少子高齢化に代表される社会環境の変化の波が押し寄せる中、これからの遊佐の内水面漁業をどのようにデザインするかということは、漁業だけでなく地域社会の在り方も左右し得る課題である。

この対応の方向性として、例えば、内水面漁業を「漁業」の側面だけで捉えるのではなく、河川流域に住む多種多様な人々の参加と協力のもと、異業種の産業や技術と連携して遊佐の水産物に新たな価値をつくり、競争力ある商品・サービスを創出することで、大都市の人々も遊佐の商品を手にし、遊佐を訪れてみたくなるような「つくり育てて地域が賑わう産業」へと発展させていくこと等が考えられる。

選定事業者には、この構想検討と実行を担う「遊佐の企画営業部門」として、遊佐の地場産業の担い手となる人材の呼び込みや育成の段階から、地元の関係者と一緒になって取組を推進していくことが期待される。

4. 地域の活性化や協調策の促進を図るための「振興策」

選定事業者は、3. 「協調策」に取り組むことだけでなく、遊佐地域の発展・活性化や、協調策のより一層の促進を図るための振興策にも取り組んでいくことが期待される。

そのうえで、地域・海面漁業・内水面漁業における振興策として想定される事項を以下に示す。選定事業者には、これらを踏まえた振興策の積極的な提案とともに、その実施において地元と一緒に伴走していくことが求められる。

(1) 地域の振興策として想定される事項

- ①洋上風力発電に関する地元企業への積極的な情報提供を通じた、地域における新産業（水素関連を含む）の育成、関連する雇用確保に向けた取組

（洋上風車メーカー等と地元企業の関係を構築し、参入可能な産業分野の検討 等）

- ②本事業で発電される電気を県内企業や地域住民が活用するための検討や、災害時における地元への電力供給の検討等、電力の地産地消に資する取組

（発電した電力を活用する仕組みを構築し、環境的な付加価値が高い地域産業の創出 等）

- ③地元自治体や教育機関、試験研究機関等との連携による研究開発に向けた取組のほか、地元教育機関への講師派遣等による環境教育、人材育成の取組

（各世代への環境教育を推進し、技術者やメンテナンス人材の育成に向けた教育機関との連携 等）

- ④洋上風力発電施設を活用した観光ツアー造成への協力や教育旅行誘致への協力等、洋上風力発電事業を契機とした観光振興の取組

（洋上風力発電施設の新たな観光資源化、鳥海山をはじめとした豊かな自然を活かした観光振興 等）

- ⑤地元港湾・漁港の積極的な活用を通じた港湾地域・漁村地域の活性化への取組

（酒田港の活用や吹浦漁港のメンテナンスへの活用等による漁村振興 等）

- ⑥地域住民の安全・安心な暮らしの実現、自然環境の保全、海洋環境への配慮に関する取組

（地域住民の健康や生活環境を向上する取組、クロマツ林等の地域の森林環境や湧水環境の保全 等）

(2) 海面漁業の振興策として想定される事項

- ①遊佐沖漁場の活性化に向けた取組

（海域の生物生産力向上のための取組、イワガキ増殖や水産加工設備の整備、組合施設の機能強化 等）

- ②風車構造物を活用した漁業振興の取組

（風車構造物に蛸集する魚類の活用 等）

- ③地元自治体や教育機関、試験研究機関等との連携による、水産資源増殖やスマート漁業技術等の研究開発に向けた取組【地域振興策と連携】
(モズクやナマコなど新たな資源の増殖試験 等)

(3) 内水面漁業の振興策として想定される事項

- ①発電事業者の参画を通じた地元漁業・生産活動への理解醸成の取組
(漁業体験などのイベントへの発電事業者の参画 等)
- ②魅力ある川づくりを通じた遊漁・観光振興等の活性化に向けた取組【地域振興策と連携】
(釣り人が集う資源豊富な魅力ある川づくりに向けた取組 等)
- ③「山形県さけ振興指針」の内容をより一層推進するための取組
(サケふ化技術の向上、施設の機能強化 等)

5. おわりに —「選定事業者」と地域との共存共栄に向けて—

協調策・振興策の実施を通じた将来像の実現に向けて、選定事業者には、「発電事業で得られた利益の地域への還元」という地域貢献の観点に留まるのではなく、遊佐地域全体の「まちづくり」に関わる様々な取組を自社のビジネスとしても展開していくなど、発電事業以外の部分でも地域と一緒に稼いでいくといった思いを持って、地域への積極的な関わりを期待したい。これにより、発電事業だけでなく、選定事業者と地域との共存共栄が実現されることを切に願うものである。

山形県遊佐町沖において実施する漁業影響調査の考え方

本書は、山形県遊佐町沖の区域において、洋上風力発電事業（以下、「発電事業」という。）を行う事業者（以下、「事業者」という。）が、洋上風力発電設備（以下、「発電設備」という。）の整備及び稼働に伴う漁業への影響調査を行うにあたり、調査の方法及び考慮すべき事項を整理したものである。

事業者は、本書に記載した事項を基本的な仕様として十分に考慮したうえで、6. に示す検討委員会での議論を経て、具体的な調査内容を設計し、決定する。なお、調査内容の設計にあたっては、当該漁場の環境、漁業生産構造、漁業者の調査要望等にも配慮するとともに、発電事業による影響の有無・程度を客観的に判別できる方法の検討を行うものとする。

1. 漁業影響調査の目的

漁業影響は、建設工事や発電設備の存在により漁業の操業が制限されることを要因とする影響（直接的影響）と、建設工事や発電設備の稼働により発生する水中音等、漁場環境の変化が水産生物の現存量や来遊量を変化させることを要因とする影響（間接的影響）に大別される（図1）。

当該区域における漁業影響調査では、これらの要因が漁業活動やサケ生産活動、漁場環境に影響を与え、それにより漁獲量等の変動といった結果を生じさせているのかを検証し、必要な措置・対策の要否を判断するための情報を提供することを目的とする。

なお、発電設備の設置等により当該区域内での操業方法に影響を受ける漁業に対しては、協議会意見とりまとめで示される協調策及び振興策の実施を通じて対応するものとする。

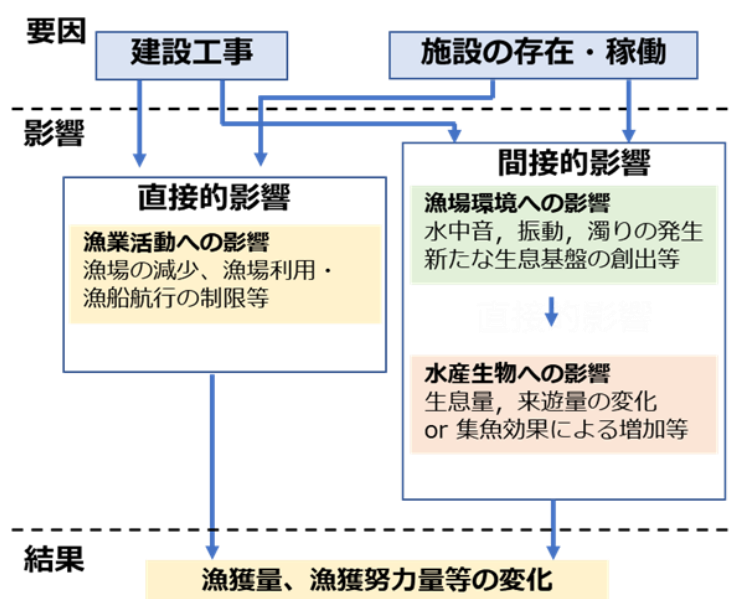


図1. 洋上風力発電事業における漁業影響の発生要因と漁業影響の関係（NEDO, 2020）

2. 当該区域周辺における漁業の概況

当該区域の水深 40m 前後までの底質は、一部の天然礁を除き約 1%の傾斜がある砂泥であり、営まれる漁法は、主に刺し網、はえ縄、貝けた網等であるが、沿岸の岩礁域や消波ブロック等で行われるイワガキやアワビを対象とした素潜り漁業も盛んである。

当該区域は山形県の漁業における重要魚種であるハタハタ、マダイ、ヒラメ等の産卵及び稚魚育成場として利用されており、さらにイワガキ等の幼生が浮遊しながら岩礁等に付着するまで成長する場合でもある。

また、当該区域付近に河口がある月光川や日向川では、海と川を行き来するサケ、サクラマス、アユ等の増殖事業が行われており、これら両側性魚類の稚魚や親魚にとっても成長・回遊するうえで重要な海域になっている。

3. 配慮すべき水産生物や漁具・漁法とその特徴

(1) 配慮すべき水産生物とその特徴

①ヒラメ・カレイ類

ヒラメやカレイ類は、春期には当該区域を含む海域で産卵するほか、当該区域は稚魚が成育し親魚の漁場としても利用されている。

②ハタハタ

ハタハタ親魚は、12 月から 1 月に産卵のため当該区域付近の沿岸に来遊し、1 月から 6 月には当該区域を含む海域が稚魚の成育場となる可能性が高いと考えられる。

③マダイ

マダイは、春期には当該区域を含む海域で産卵するほか、当該区域は稚魚が成育し親魚の漁場としても利用されている。

④サワラ・ブリ等

サワラ・ブリ等の回遊性浮魚類は、春期や秋期に当該区域で漁場が形成されている。

⑤イワガキ

イワガキは 8 月から 10 月に産卵し、岩礁等へ付着するまで 1 箇月程度の間、浮遊幼生として当該区域を含む海域を利用している。

⑥サケ・サクラマス

サケとサクラマスは、稚魚と成魚が当該区域を含む海域を回遊経路としている。

⑦アユ

アユは、冬期から春期に仔稚魚が当該区域を含む浅海域を成育場としている。

⑧モクズガニ

モクズガニは、秋期から春期までの間、河口域を利用しており、交尾、産卵、稚ガニの成長の場としている。

⑨その他の水産生物

調査実施期間中に、気候変動等に起因する海洋環境の変化によって生じる当該区域の生物相の変化や、それに伴う漁業の変遷も念頭に置き、必要に応じて検討委員会で協議のうえ、上記以外の水産生物も対象として想定することとする。

(2) 配慮すべき漁具・漁法とその特徴

当該区域では以下に示す固定式・移動式の漁具・漁法による漁業が行われている。発電事業の実施にあたっては、これらの漁業に対する直接的影響を念頭に置き、協調策及び振興策の内容について検討を行うことが求められる。

表 1. 遊佐町沖の主な漁具・漁法

＜固定式の漁具・漁法＞	＜移動式の漁具・漁法＞
・浮刺網（水深 10m 前後の海域） ・底刺網（水深 5～40m の海域） ・小型定置・張網（水深 30m 前後の海域） ・底はえ縄（水深 30m 前後の海域） ・壺・箱・籠（水深 10～20m の海域）	・板曳網（水深 10～30m の海域） ・桁網（10m 以浅の海域） ・漕ぎ刺網（10m 以深の海域） ・浮はえ縄・曳縄釣（水深 30m 前後の海域） ・竿釣・手釣（水深 40m 前後の海域） ・磯見漁業（干潮帯～水深 10m 前後）
※季節や漁獲状況に応じて、漁具漁法を使い分け、一年を通じて漁業を営んでいる。	

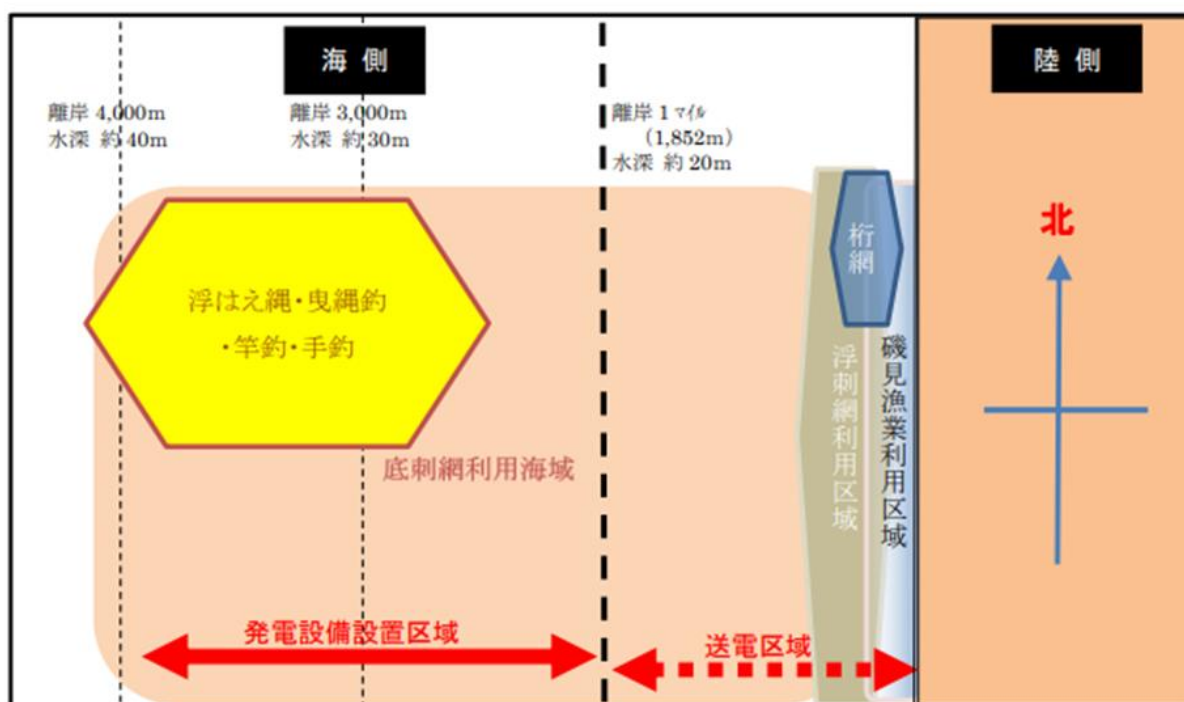


図 2. 山形県遊佐町沖の区域と漁場の操業状況のイメージ

4. 漁業影響調査で検証する事項

(1) 影響の有無や程度を評価する指標 (KPI : Key Performance Indicator)

①漁獲量・水揚量

- ・発電設備の建設工事や稼働によって魚の獲れる量が減った／増えたという点を検証するため、当該区域及び周辺での漁獲量及び漁港の水揚量の推移を把握する。
- ・サケについては、県に報告している親魚捕獲数の推移と放流稚魚数の推移、県水産研究所で調査を行っている年級別回帰率により推移を把握する。
- ・サケ以外の内水面魚種については、アユ遡上量調査等により河川での漁獲量の推移を把握する。

②漁獲努力量

- ・漁場の変化や漁法の代替等の影響により、従来と比べて操業環境にどのような変化が生じているのかを検証するため、出漁日数や操業時間、航行距離等の推移を把握する。
- ・漁業者の協力のもと、定性的な操業影響（無線障害、急潮流の発生、ゴミだまり、地形変化、漁場位置の変化等）については、漁業者への聞き取りのほか、影響の有無を把握する方法を検討する。

③単位漁獲努力量当たり漁獲量 (CPUE : Catch Per Unit Effort)

- ・当該区域及び周辺における水産生物の生息量の変化を検証するため、漁獲努力量の影響を取り除いた漁獲量の推移を把握する。

<KPI の設定にあたり留意すべき事項>

- ・発電設備の設置の前後を含む長期間にわたり、漁協への水揚記録等から当該区域で行われたと推察される操業情報の収集を行うとともに、GPS データロガー等を搭載した標本船や操業日誌等の利用により漁場マップを作成し、発電設備の建設前後における漁場位置や漁獲量、操業日数、単位漁獲努力量当たりの漁獲量 (CPUE) 等の変化を比較すること。
- ・KPI の設定にあたっては、県庄内総合支庁水産振興課、県水産研究所、県内水面水産研究所から必要な助言やデータの提供を受けること。
- ・県漁協を経由しない漁業者による直接出荷については、必要に応じて情報収集が必要であることに留意すること。

(2) 発電事業との因果関係

(1) の指標に変化が認められる場合、発電事業による影響要因（水中音、電磁界、発電設備基部の地形改変）が及ぶ範囲や水産生物の反応に関する既往知見（聴覚等の閾値、生理・行動的反応等）を踏まえ、発電事業と漁獲量等の変化の因果関係を推定する。

また、発電事業による影響と自然変動による影響を判別するため、国や県の研究機関等が保有する周辺海域の漁獲量・資源量等に関する既存データの推移を監視し、調査結果と比較する。

直接的影響（操業への影響）については、影響の有無そのものは比較的明確であるため、発電設備の存在によって生じる操業への影響の仕方・程度（How）の部分の検証がより重要であると考えられる。そのため、直接的影響と間接的影響についてそれぞれ明確にすべき因果関係を整理し、そのために必要な調査方法について検討する。

（３）関連性をより明確化するための取組

上記の漁業影響の評価に関わる要素とは別に、地域における合意形成・理解醸成の観点から、発電事業との関連性を明確化することが望ましい事項については、漁業者等の意見を踏まえ調査計画へ反映する。

この内容として、当該区域における発電設備の建設工事や稼働に伴うサケ生態への影響（例えば母川探索行動や稚魚被食状況への影響）に関する調査を計画することとする。

5. 調査方法の検討における留意事項

（１）前提となる考え方

4. で提示された指標値の変動と発電事業の実施による因果関係を推定するために、客観性を担保した科学的方法に基づく調査計画を設計する。特に、指標値の変動は、自然変動をはじめとした発電事業以外の要因に起因するものとの区別ができるような調査デザインを検討する（図3）。

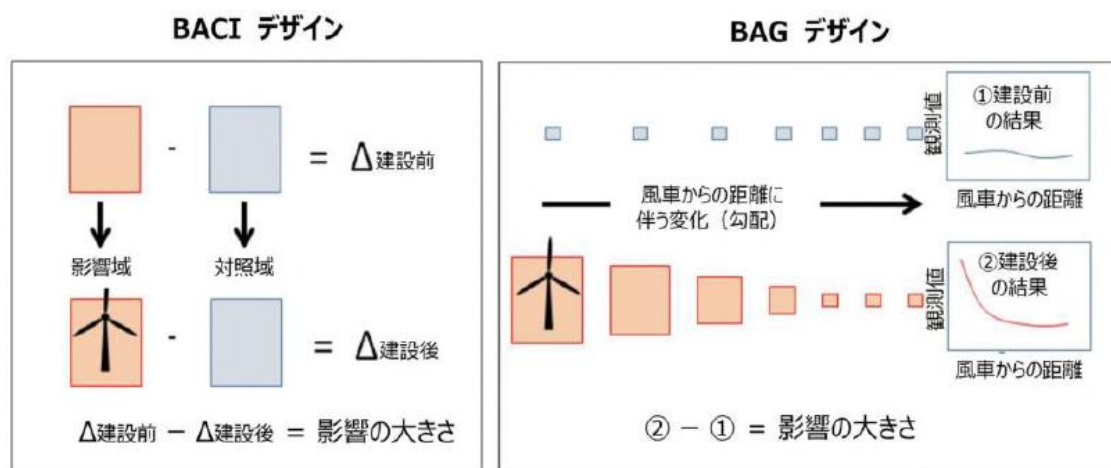


図3. 風車等の設置位置からの距離に伴う変化の調査結果から影響の大きさを求めるモニタリング調査方法（BACI デザイン, BAG デザイン）のイメージ（Secor, 2018 を一部改変）

調査を行う際には、以下の手順に沿って影響の評価を行う。

- ①影響域・対照域における評価指標の変動に有意な差が見られるかを確認する。

※影響域：発電事業が実施される海域、対照域：発電事業の影響が及ばない海域

- ②その差が発電事業の実施によるものと言えるかを得られたデータから検証し、他県の事例を含め、既往知見との適合性も踏まえつつ、総合的な観点から因果関係の有無・程度を判断する。

また、発電設備があることの利点を最大限に活用するべく、発電設備の構造体に自動観測装置を設置し、漁獲対象魚種の定点観測や「漁場の見える化」を行うなど、既存漁業との協調も考慮する。その際、「洋上風力発電事業を通じた遊佐地域の将来像」で示す海面漁業の協調策の例（デジタル技術の活用等）も参考としつつ、協調策による取組と漁業影響調査の内容を連携させるような工夫も必要に応じて検討する。

（２）調査実施期間及び時期

調査は着工の２年前から開始（※）することを基本とし、工事期間中から運転開始後３年間を目安としたうえで、対象魚種の特徴や長期的な視点での影響を考慮し、漁業への影響評価に必要な期間を設定する。また、調査結果に基づき、影響の有無・程度の判断を行い、調査期間の延長や追加調査の実施の必要性を検討する。

なお、漁協の水揚げ記録等の文献情報を利用した漁獲量の動向監視については、発電所立地前後のなるべく長期間にわたって行うことが望ましい。

※現地調査は、発電設備設置箇所の建設前後の状態変化を詳しく見ることを目的に実施する。そのため、工事前の事前調査については、四季変化を把握するために１年を基本としつつ、調査時期が通常と比べて異年年である場合を想定し、予備として追加で１年実施の可能性を視野に入れ、着工から２年前には調査を開始する。

６．調査に関する検討委員会の設置及び調査結果の取扱い

調査の実施にあたり、具体的計画の作成、実施状況及び結果の評価、調査結果の公表等に関する検討を行う委員会（検討委員会）を設置する。また、個別具体的な論点について詳細に議論するための専門部会を必要に応じて設置できることとし、検討委員会での議論を補完するものとする。

【構成員】漁業者及び漁業団体、関係行政機関、有識者、選定事業者等

【役 割】漁業影響調査の具体的な調査計画の作成・改正、調査の実施状況や結果の評価、課題解決等に係る検討、法定協議会への提言等

【期 間】事業者選定後から事業終了後３年間

なお、本調査により得られた結果については、必要に応じて、関係行政機関等に提供するものとする。

7. 漁業影響と密接に関係する事項について

漁業経営や漁業協同組合経営への影響に対しては、本調査による影響判断に関わらず、洋上風力発電と地域・漁業との共存共栄の観点から、協議会意見とりまとめで示される協調策及び振興策の実施を通じて対応するものとする。

そのうえで、6. に記載の検討委員会において、洋上風力発電による負の影響が生じたと客観的に認められた場合には、選定事業者は別途必要な措置を取るものとする。

【参考】漁業者への聞き取りから想定され得る漁業影響の例

(ア) 操業への影響（直接的影響）

- ①風車設置により漁場面積が縮小する影響（当該区域で操業できなくなる、又は操業しにくくなる漁業への影響）
- ②風車設置による視界悪化、電波障害、航行制限や遊漁等を目的としたプレジャーボートの増加等によって生じる操業への影響
- ③風車設置による流況の変化に伴う風車周辺での流木等の漂流物の滞留や、洗堀等による地形の変化によって生じる操業への影響

(イ) 漁獲対象生物への影響（間接的影響）

- ①風車の建設や稼働に伴う濁りや水中音(海底の振動)等による、当該区域及び周辺海域の生物資源の分布、資源量等の変化
- ②風車の魚礁効果による岩礁性魚類の長期定着、回遊性魚類の短期蟄集等による、生物資源の分布、資源量等の変化
- ③風車の水中部(柱体や床固工等)を利用する貝類、藻類等の付着生物の変化
- ④風車に蟄集したスズキ等魚食性魚類による、サケ稚魚等有用種の被食
- ⑤事業区域付近を産卵及び育成場として利用するハタハタ等海産魚類への影響
- ⑥事業区域付近を浮遊幼生期に利用するイワガキ等二枚貝への影響
- ⑦事業区域付近を育成場及び回遊路として利用するサケ等の通し回遊魚への影響

(ウ) 漁場環境への影響（間接的影響）

- ①風車の水中部を利用する付着性二枚貝等の排泄物や死殻が落下することによる底質の変化、漁網等へ絡まることにより漁具を破損する可能性等の影響
- ②風車の水中部を利用する付着性二枚貝等のろ過食者の活動による、プランクトンを含む水中懸濁物の変化とこれに伴う生物資源への影響（特に魚類の分布、貝類の成長）
- ③風車による周辺の潮流、風況、風波への影響や海底地形、底質の変化による漁業への影響（漁場の遠隔化、他漁業との競合等）
- ④基礎の打設や風車の稼働に伴う振動、水中音環境の変化

⑤海底に敷設した電力・通信線の周囲における電磁場、風車による影等の発生

※漁業共済を通じた漁家経営への影響（二次的影響）

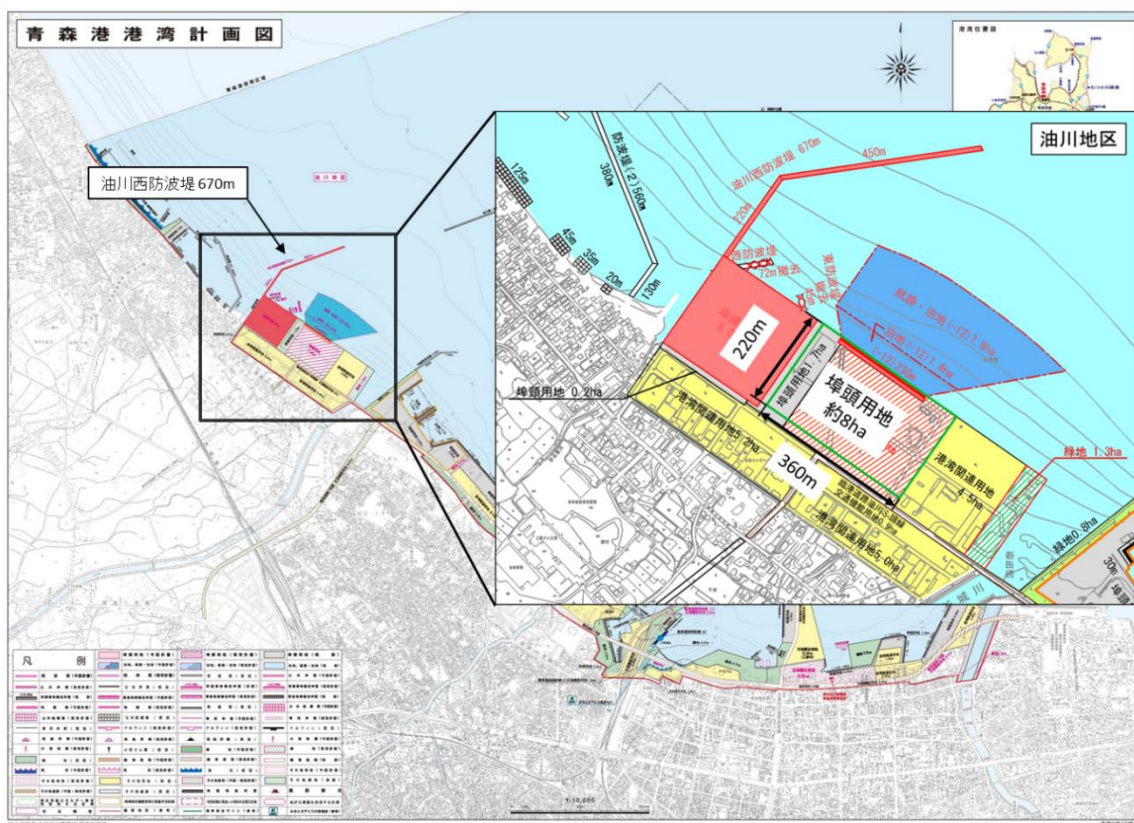
漁業共済は漁獲金額を基準として掛け金が算定されるため、水揚げの増減によって漁業共済の補償にも影響

（別添 3）促進区域と一体的に利用できる港湾

1. 青森港の利用について

（港湾・埠頭名及びその諸元）

- ・青森港油川埠頭、岸壁水深 12m、岸壁延長 230m、最大耐荷重 約 35t/m²、利用可能面積 約 8 ha（背後の荷さばき地含む。）。



（利用可能期間）

- ・港湾法第55条の2第1項及び第4項の規定に基づく行政財産の貸付けを受け、当該埠頭を独占排他的に利用することのできる期間は下表のとおりとする。

利用目的	利用可能期間
海洋再生可能エネルギー発電設備の設置工事	令和10年4月1日から令和17年3月31日までの期間
海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去工事	令和29年4月1日から令和38年9月30日までの期間

- ・全ての公募参加者は、当該埠頭における上記の利用可能期間以外の期間において、本公募に係る海洋再生可能エネルギー発電設備の設置工事又は撤去工

事（設置工事又は撤去工事を行うためのヤード整備、資機材搬入等の事前準備及び原状回復工事を含む。）を行うことを前提とした公募占用計画を提出することができない。

（貸付料等）

- ・東北地方整備局、青森県及び選定事業者の３者で、最長30年の賃貸借契約を締結する。賃貸借契約の内容は、原則として、国土交通省ＨＰに掲載の賃貸借契約書のフォーマット「海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭賃貸借契約書（案）」のとおりとする。

(https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk6_000068.html)

- ・東北地方整備局へ支払う貸付料は110億円（最長20年の均等分割払い）、青森県へ支払う貸付料は95億円（最長20年の均等分割払い）を基礎として、同港湾施設の賃貸借契約を締結する他の風力発電事業者の出力量とで按分した額を、本公募の選定事業者が負担することを基本とする（他の風力発電事業者と契約を締結する都度、貸付料を更新する。）。詳細は上記賃貸借契約書（案）を参照すること。

注）上記金額は施設整備に要する費用と埠頭の利用可能面積をもとに算定したものであるが、施設整備等を完了したのちに契約を行うため、今後の変更がありうる。

- ・公募占用計画に費用として計上する東北地方整備局及び青森県へ支払う貸付料の額について、出力量按分において前提とする他の風力発電事業者の出力量及び賃貸借契約の開始時期は以下のとおりとする。なお、あくまで評価の公平性の観点から一定の仮定における前提条件を示すものであり、他の風力発電事業者の賃貸借契約の締結状況等によって本公募における選定事業者が支払うべき貸付料の額は変動する可能性がある。

他の風力発電事業者の出力量	賃貸借契約の開始時期
350.0MW（想定）	令和13年4月（想定）

（貸付期間）

最長30年間

（留意事項）

- ・青森港を活用する場合は、公募占用計画の建設スケジュールの実現性を確保する観点から、公募占用計画の提出に先立ち、国土交通省東北地方整備局及び港湾管理者（青森県）に対して港湾施設の利用条件の確認、希望する利用スケジュール等の通知を行い、利用可能であることを確認すること。なお、青森港の利用については、事業評価に係る所定の手続きを経た後、予算措置されることが前提となる。予算措置がされない場合には、「青森県沖日本海（南側）」の

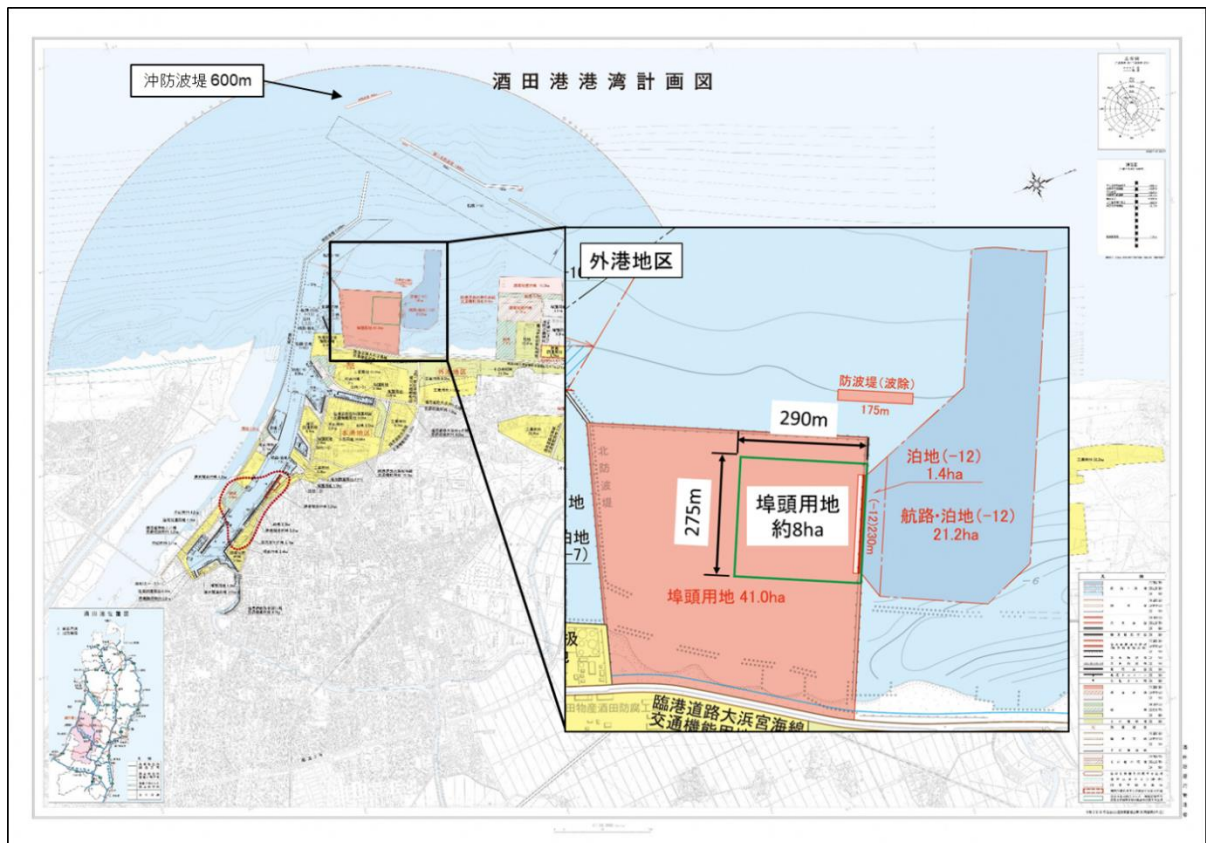
促進区域と一体的に利用できる港湾について変更する場合がある。

- ・港湾法に基づき長期貸付を受けることのできる上記の埠頭用地のほか、発電設備の設置工事等のために利用できる港湾管理者が確保した用地がある。詳細については、港湾管理者に確認すること。
- ・公募参加時点においては、上記埠頭における他の借受者（公募参加者自らを含む。）が整備するヤード設備の一部又は全部を承継することや、原状回復を行わないことを前提とした公募占用計画の提出は認められない。また、全ての公募参加者は、ヤード設備の整備及び原状回復に要する費用を公募占用計画に計上すること。なお、選定事業者が当該埠頭の貸付を受ける際の原状変更、原状回復の取扱いについては、「海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭賃貸借契約書（案）」第 24 条及び第 34 条の規定を参照すること。
- ・上記埠頭を利用する場合、事業者の選定後、選定事業者は、あらかじめ港湾施設の賃貸借契約を東北地方整備局及び港湾管理者（青森県）と締結すること。
- ・本公募の対象区域のうち、「青森県沖日本海（南側）」以外の区域に係る洋上風力発電設備の建設、維持管理のために上記埠頭を利用することは認められない。
- ・港湾施設の賃貸借契約を締結する場合、選定事業者は国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成 16 年法律第 31 号）に基づく措置を講じる必要があるため、東北地方整備局及び港湾管理者（青森県）と余裕をもって調整すること。
- ・油川西防波堤（延長 670m）の整備は未定である。

2. 酒田港の利用について

(港湾・埠頭名及びその諸元)

- ・酒田港大浜西埠頭、岸壁水深 12m、岸壁延長 230m、最大耐荷重 約 35t/m2、利用可能面積 約 8 ha（背後の荷さばき地含む。）。



(利用可能期間)

- ・港湾法第55条の2第1項及び第4項の規定に基づく行政財産の貸付けを受け、当該埠頭を独占排他的に利用することのできる期間は下表のとおりとする。

利用目的	利用可能期間
海洋再生可能エネルギー発電設備の設置工事	令和10年4月1日から令和17年3月31日までの期間
海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去工事	令和29年4月1日から令和38年9月30日までの期間

- ・全ての公募参加者は、当該埠頭における上記の利用可能期間以外の期間において、本公募に係る海洋再生可能エネルギー発電設備の設置工事又は撤去工事（設置工事又は撤去工事を行うためのヤード整備、資機材搬入等の事前準備及び原状回復工事を含む。）を行うことを前提とした公募占用計画を提出することができない。

(貸付料等)

- ・東北地方整備局、山形県及び選定事業者の3者で、最長30年の賃貸借契約を締結する。賃貸借契約の内容は、原則として、国土交通省HPに掲載の賃貸借契約書のフォーマット「海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭賃貸借契約書（案）」のとおりとする。

(https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk6_000068.html)

- ・東北地方整備局へ支払う貸付料は100億円（最長20年の均等分割払い）、山形県へ支払う貸付料は155億円（最長20年の均等分割払い）を基礎として、同港湾施設の賃貸借契約を締結する他の風力発電事業者の出力量とで按分した額を、本公募の選定事業者が負担することを基本とする（他の風力発電事業者と契約を締結する都度、貸付料を更新する。）。詳細は上記賃貸借契約書（案）を参照すること。

注）上記金額は施設整備に要する費用と埠頭の利用可能面積をもとに算定したものであるが、施設整備等を完了したのちに契約を行うため、今後の変更がありうる。

- ・公募占用計画に費用として計上する東北地方整備局及び山形県へ支払う貸付料の額について、出力量按分において前提とする他の風力発電事業者の出力量及び賃貸借契約の開始時期は以下のとおりとする。なお、あくまで評価の公平性の観点から一定の仮定における前提条件を示すものであり、他の風力発電事業者の賃貸借契約の締結状況等によって本公募における選定事業者が支払うべき貸付料の額は変動する可能性がある。

他の風力発電事業者の出力量	賃貸借契約の開始時期
350.0MW（想定）	令和13年4月（想定）

(貸付期間)

最長30年間

(留意事項)

- ・酒田港を活用する場合は、公募占用計画の建設スケジュールの実現性を確保する観点から、公募占用計画の提出に先立ち、国土交通省東北地方整備局及び港湾管理者（山形県）に対して港湾施設の利用条件の確認、希望する利用スケジュール等の通知を行い、利用可能であることを確認すること。なお、酒田港の利用については、事業評価に係る所定の手続きを経た後、予算措置されることが前提となる。予算措置がされない場合には、「山形県遊佐町沖」の促進区域と一体的に利用できる港湾について変更する場合がある。
- ・港湾法に基づき長期貸付を受けることのできる上記の埠頭用地のほか、発電設備の設置工事等のために利用できる港湾管理者が確保した用地がある。詳細については、港湾管理者に確認すること。

- ・公募参加時点においては、上記埠頭における他の借受者（公募参加者自らを含む。）が整備するヤード設備の一部又は全部を承継することや、原状回復を行わないことを前提とした公募占用計画の提出は認められない。また、全ての公募参加者は、ヤード設備の整備及び原状回復に要する費用を公募占用計画に計上すること。なお、選定事業者が当該埠頭の貸付を受ける際の原状変更、原状回復の取扱いについては、「海洋再生可能エネルギー発電設備等取扱埠頭賃貸借契約書（案）」第 24 条及び第 34 条の規定を参照すること。
- ・上記埠頭を利用する場合、事業者の選定後、選定事業者は、あらかじめ港湾施設の賃貸借契約を東北地方整備局及び港湾管理者（山形県）と締結すること。
- ・本公募の対象区域のうち、「山形県遊佐町沖」以外の区域に係る洋上風力発電設備の建設、維持管理のために上記埠頭を利用することは認められない。
- ・港湾施設の賃貸借契約を締結する場合、選定事業者は国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成 16 年法律第 31 号）に基づく措置を講じる必要があるため、東北地方整備局及び港湾管理者（山形県）と余裕をもって調整すること。
- ・沖防波堤（延長 600m）の整備は未定である。

3. 上記1～2に共通する事項

- ・港湾の利用に当たって、騒音等による影響が出ないように、港湾管理者及び港湾協力団体等が実施する港湾周辺地域の良好な環境の形成等にも配慮しながら港湾を活用すること。
- ・上記1～2に示す埠頭のうち、同一の促進区域に係る海洋再生可能エネルギー発電設備の設置工事のために複数の埠頭を利用することを前提とした公募占用計画の作成は認められない。
- ・上記1～2に示す埠頭を海洋再生可能エネルギー発電設備の設置工事のために利用する場合には、当該促進区域に係る海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去工事については同一の埠頭又は上記1～2以外の港湾の埠頭の利用を前提とした公募占用計画を作成することとする。
- ・同一の公募参加者（※）が複数の促進区域の公募に参加する場合には、当該参加者が作成する複数の公募占用計画において、同一埠頭における利用期間が重複することは認められない。

（※）共通するコンソーシアム・SPCの構成員の合計議決権比率（共通する構成員が一者の場合は当該者の議決権比率）が1/2超の場合は同一の公募参加者とする

4. 上記1～2以外の港湾の利用について

- ・上記の港湾に加え、利用形態に関わらず、事業者が自ら海洋再生可能エネルギー発電設備の設置及び維持管理に際し活用するために調整した港湾がある場合には、当該港湾を活用することは可能とする。この場合には、公募占用計画の提出時に、当該港湾が活用可能であることを証する資料（対象施設及び活用を認める期間、その他留意事項（同意の前提条件等）を記載した施設管理者の同意書及び公募参加者が地耐力等の構造上の利用可能性を検討した書類）を添付すること。

（別添 4）公募参加資格

本公募の参加資格は、以下 1 から 3 の要件を全て満たすこととする。

- 1 公募占用計画が、再エネ特措法施行規則第 5 条（同条第 1 項第 2 号、第 2 号の 2、第 8 号の 2、第 8 号の 5、第 9 号から第 10 号の 3 及び第 10 号の 4 から第 12 号の 2 並びに第 2 項第 2 号、第 5 号から第 7 号の 3 及び第 9 号を除く。）及び第 5 条の 2（同条第 1 号、第 2 号及び第 5 号を除く。）に規定する基準に適合するものであること。

この場合において、再エネ特措法施行規則第 5 条及び第 5 条の 2 中「当該認定の申請」とあるのは「当該公募占用計画」と、「再生可能エネルギー発電事業計画」とあるのは「公募占用計画」と、「環境影響評価（環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）第 2 条第 1 項に規定する環境影響評価をいう。第 12 号ロにおいて同じ。）を行っている場合にあっては、」とあるのは「環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）第 2 条第 4 項に規定する対象事業に該当する場合にあっては」と読み替えるものとする。

- 2 申請者が、次のいずれにも該当する者であること

- (1) 国内法人（国内に本店又は主たる事務所を有する法人）であること。

（公募参加者がコンソーシアムであるときは、その構成員の全てが該当すること）。

- (2) 国内外における海洋土木工事の実績（公募開始日から 10 年以内に行われた実績に限る。国内実績の場合は港湾土木工事、港湾等しゅんせつ工事、港湾等鋼構造物工事に該当する工事に限る。）があること。（申請者以外の協力企業が実績を有している場合も含む。なお、協力企業を活用する場合は、当該企業の関心表明書【様式 3-2-4】を提出すること。）

- (3) 事業実施のための資金的裏付けがあること。

（プロジェクトファイナンスを利用する予定の場合）

金融機関のプロジェクトファイナンスの融資実績及び LOI 等があること。

※なお、金融機関が、関心表明を提出する時点で、金融庁長官に登録された格付業者による長期信用格付 A-又は A 3 以上であることを要する。

（自己資本による調達を予定する場合）

以下の内容が記載された事業者名義の誓約書があること。

- ① 事業実施を自己資金で行うことへの本誓約に必要な社内手続を経ていること
- ② また、外部（親会社等）からの資金調達を一部又は全部の資金の前提とする場合は、調達方法、調達先との検討状況、今後必要となる手続

- 3 申請者が、公募占用計画の受付期限の日から選定結果公表の日までの期間に、次のいずれにも該当しない者であること（公募参加者がコンソーシアムであるときは、そ

の構成員の全てが該当しないこと)

(1) 法、再エネ特措法又は電気事業法の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(2) 法人であって、その役員のうち(1)に該当する者があるもの

(3) 次のいずれかに該当する者

ア 次の申立てがなされている者

(ア) 破産法第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て

(イ) 会社更生法第17条に基づく更正手続開始の申立て

(ウ) 民事再生法第21条の規定による再生手続の申立て

イ 経済産業省本省及び国土交通省本省により、現に指名停止措置を受けている者

ウ 協議会に参加している都道府県及び市町村から現に指名停止措置を受けている者

エ 法人税の滞納者

オ 同一の促進区域の公募に参加しようとする他の者との間に資本関係、人的関係がある者

カ 次に該当する者

(ア) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者

(イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

(ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

(オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(カ) 暴力団員である事を知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用している者

キ 次のいずれかに該当するとして経済産業省及び国土交通省から現に参加資格を認めないこととされている者

(ア) 法第21条に基づき経済産業大臣及び国土交通大臣に公募占用計画の認定の取り消しを受けた者

(イ) 促進区域の指定のため、系統の提供を希望したにもかかわらず、公募において他の事業者が選定された際に、合理的な理由なく当該事業者自らが確保した系統を承継しなかった者

(ウ) 国による促進区域指定のための情報収集において事業者が国に提供したデ

- ータに偽造等があった者
- (エ) 公募の開始から終了までの間に地元関係者への接触を行い、本事業に係る公募による選定手続の公平性、透明性及び競争性を阻害した者
- (オ) 上記のほか第5章(1)2)で規定する遵守事項に違反した者
- (カ) 第5章(3)ii)①イ)及びiii)①イ)で規定する保証金納付規定を遵守しなかった者
- (キ) その他公募の参加を認めるべきでない行為を行った者

(公募への参加を認めない期間について)

- ・ 上記(3)キ(ア)～(カ)に該当する者に対して適用される法に基づく公募への参加を認めない期間(以下「公募参加停止期間」という。)については、公共工事における指名停止期間(工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公契連モデル)を準用し、不正行為等の内容、関係法令違反の有無に応じて個別事案ごとに設定することとする。公募参加停止期間については、コンソーシアム・SPCの各構成員に対して適用することを原則とするが、各構成員の責任の有無が明らかに特定できる場合には、責任が無いとされた構成員は措置の対象としない。また、公募参加停止期間内において参加停止措置が一度も適用されなかった場合には、当該期間が終了してから最初の公募に参加できないこととする。

（別添 5）系統に係る契約上の地位の承継条件等

本公募の結果、系統提供事業者以外の事業者が選定事業者として選定された場合には、系統提供事業者及び当該選定事業者として選定された事業者（以下「本件選定事業者」という。）は、以下の条件に従い、系統提供事業者が有する本件契約上の地位等を承継するとともに、本件契約上の地位等に付随する事業用資産の承継に関する協議等を行うこととする。

1. 系統提供事業者及び本件選定事業者は、本公募の結果が通知された日から3か月が経過する日までに、本件契約上の地位等の承継を完了しなければならない。
2. 本件契約上の地位等の承継対価は、下記の算定式により算定された額とする。

＜算定式＞

譲渡対価 = (①既払の工事費負担金等 + ②諸経費相当分) × ③運用利益率

① 既払の工事費負担金等（一般送配電事業者に対する直接的支出のうち既払分）

② 諸経費相当分：工事費負担金等（未払分を含む総額）の1%分（上限750万円）

③ 運用利益率：①②の合計金額に、①既払額の支出日（支出日が複数ある場合、①既払額については各支出日、②諸経費相当分については①既払額の最後の支出日とする。）から、本件契約上の地位等の承継の日までの期間について、1.001（年利）の率を乗じる。

3. 系統提供事業者は、本件選定事業者に対し、本件契約上の地位の承継のための手続について、必要な協力を行わなければならない。
4. 本件選定事業者は、本公募の結果が通知された日から3か月が経過する日までに、系統提供事業者に対し、本件契約上の地位等の承継を受けるのと引き換えに、その対価として、第2項の規定により算定された額の金銭を支払わなければならない。
5. 系統提供事業者及び本件選定事業者は、本件契約上の地位等に付随する事業用資産等の承継について誠実に協議しなければならない。この場合において、系統提供事業者は、本件選定事業者の事業を妨害する目的で本件事業用資産等の承継を拒否してはならない。
6. 系統提供事業者は、本件契約上の地位等に付随する事業用資産等やその他の事業資産等の承継に関する協議が本件公募の終了時から3か月以内までに調わない場合であっても、このことを理由に、第1項の本件契約上の地位等の承継を拒否又は遅延して

はならない。

7. 本件選定事業者は、本件契約上の地位等に付随する事業用財産等やその他の事業資産等の承継に関する協議が本公募の結果が通知された日から3か月が経過する日までに整わない場合であっても、このことを理由に第4条で規定する本件契約上の地位等の承継の対価の支払を拒否又は遅延してはならない。
8. 本件契約上の地位等の承継に関する条件のうち、第1項から第7項までに掲げるものの以外の条件については、系統提供事業者及び本件選定事業者の間で、誠実に協議の上、決定するものとする。

(別添 6) 関係都道府県知事の評価の考え方

1. 青森県知事の評価の考え方

i) 関係行政機関の長等との調整能力

評価区分	評価の考え方
トップランナー (10 点)	「優れている」と評価されるもののうち、国内洋上風力発電に関する関係行政機関の長との間で特に優れた調整実績があるもの。
優れている (7.5 点)	「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、国内洋上風力発電に関する関係行政機関の長との調整実績があるもの。
ミドルランナー (5 点)	「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、以下の i)、ii) のいずれかを満たすもの。 i) 国内陸上風力発電に関する関係行政機関の長との調整実績があるもの。 ii) 洋上風力発電事業との親和性が高い事業（漁業者や船舶、地元関係者との調整を伴う国内の洋上や沿岸部における事業）について、関係行政機関の長との調整実績があるもの。
良好 (2.5 点)	「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、その他事業（トップランナー、優れている、ミドルランナーに記載されているもの以外のプロジェクト）において、関係行政機関の長との調整実績があるもの。
最低限必要なレベル (0 点)	以下の①～③のいずれも満たすもの。 ①事業実施体制において、関係行政機関の長との調整の役割を担当する主たる者が明確になっているもの。 ②関係行政機関の長との調整の役割を担当する主たる者の実績が示されているもの。 ③当該実績について、親会社や子会社などの実績ではなく、自らの実績といえるもの。又は、事業実施体制を踏まえて、これと同等と言える根拠があるもの。
失格	最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしていないもの。

ii) 周辺航路、漁業等との協調・共生

評価区分	評価の考え方
トップランナー (10点)	「優れている」と評価されるもののうち、協議会意見とりまとめを踏まえつつ、地域の特色（地域や産業に関する自治体の計画・戦略等）を踏まえた具体的かつ実現可能性のある地域共生策を提案のうち、中長期的な地域・漁業の発展や振興に資する提案など、特に優れているもの。
優れている (7.5点)	「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、協議会意見とりまとめを踏まえつつ、地域の特色（地域や産業に関する自治体の計画・戦略等）を踏まえた具体的かつ実現可能性のある地域共生策の提案があり、その内容が優れているもの。
ミドルランナー (5点)	「良好」の基準を満たすもののうち、協議会意見とりまとめを踏まえつつ、地域の特色（地域や産業に関する自治体の計画・戦略等）を踏まえた具体的かつ実現可能性のある地域共生策を提案しているもの。
良好 (2.5点)	「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、協議会意見とりまとめを踏まえた地域共生策を具体的に提案し、かつ周辺航路や環境保全等の地域の安全に対し最大限配慮しているもの。
最低限必要なレベル (0点)	協議会意見とりまとめを踏まえた地域共生策を提案し、明らかに不適切な内容ではないもの。
失格	最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしていないもの。

iii) 地域経済波及効果

評価区分	評価の考え方
トップランナー (10点)	「優れている」と評価されるもののうち、協議会意見とりまとめ及び青森県知事の評価基準（※）を踏まえつつ、中長期的な観点から地域経済の発展に資するもの。
優れている (7.5点)	「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、協議会意見とりまとめ及び青森県知事の評価基準（※）を踏まえつつ、高い波及効果を有するもの。
ミドルランナー (5点)	経済波及効果の見込みについて、協議会意見とりまとめ及び青森県知事の評価基準（※）を踏まえつつ、具体的に記載されており、経済波及効果の因子となる地域振興策等に係る直接投資、工場等のインフラ整備、建設、メンテナンス、物流拠点の需要見込み等についての確からしさが示されているもの。

良好 (2.5 点)	経済波及効果の見込みについて、協議会意見とりまとめ及び青森県知事の評価基準（※）を踏まえつつ、具体的に記載されているが、経済波及効果の因子となる地域振興策等に係る直接投資、工場等のインフラ整備、建設、メンテナンス、物流拠点の需要見込み等についての確からしさが一部不明確なもの。
最低限必要なレベル (0 点)	経済波及効果の見込みについて、協議会意見とりまとめを踏まえつつ、具体的に記載されているが、経済波及効果の因子となる地域振興策等に係る直接投資、工場等のインフラ整備、建設、メンテナンス、物流拠点の需要見込み等についての確からしさが示されていないもの。
失格	最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしていないもの。

（※）青森県知事の評価基準

協議会意見とりまとめ将来像に記載した内容等を踏まえ、地元港湾として青森港、津軽港の積極的な活用を通じた地域経済の活性化についても評価する。

2. 山形県知事の評価の考え方

i) 関係行政機関の長等との調整能力

評価区分	評価の考え方
トップランナー (10 点)	「優れている」と評価されるもののうち、国内洋上風力発電に関する関係行政機関の長との間で特に優れた調整実績（※）があるもの。
優れている (7.5 点)	「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、国内洋上風力発電に関する関係行政機関の長との調整実績（※）があるもの。
ミドルランナー (5 点)	「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、以下の i)、ii) のいずれかを満たすもの。 i) 国内陸上風力発電に関する関係行政機関の長及び自治組織等との調整実績（※）があるもの。 ii) 洋上風力発電事業との親和性が高い事業（漁業者や船舶、地元関係者との調整を伴う国内の洋上や沿岸部における事業）について、関係行政機関の長及び自治組織等との調整実績（※）があるもの。

良好 (2.5 点)	「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、その他事業（トップランナー、優れている、ミドルランナーに記載されているもの以外のプロジェクト）において、関係行政機関の長との調整実績（※）があるもの。
最低限必要な レベル (0 点)	以下の①～④のいずれも満たすもの。 ①事業の実施に当たって調整先となる関係行政機関が特定されているもの。 ②事業実施体制において、関係行政機関の長との調整の役割を担当する主たる者が明確になっているもの。 ③関係行政機関の長との調整の役割を担当する主たる者の実績が示されているもの。 ④当該実績について、親会社や子会社などの実績ではなく、自らの実績といえるもの。又は、事業実施体制を踏まえて、これと同等と言える根拠があるもの。
失格	最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしていないもの。

（※）「調整実績」についての考え方

「調整」とは開発段階から完工、運転段階に至るまで必要であり、長期的、安定的かつ効率的な発電事業が実施可能な事業者を評価するという観点では、運転段階に至っていない案件の調整実績は評価対象にはならない。

ii) 周辺航路、漁業等との協調・共生

評価区分	評価の考え方
トップランナー (10 点)	「優れている」と評価されるもののうち、中長期の時間経過による社会環境の変化を前提とした適切な取組・改善策を適時に展開するために必要な仕組みづくりの提案など、特に優れているもの。
優れている (7.5 点)	「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、本県漁業の現状や課題を十分に踏まえた具体的かつ実現可能性のある漁業協調策・振興策の提案があり、その内容が優れているもの。
ミドルランナー (5 点)	「良好」の基準を満たすもののうち、提案内容を実現するために必要と思われる実績や体制面の根拠が示されているもの。

良好 (2.5 点)	「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、提案内容を実現するための方法やスケジュールに具体性があるもの。
最低限必要な レベル (0 点)	以下の①、②のいずれも満たすもの。 ①周辺航路や環境保全等の地域の安全に関する内容が、明らかに不適切ではないもの。 ②協議会意見とりまとめ「遊佐地域の将来像」に記載された以下の i)、ii) について、全ての項目において提案があり、明らかに不適切な内容ではないもの。 i) 海面漁業及び内水面漁業の「協調策」(3. (1) 及び(2)) に関する具体的な内容 ii) 海面漁業及び内水面漁業の「振興策」(4. (2) ①～③及び(3) ①～③) に関する具体的な内容
失格	最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしていないもの。

iii) 地域経済波及効果

評価区分	評価の考え方
トップランナー (10 点)	「優れている」と評価されるもののうち、中長期の時間経過による社会環境の変化を前提とした適切な取組・改善策を適時に展開するために必要な仕組みづくりの提案など、特に優れているもの。
優れている (7.5 点)	「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、遊佐地域の現状や課題を適切に踏まえた具体的かつ実現可能性のある地域振興策の提案があり、その内容が優れているもの。
ミドルランナー (5 点)	以下の①、②のいずれも満たすもの。 ①「良好」の基準を満たすもののうち、提案内容を実現するために必要と思われる実績や体制面の根拠が示されているもの。 ②経済波及効果の見込みについて具体的に記載されており、経済波及効果の因子となる地域振興策等に係る直接投資、工場等のインフラ整備、建設、メンテナンス、物流拠点の需要見込み等についての確からしさが示されているもの。
良好 (2.5 点)	以下の①、②のいずれも満たすもの。 ①「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、提案内容を実現するための方法やスケジュールに具体性があるもの。 ②経済波及効果の見込みについて具体的に記載されているが、経済波及効果の因子となる地域振興策等に係る直接投資、工場等のインフラ整備、建設、メンテナンス、物流拠点の需要見込み等についての確からしさが一部不明確なもの。

最低限必要な レベル (0点)	以下の①、②のいずれも満たすもの。 ①協議会意見とりまとめ「遊佐地域の将来像」に記載された地域の「振興策」(4.(1)①～⑥)全ての項目において提案があり、明らかに不適切な内容でないもの。 ②経済波及効果の見込みについて具体的に記載されているが、経済波及効果の因子となる地域振興策等に係る直接投資、工場等のインフラ整備、建設、メンテナンス、物流拠点の需要見込み等についての確からしさが示されていないもの。
失格	最低限必要なレベルの評価の考え方を満たしていないもの。